

第 5 9 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 26 年 8 月 29 日 開 会

平成 26 年 9 月 5 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 5 9 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（8月29日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会及び開議の宣告	4
○議会運営委員会委員長の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	6
○議案第58号から議案第77号の上程、委員会付託	11
○散会の宣告	12

第 2 号（9月1日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15
工 藤 幸 子 君	15

立 花 寛 子 君	1 9
河門前 正 彦 君	2 9
中 館 文 雄 君	3 1
○散会の宣告	4 2

第 3 号（9月2日）

○議事日程	4 3
○本日の会議に付した事件	4 3
○出席議員	4 3
○欠席議員	4 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 4
○職務のため出席した者の職氏名	4 4
○開議の宣告	4 5
○一般質問	4 5
工 藤 久 夫 君	4 5
八木田 憲 司 君	5 5
川守田 稔 君	6 4
根 市 勲 君	7 1
○散会の宣告	7 8

第 4 号（9月5日）

○議事日程	7 9
○本日の会議に付した事件	8 0
○出席議員	8 0
○欠席議員	8 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 1
○職務のため出席した者の職氏名	8 1
○開議の宣告	8 2

○報告第 17 号の上程、説明、質疑	82
○報告第 18 号の上程、説明、質疑	83
○報告第 19 号及び報告第 20 号の上程、説明、質疑	84
○報告第 21 号の上程、説明、質疑	87
○議案第 58 号から議案第 77 号の委員長報告、討論、採決	91
○議案第 78 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
○議案第 79 号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
○議案第 80 号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
○議案第 81 号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
○議案第 82 号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議案第 83 号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
○議案第 84 号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
○議案第 85 号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○議案第 86 号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第 87 号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
○常任委員会報告	132
○委員会の閉会中の継続調査の件の上程、採決	132
○閉会の宣告	133
○署名議員	137

平成 2 6 年 8 月 2 9 日（金曜日）

第 5 9 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第59回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年8月29日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第58号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第59号 平成25年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第60号 平成25年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第61号 平成25年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第62号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第63号 平成25年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第64号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第65号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第66号 平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
- 第 14 議案第67号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第68号 平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第69号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第70号 平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第71号 平成25年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第72号 平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第73号 平成25年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第74号 平成25年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 議案第75号 平成25年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定

について

第 23 議案第76号 平成25年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第 24 議案第77号 平成25年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商工観光課長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君

学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君	代表監査委員	山 口 裕 貢 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第59回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、河門前正彦君。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君） おはようございます。

去る8月22日に議会運営委員会を開催し、第59回南部町議会定例会の運営についての協議をしましたので、決定事項を報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の報告5件、議案は平成25年度各会計決算認定20件、条例など6件、平成26年度補正予算4件でございます。なお、平成25年度各会計決算認定の議案20件については、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしました。そのほか常任委員会報告などの案件がございます。一般質問は8名の方からの通告があり、一般質問通告一覧表のとおりに行うこととしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日8月29日から9月5日までの8日間としました。

なお、会期中8月30日、8月31日は休日のため、9月3日、4日は決算審査のため休会とすることにしました。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番佐々木勝見君、12番工藤幸子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日8月29日から9月5日までの8日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から9月5日までの8日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました8日間の会期中、8月30日、31日は休日のため、また、9月3日、4日は決算審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

ただいまの4日間は休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりですので朗読は省略します。

なお、監査委員より、平成26年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しもあわせて配付しておきます。

今期定例会の上程は町長提出の報告5件、議案30件、それに常任委員会報告等です。日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） おはようございます。

それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第59回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

まず最初に、広島県で発生した大規模な土砂災害により犠牲になられた多くの皆様とご家族に、心から哀悼の意を表します。

1時間に130ミリ、3時間雨量は217.5ミリという猛烈な雨がもたらした大災害は、全ての防災関係者に大きな衝撃を与え、避難勧告等の発令や、町民の命を守るための防災体制について、改めてその責務の重大さを示すこととなりました。

1時間あたりの雨量が50ミリ以上になる、予測の難しい大雨の発生回数が増加傾向にあると言われる中、当町におきましても去る8月15日の馬淵川の増水、8月21日の如来堂川の増水など、幸い災害には至らなかったものの、付近の方々は大変心配されたことと思われます。

町では、職員、消防団等の防災関係機関が緊密に連携し、警戒にあたりましたが、今後も町民の命を守ることを最優先に、より一層、迅速かつ的確な対応を取るように万全を期したいと考えております。

大切な命を守るためには、自分の身は自分で守るという「自助」や、地域で助け合う「共助」

が重要でありますので、町民の皆様にも、「自助」として、避難勧告等が発令されたら油断せずに避難することや、局地的な大雨により土砂崩れ等の心配がある場合は、自主的に避難するなど、空振りを覚悟で避難行動を取るように周知に努めるとともに、自主防災組織の設立を推進し、南部町全体の防災力の強化を図りたいと考えております。

「協働と参画によるまちづくり」を推進するため、地域の方々と職員が一緒になって地域づくりを考え、町民が主役のまちづくりを進めることを目的とした「地域担当職員制度」が、9月からスタートします。地域の課題を自ら把握し、地域が自立して解決できる活力ある地域づくりができるように、全職員が思いを一つにして取り組んでまいり所存であります。

また、町民への新たな情報伝達手段として、ツイッターの運用を開始いたしました。町民の多様化するニーズに応えるものであり、広報紙やホームページと併せて、更に充実した情報提供を行ってまいりたいと考えております。

さて、先日開催された、「なんぶサマーフェスティバル」と「なんぶまつり」は、町内外から多くの観客を集め盛大に開催されました。今後は、「名川秋まつり」や「とまべちまつり」、その他、各町内でのお祭りが行われるほか、9月7日には、町民の期待を集める「青森県民駅伝競走大会」が開催されるなど、地域が笑顔で元気になる行事が目白押しとなっています。スポーツなどで努力を重ね、全国大会で活躍する町民もたくさん出てきておりますので、様々な分野で頑張る芽を育てていくように、町としてもバックアップしていきたいと思っております。

また、10月には、達者村開村10周年記念式典を開催する予定であり、これを契機に更なる都市と農村の交流事業を推進させ、地域活性化に繋げていきたいと考えておるところであります。秋の農業体験修学旅行の受け入れ事業に加え、韓国、カンボジア、インドネシアからの海外視察研修受け入れ事業も予定されており、国際グリーン・ツーリズム活動も活発化の兆しが見え始めており、関係機関と連携を密にしながら達者村事業を更に発展させていきたいと考えております。

町の活力を高め、地域住民の方々が健康で笑顔で暮らしていくことが出来る南部町を作り上げるため、職員一丸となって達者村関連の各種事業に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、更なるご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告5件、平成25年度決算の認定20件、条例の制定などの案件6件、平成26年度一般会計ほか、各特別会計補正予算案が4件の合わせて35件でございます。順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず、報告第17号、専決処分した事項の報告についてであります。去る7月10日、南部町健

康センター敷地内の町道、「医療センター2号線」で発生した、町職員が運転する公用車と相手方車両との接触事故に関し、和解を成立させ、損害賠償の額を決定することについて、専決処分したものであり、地方自治法の規定に基づき、これを報告させていただくものであります。

次に、報告第18号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてであります。事業団の平成25年度決算状況について、特定事業及び特定事業以外の決算書が提出されましたので、地方自治法に基づき、付属書類、審査意見書を添えて議会に報告するものであります。

次に、報告第19号、平成25年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成25年度の南部町の財政について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

次に、報告第20号、平成25年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてであります。報告第19号と同じく、平成25年度南部町の各公営企業会計の資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

報告第19号及び報告第20号につきましては、いずれも赤字額、資金不足額がないことから、監査委員からは、是正改善を要する事項について「特に指摘すべき事項はない」との審査結果をいただいております。

特に、健全化判断比率につきましては、「実質公債費率が平成24年度の14・5％から13・3％になっており、早期健全化基準の25％を下回っていること、将来負担比率も平成24年度の32・2％から9・1％となっており、早期健全化基準の350％を大幅に下回っていることから、町財政の健全性は保たれていると認められる」との評価をいただいたところであり、今後とも、引き続き財政の健全化に努めて参る所存であります。

次に、報告第21号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、議会に報告するものであります。

次に、議案第58号から議案第77号までですが、平成25年度の各会計決算20件につきまして、監査委員の意見を付して議会の承認を求めるものであります。各会計の詳細につきましては、会計管理者及び各担当課長からご説明いたしますので、私からは一般会計決算の概要についてご説明申し上げます。

議案第58号、平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ110億3,326万6,000円で、これに対し収入済額は108億4,582万4,746円、支出済

額は105億7,184万6,735円となりました。

この結果、歳入歳出差引額は、2億7,397万8,011円ですが、このうち、6,320万4,000円が繰越明許費繰越額として翌年度へ繰り越しになるため、実質収支額は2億1,077万4,000円、このうち地方自治法の規定により、財政調整基金に1億円、減債基金に1,000万円、合わせて1億1,000万円を積み立てしております。

監査委員からは「財務事務及び財産管理についても概ね適正に処理されているものと認められた」との総括意見をいただいておりますが、今後とも収入未済額の解消に努め、町税等歳入確保を図るとともに、行政運営にあたっては、合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、行政サービスにおいても各方面にわたり、なお一層の充実を図ってまいりたい所存でございますので、ご指導、ご助言をよろしくお願いいたします。

なお、平成25年度の主要施策の成果につきましては「行政報告書」と題して別冊にし、お手元に配付しておりますので、決算審議のご参考に供していただきたいと存じます。

次に、議案第78号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。が、「子ども・子育て支援法」の制定に伴い、「子どものための教育・保育給付」の対象となる施設等を、教育・保育給付の対象となることを、市町村長が確認するための基準を条例で定めることとされていることから、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第79号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。が、児童福祉法の改正により、従来の認可保育所の枠組みに加え、家庭的保育事業や小規模保育事業等の4つの事業類型が、新たに市町村が認可する事業として設けられ、その設備及び運営等について条例で定めることとされたことから、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第80号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。が、議案第79号と同じく、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の設備及び運営について、市町村の条例で定めることとされたことから、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第81号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、法律の題名が改正されるため、同法律を引用している条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第82号、町道の路線認定についてであります。馬淵川の増水により交通が遮断される大向字後渡地区について、当該地区から県道三戸南部線へ通じる路線を町道として認定することについて、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第83号、南部町過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。公民館の耐震化事業の財源として、過疎債を適用させるため、計画を一部変更するものであります。

次に、議案第84号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第2号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,442万5,000円を追加し、予算の総額を108億6,383万4,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、利率の高い地方債の繰上償還を行い、利子負担の軽減を図るため2億821万8,000円を計上したほか、除雪作業委託料や除雪機械借上料等の道路除雪事業費として6,905万3,000円。住谷橋、古牧橋、名川中学校付近の3か所に河川監視カメラを整備するための情報通信利用環境整備事業費として3,654万5,000円を計上したものであります。

次に、議案第85号、平成26年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。予算の総額に、歳入歳出それぞれ354万円を追加し、予算の総額を1,009万円とするものであります。

次に、議案第86号、平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ2,715万8,000円を追加し、予算の総額を29億1,715万8,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、歳入に前年度繰越金として2,875万8,000円を計上し、歳出に、国保財政調整基金積立金として、2,441万1,000円を計上したものであります。

次に、議案第87号、平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ846万円を追加し、予算の総額を25億4,769万6,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、歳入に介護給付費準備基金から843万7,000円を繰り入れ、歳出に、返還金として845万6,000円を計上したものであります。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第58号から議案第77号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、日程第5、議案第58号から、日程第24、議案第77号までの平成25年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案20件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号から、議案第77号までの平成25年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案20件を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま、議題としました議案第58号から議案第77号までの平成25年度南部町各会計決算認定についての議案20件については、委員会条例第6条の規定による議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第58号から議案第77号までの平成25年度南部町各会計決算認定についての議案20件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。本日、本会議終了後、この議場において、決算特別委員会を開催いたしますのでご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、9月1日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時26分）

平成 2 6 年 9 月 1 日（月曜日）

第 5 9 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第59回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年9月1日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 工 藤 幸 子

1. 保育所利用料の無償化について
2. 道路の補修について

14番 立 花 寛 子

1. 南部町（旧名川町）剣吉出身の永嶋暢子について、広く知らせる活動を強める考えはおありでしょうか。
2. 医療健康センター開設4カ月目の現状は。
3. 8月3日実施の防災訓練の内容とこれからの課題は。

8番 河門前 正 彦

1. 小・中学生のいじめについて

3番 中 舘 文 雄

1. 町立・町営事業において、行政の担う役割と今後の課題について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君

15番 川守田 稔 君

17番 坂 本 正 紀 君

16番 工 藤 久 夫 君

18番 東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商工観光課長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第59回南部町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたら、チャイムでお知らせします。質問者は通告以外の質問とならないよう、お願いいたします。答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。ご協力よろしくをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） おはようございます。

さきに通告をしておりました2点について、町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、保育所利用料の無償化について。人口減少が続いていますが、その対策の一環として保育所の利用料を無償にするお考えはあるのかであります。

年々深刻化する少子化を受け、平成16年12月、政府は新たな少子化対策として子ども・子育て応援プランを策定、これまでの保育中心のエンゼルプランから新エンゼルプランを策定し、企業や地域等を含めた社会全体の取り組みに転換を図りました。それは、若者の自立とたくましい子供の育成や仕事と家事の両立支援、働き方の見直し、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、母子保健医療体制の整備、そして子育てに安心安全な住まいやまちづくり等が重点目標とされていますが、我が国は2010年より人口減少が始まって以来、その後もふえ続け、世帯数の減少

や空き家、市街地の縮減、空店舗の比率増等、生活環境は劣化しているのであります。

我が町も例外ではありません。このような状況下にあるのであります。まちづくり、特にこれからは次の世代を担う子育てはもちろん、安心して生み、育てられるよう、人口減少を一日でも早く食い止めるためにも、生活環境の質を整え、時代の流れに目を見開き、今、行政は何をやるべきか。町を支える出生率を高めるエリアマネジメントの主体となり、たくさんの子育てができるように愛の手を差し伸べるべきであり、保育料の無償制を考えられて、主体と目的に応じ、町民のパートナーとして時代が求める町発展のため、機動的な活動を広げてほしいと願うものであります。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目であります。道路の補修について。町内において常習的に破損が繰り返される町道路線また町道の一部区間はどの程度確認されているのか、また今後どのように補修等を進める予定なのかであります。

我が国の自動車時代は、明治34年に自動車が入国されることに始まっています。その後の自動車交通時代を追って、大正8年に道路法、昭和27年に新道路法が公布されました。昭和28年度末における国道及び都道府県道の整備状況は、自動車交通の発展に対応できない状態でもありましたが、このような状況を背景に、道路利用者が支払っているガソリン税収入を道路整備のための特定財源として計画的に整備を促進すべきとの世論が高まりました。

そこで、道路整備の財源等に関する臨時措置法が公布、施行され、その後の整備五箇年計画が次々に改正を重ね、一般道の改良が進み、現在ではほとんどの国道、都道府県道が整備される状況となっております。

そこで、道路に関する法令は道路運送法、道路法、道路整備特別措置法、高速自動車国道法、道路整備緊急措置法（1958年法律第34号）、そして道路整備五箇年計画が根拠となって法律道路を緊急かつ計画的に整備することにより、道路交通の安全確保とその円滑を図るとともに、生活環境の改善に資することを目的としているのであります。また、道路の保全は交通の危険を防止しなければならないのであります。

しかし、我が町内また地域には道路が縦、横、高さ30センチぐらいの穴があき、夜間等は危険きわまりない道路があるのであります。しかも、そのように危険な道路が限りなく存在しており、このような状態は町の発展に多大な損害となるのではないかと思います。

今後どのように道路の補修や道路づくりを考えておられるのか、ご答弁をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、保育所の無償化についてのご質問でございますが、初めに保育所に係る経費の財源の内訳について、直近3カ年の決算額でご説明申し上げたいと思います。

町内には3つの町立保育園がございますが、これら3施設に要した経費、つまり一般会計の歳出、保育所費の決算額を申しますと、平成23年度が3億533万5,000円で行いました。この歳出の決算額に対しまして、財源の内訳を見ますと、保育園の利用料、つまり保護者の皆さんからの負担金の決算額が8,197万1,000円で、歳出総額の26.9%の財源比率となっております。このほか、国、県、他市町村の支出金が合わせて4,101万2,000円で、13.4%の比率となっております。残りが一般財源の1億8,235万円で、59.7%という比率となっております。

同じく24年度におきましては、歳出の決算額が2億9,855万8,000円で、これに対して保護者負担金が8,545万4,000円、28.6%となっております。国、県、他市町村の支出金が3,501万9,000円で11.7%、一般財源が1億7,808万4,000円で59.7%という比率となっております。

前年度の平成25年度でございますが、歳出の決算額が2億9,170万5,000円で、これに対して保護者負担金が8,944万3,000円で30.6%、国、県、他市町村の支出金が5,037万2,000円で17.3%、一般財源が1億5,188万9,000円で52.1%という比率となっております。

ただいまご説明申し上げましたとおり、保育所の利用料、つまり保護者負担金は保育所費の財源のほぼ3割を占めている状況となっております。

平成28年度から、以前から申し上げておりました地方交付税、これは3町村合併をしたことによって優遇されていた部分もございました。これが平成28年度から5年間で約12億円近く減っていくと。そして、その後には過疎債、そして合併特例債が平成32年で終了するというところで、非常にこれから交付税の削減含めて厳しい状況になってくるわけでございます。保育所の無償化、これを行う場合には当然、恒久的に行っていかなければならない、計画を立てなければならぬわけであります。1年2年間だけやって財政的に厳しくなって、その後はやれないということになると、その後にお子さんを抱えている方々からすれば、何でもことしで終わりなんだということに当然なっていくわけですので、私どもとすれば、行うときにおいてはやはり将来的に恒久的にやっていけるかどうか、無償化という中で。ただ、少子高齢化対策、そしてまた若者定住促進、

これは新年度から少し力を入れていきたいと思っております。そういう中で私どもも検討はしているところでございます。ただ、この場所において、今すぐ無償化にするという部分はまだまだ少し財政面の将来的な部分、これをしっかりと検討していった判断していかなければならないと思っております。

今、政府与党間におきましては、5歳児からの幼児教育無償化について新聞ニュース等で報道されているところでございます。このことにつきましてはその動向に注視しながら、国がどういう施策を講じてくるのか、そういう部分も見きわめながら、当町としてどこまでできるのか、例えば無償化までいかなくても軽減策を講じていけるかどうかと、こういう部分については検討してまいりたいと思っております。

次に、道路の補修等についてでございますけれども、まず町道路線の破損箇所はどの程度確認しているかと、またどのように補修等を進めるかについてでございますが、町道の定期パトロールは週1回実施しており、担当課以外の職員にも通勤の移動も含めながら、舗装の穴、亀裂、のり面など、道路の異常に気づいた場合は担当課の方に連絡するようにというふうな職員間においても連絡体制をとっております。また、昨年12月に郵便局と町において、町民の命と安全を守るための情報提供に関する提携を定め、道路等に異常があった場合の情報提供もお願いしているところでございます。

町道全体の破損箇所は舗装の老朽化による亀裂等も含めるため、地区全体を確認しておりますが、これまでに緊急を要する破損箇所の穴埋め補修は小さい補修を含め約100カ所実施しており、今後も確認次第、対応してまいりたいと思っております。また、緊急を要しない舗装の亀裂等につきましては、旧3地区に分けて年に3回の舗装、補修工事を計画し、実施しております。さらに、幹線道路で全体的に舗装の損傷が著しい路線につきましては、工事費も大きくなるため、補助事業や県営事業等により舗装改修工事を実施しております。

このことから、道路の補修、舗装等につきましては十分に現場の状況を把握し、道路の破損による事故を起こさないよう、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

専決報告等においても、以前も道路の破損等によつての補償問題等もございました。担当課のほうにしっかりとパトロールし、また担当課の職員だけで通常の業務を行って全体をパトロールするというのも若干全部を把握できない部分もあると思いますので、先ほど申し上げました、職員も自分が通勤して通っているところは気がつくわけでございます。私も通るところ、気がつけば担当課に穴があいているぞということを言って、そういう部分、職員全体として見逃さないようにして、小さな部分については早急に補修していくということが大事だと思っておりますの

で、また議員の皆様もそれぞれ活動されている皆様でございますので、そういう箇所があった場合には担当課のほうにまたお知らせをいただければ早急に対応できる体制を今後も整えてまいりたいと思っておりますので、またご協力もひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 8月31日、大変だなと思いつつも、きのうは楽々で行われた講演会を見聞きさせていただきました。櫻井先生のすばらしい講演でありまして、特に地域とそれから人口減少ということに対して非常に有意義な講演でありました。それを踏まえて、私が今、保育所の金額云々ということに余り気を両親が置かないようにということも踏まえて、すばらしい講演だなと、町長さんもしっかりと舞台の上から講演をお聞きし、そしてお言葉を出しておられましたので、こういう時代になったのだなということも非常に意味深く拝聴しておりました。

これからは本当に人口が減る、だけれども、工夫によっては、どこのこととは言いませんが、保育所料の無償ということを行っている市町村もありますので、そしたら非常に子供も含めた親の移動が一生懸命頑張って地域を見ているその町に身を寄せて、大変すばらしい町だということをおっしゃっていた地域もありますので、これは工夫によっては全部が全部不必要とは思えないで、その状況を前向きに実施できるところまで頑張っていたきたいなということを実感したところでございます。

それからもう一つ、大変道路上に白墨の線が引いてありまして、それがすごく、先ほど町長さんが100カ所ぐらいとおっしゃいましたけれども、もう少しあるのではないかなと思うぐらいのチョークの跡が表示されておりました。ですから、ああよかったな、いつごろきちんとなるのかなということも考えながら、きょうは質問させていただいた次第でございます。ですけれども、町長さんから前向きに希望あるお答えを賜りましたので安心して、きょうは町長さん頑張っていたきたいと胸に刻みながら拝聴しておりましたので、どうぞ実現を期待しております。

きょうは本当にありがとうございました。おかげさまでした。

○議長（坂本正紀君） これで工藤幸子君の質問を終わります。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。

9月定例議会に当たり、一般質問を行います。

初めに、死者、行方不明者70人以上にも上ります甚大な被害を生じた広島市の土砂災害の被災者救援が急がれます。その中で、きょう防災の日を迎えました。日本列島はこの夏も台風や記録的豪雨に襲われ、各地に大きな被害をもたらしました。地震、津波、火山の危険などもあり、日本のどの地域も災害とは決して無縁ではありません。本格的な台風シーズンも迎えております。災害による犠牲者を出さないために、今までの教訓に立った危険箇所などを総点検し、本格的な対策に全力を挙げることが急がれます。

広島市の土砂災害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げ、一般質問を始めます。

南部町（旧名川町）剣吉出身の永嶋暢子について、広く知らせる活動を強める考えはありますか。旧名川町剣吉出身ではありますが、ほとんど無名に近い方です。永嶋暢子は1897年（明治30年）、旧名川町剣吉の造り酒屋に生まれ、八戸高等女学校を優秀な成績で卒業後、すぐ上京し、23歳で平塚らいてう、市川房枝らとともに女性解放運動に参加しました。しかし、1934年（昭和9年）、37歳のとき、特高の弾圧により活動ができなくなってしまったのです。東京で永嶋はマルキストとして一貫して女性労働者や虐げられた民衆に心を寄せ、どうしたらその人たちが人間らしく働き、生きられるのかと、貧困や差別の根源を見詰め、国家権力の抑圧と侵略戦争に反対し、豊かな文才で本質的で評価の高い評論、小説、エッセイなどを書き続けました。社会運動家であり、作家であった永嶋の名は、八戸出身の羽仁もと子とともに日本女性人名辞典に掲載されております。

南部町立町民ホールにあります図書室には永嶋暢子関連の書籍があり、関連記事が掲載されたときなどは問い合わせがあると言っています。しかしながら、まだまだ無名の方ではないでしょうか。日本の女性解放運動の先駆者として生涯をささげた方が剣吉出身であることは喜ばしいことであります。郷土の誇りとして取り扱い、町といたしましても永嶋暢子に関心を持ってもらう活動は町の歴史を豊かにすることではないでしょうか。答弁を求めます。

次に、医療健康センター開設4カ月目の現状について質問します。

医療センターの玄関を進みますと、広く明るい窓口があり、診察を待つ患者さんはゆったり時間を過ごしている様子がうかがえます。建物の設計の違いでこうも変化するものなのでしょうか。本当によかったですね。

開設4カ月目に入りましたが、初めて医療健康センターに足を踏み入れて戸惑うことも多いと考えます。通院している患者さんはなれているようですが、医療健康センターが役場だと思って

いる方があり、手続に来てびっくりするようです。バス停が医療センター前にあり、そのまま進みますと病院窓口があるわけです。そこで案内を求めるわけですが、戸惑っているようであります。要因は、医療健康センターという名称が病院機能と行政部門に分かれていることを承知しないで、役場だと思っているようであります。案内板を見ますと、健康センターまでの案内はあるわけですが、わかりにくいようであります。健康センターが行政部門であることが周知されるまで時間がかかると思われます。そこで、案内はどのようになっているのでしょうか。

次に、旧名川病院時代には待合室に畳でできた休み場所があり、横になれてよかったと言っています。また、医療健康センター開設時に用意されていなかったため、給水器が欲しいと言っています。

次に、各診察室から中央処置室やレントゲン室などへの処置が必要になった場合の移動はどうでしょうか。説明されてもわからない場合もあり、案内してほしいと考えます。いかがでしょうか。

患者が建物内部の各部屋になれるまでには時間がかかります。そのためには人の配置が必要です。親切な対応でうれしいと受け取ってもらうことがこれからの経営に役立ちます。改善すべき点など、どのように点検しているのでしょうか。答弁願います。

8月3日に実施されました南部町防災訓練について質問いたします。

如来堂川の水位が上昇し、今後氾濫するおそれがあります。このため、午後8時に下名久井地区青柳、如来堂、下夕町の一部に避難準備情報を出しました。「避難に時間がかかる方は避難する準備をして、早目に中央公民館へ避難してください。その他の方も避難の準備をしてください。以上、訓練放送でした」と放送がありました。この放送を受けて、南部町医療健康センター周辺に向かいました。会場には町職員、消防団員初め住民の皆さんがおられ、忙しく作業しておりました。私はボランティア班のテント内で、ボランティア活動に参加する注意事項や炊き出し時の特殊炊飯袋ハイゼックスの使用方法などをお聞きいたしました。参加された皆さんは、協力機関の参加も多く、規模の大きさに圧倒されたのではないのでしょうか。

具体的な質問に入ります。今年度の南部町防災訓練実施要綱に基づき、質問をいたします。

訓練想定は次のように書いてあります。平成26年8月3日午前7時、青森県南部及び岩手県北部に台風の影響による大雨を確認。この大雨による被害は甚大で、如来堂川の増水により隣接する道路が冠水、土砂災害により家屋の倒壊が発生し、負傷者が多数発生したほか、電気、水道、固定電話等のライフラインに大きな被害が生じた模様。このため南部町では健康センターに現地対策本部を設置し、情報収集に当たっている。また、消防署及び消防団員は要救助者救出の対応

に当たっている。町内で停電や断水が発生する中、各地域では公的機関の到着を待たずに、共助による災害対応に当たることとしたほか、小中学生も自主避難所付近において災害の拡大を防ぐための活動を手伝うこととしたもの。そのほかの情報として9点挙げられています。

私が注目した項目は次のとおりです。⑤名久井小学校と名川中学校の最上学年生は、音楽会のため名川中学校体育館に集合している。⑥如来堂川の増水により、名川中学校から医療健康センターまでの区間が冠水し、通行できない状態。⑦消防署及び消防団は、町内で発生している要救助者救出の対応で手いっぱいの状態。⑧地区内の火災に消防団が対応しており、名川中学校から医療健康センターまでの区間が冠水しているため、給食センター付近で発生した火災に到着するには時間を要する状態。

私は、よくできた想定だと考えております。どのように訓練をしたのでしょうか。また、訓練の結果、見えた課題があればお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、南部町剣吉出身の永嶋暢子さん、この方は1897年から1946年に亡くなられているわけですが、本名ヨネさんとお聞きしております。永嶋さんは明治30年に剣吉に生まれ、県立八戸実業科高等女学校を卒業後に上京されて、女性解放運動に参加し、大正、昭和初期の社会運動家として活動された方と認識してございます。

4月12日に、永嶋さんをしのんで、八戸市の大慈寺の墓前で、永嶋さんが好きだった菊の花にちなんで供養がことし初めてとり行われました。また、故人の功績を広く知ってもらうためにと、大慈寺に建てられた顕彰碑の除幕式もご案内いただきましたけれども、当町からは坂本副町長が出席しております。

立花議員もおっしゃっていましたが、町ではこの機会に当町の出身者である永嶋暢子さんを住民の方に知っていただくために、名川中学校町民図書室1階に特設コーナーを設けて永嶋暢子さんに関連する著書を展示し、紹介しているところでございます。

この方につきましては、立花議員さんの同志であります八戸の方、私のところに何度も来ていただきまして、その方の著書もいただきました。読ませていただきました。本当に、その八戸の方は東京に何度も出向いて、永嶋暢子さんという方はどういう人だったかということを調べて、

著書、そしてまた先ほどの顕彰碑ですか、そういうものの実現も行ったわけでございます。

図書のほうでの紹介等も行っていただきながら、特別に郷土の誇りとして取り扱うべきでないかという部分につきましては、現在取り組んでいる皆様、そしてまた活動内容といたしますか、一部限られた方々の評価を含めながら活動でもあったということもございますので、特別な扱的な部分は考えてございませませんが、そういう方がいたと。現在、私どもが男女平等また共同参画、そういう時代になってきております。そういう今日においては、そういう方々の活動もあったことからという部分もこれはあると思っております。

繰り返しになりますけれども、特別、町としてどういう取り組みが適切なのかという部分も少し考えなければならないと思っております。ただ、個人的にはそういう方々、先ほど立花議員もおっしゃってありました図書館にありますので、いろいろな話をお聞きして、資料を参考にさせていただければと思っております。

次に、医療センター開設4カ月目の現状についてのご質問でございますけれども、まず待合室についてですが、診察待ちや会計待ち用としてベンチタイプの椅子を設置してございます。旧名川病院にありました畳の休憩スペースは設けてございませませんが、子供や高齢者が休憩できるような場所について現在検討しているところであります。

また、給水設備でございますけれども、オープン当初設置してございませんでした。いろいろ利用者の方々からも要望等もございまして、先々週から外来待合室に冷水器を設置し、無料で利用できるようにしてございます。

また、施設内の案内などについてでありますけれども、移動する際に戸惑うことがないように案内板を追加して設置しているほか、ボランティアの方により施設の案内や車椅子で来院された方の介助などを行っていただいております。

改善すべき点などにつきましては、週1回各部署の代表者で構成する連絡会議を開催し、利用者からのご意見や要望、改善すべきことなどについて、その都度協議しているところでございます。オープン4カ月、住民の方々もふなれな部分もまだあると思っております。基本的には、いつも申し上げておりますが、優しい対応、そういう部分に今後もしっかり気をつけながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、8月3日実施いたしました防災訓練の内容と、これからの課題についてのご質問でございますが、まず如来堂川の増水により名川中学校から医療健康センターまでの区間の道路が通行できない想定で行った訓練についてであります。実際に平成23年と平成25年には如来堂川からの溢水により、当該地区への避難準備情報などの発表や、周辺道路に通行止めをかけていること

から、医療健康センターの開設を新たな契機として住民への普及啓発の機会と捉え、実施いたしました。

訓練内容についてであります、名久井小学校、名川中学校の児童生徒の皆さんに訓練へ参加していただき、行政バスを使用した避難訓練を実施しております。また、訓練に使用する救急車などの緊急車両については、冠水想定区間を回避した経路で運用を実施したところであります。このほかにも大規模な災害を想定し、消防機関による土のう被害を受けた倒壊家屋などからの救助、救出、搬送訓練や、自主防災会組織による情報収集訓練、応急救護訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練、各防災関係機関の協力による展示体験コーナーを用意することで、日ごろからの防災に対する意識の高揚を図ることを目的として行いました。

町職員については、災害対策本部や現地対策本部の設置運用訓練のほか、有事の際には迅速な対応を行えるよう、職員防災初動マニュアルに準じた対応を再確認しました。

次に、訓練の結果見えた課題についてであります、今回実際に冠水想定区間を設けて別経路を使用したことにより、如来堂川から溢水し、道路が冠水した場合においても、医療健康センター及び名川中学校とも避難路は確保されており、問題はないと思っておりますが、広場から虎渡間のいわゆる町道につきましては非常に低くなっておりますので、以前もその道路が冠水して通行どめになると。その道路につきましてはまだ工事に入れておりませんので、今後同じような雨が来ると、道路については通行どめにならざるを得ないと思っております。ただ、医療健康センター、また名川中学校はかさ上げをしておりますので、そこについては今までの大雨を想定した以上の盛り土にしておりますので、まずはその上に冠水することはないと思っております。そしてまた、裏のほうからの給食センター側からの道路から広場方面に向かう道路は、今までですと通行は大丈夫でございまして、まずは最悪の状況の大雨になっても避難という部分については問題ないかなと思っております。

今後、あの周辺の田畑はちょっとすれば農地冠水しますので、その前に道路の整備計画という部分をしていかなければならないと思っております。構造的にあそこの道路はただ上げればよいということだけでなく、下から流さないと上名久井高瀬1工区の水がはけないという状況にもなっておりますので、非常に構造的な部分とともに多額の工事費がかかる道路になるのかなと思っております。ただ、いつまでもあの状況にしておくわけにはいきませんので、現在行っている道路交付税等、その区間が終了したら、そこだけに限らないわけですがけれども、それぞれの地区からも道路改修、拡張等の要望があります。緊急道、そういう部分を重要視しながら道路交付税等をしっかりと活用して、町単独費でとてもちょっと厳しくなりますので、そういう部分を整備しなが

ら、より安全が図られるように取り組んでまいりたいと思っております。

そのほかの課題でございますけれども、今回の防災訓練においても参加住民の力の大きさを改めて感じたわけでございますが、大規模災害が発生した場合、自助、共助、公助のうち、地域住民で助け合う共助が特に重要と考えております。その共助の中核である自主防災会組織設立への理解により、町内の世帯カバー率は年々増加し、立ち上げ予定の団体を含めて、8月17日現在において67.1%となっております。何とか残りの町内会の皆様にも自主防災会組織を設置していただき、きのうの櫻井先生のお話でありませぬけれども、それぞれが地域で協働のまちづくり、そしてまたその地域で築いていくんだということを町内会長さん初め行政員の方々にもお願いをし、私どもは引き続き世帯カバー率100%を目標にして働きかけをしてまいりたいと考えております。

また、今回の訓練では土砂災害により家屋が倒壊するという想定のもと、倒壊家屋からの救助、救出、搬送訓練を実施しましたが、広島市の災害のように夜間、早朝、未明にかけての局地的豪雨が発生した際の情報伝達や避難のあり方についても、町内会や自主防災会とともに訓練を重ねてまいりたいと思っております。

最後に、参考的に如来堂川でございますが、非常に広場からちょうど健康センターの端のほう、虎渡側、そこまでの区間が非常に土砂がたまっております。ですから、今の様な状況でもちょっと雨が降ると、消防団員待機水位という水位になります。そのことから、県のほうに如来堂川のその区間、まず掘削をしてもらわないと、すぐにあそこは避難指示になるということで、恐らく今月からになるのではないかと思っておりますが、現在草刈りも終わっております。あそこの河道掘削をしていただくことになりましたので、少し今の状況よりはよくなっていくのではないかなと思っております。

私どもも住民の安全安心については、本当に最近の気象状況というのは予測できないような状況が続いておりますので、しっかり対応できるように体制を整えてまいりたいと思っておりますので、また議員の皆様方からもご協力等もお願い申し上げながら一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 剣吉出身の永嶋暢子について広く知らせる活動についてであります、町長初め副町長におかれましてはさまざまな行事にご協力していただいておりますことをうれ

しく思っております。しかしながら、町といたしましても、町紹介のホームページなどを立ち上げているわけでありますので、そこをスペースをとって業績などを知らせる活動はできるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

2点目、医療健康センター開設4カ月目の現状についてであります。前向きな答弁をいただいたと思っております。これは病院経営の全体の一部であります。最終的には患者さんとお医者さん、また医療スタッフ、その他のスタッフの皆さんの態度や、また入院中の患者さんに対する態度、気配りなどが大きく作用するわけでありますので、この点についてもお心を砕いていただきますようによろしくお願いいたします。

3点目であります。一般質問の事項及び要旨には要綱に書かれてありました1つの点だけを取り上げたわけでありますが、それに対する答弁についてもう少し、実施した項目の羅列の答弁だけでなく、具体的にどのような手順で行っているのか。防災マニュアルにのっとって行いましたと町長の答弁にはあったわけでありますが、その防災マニュアルを簡潔に説明していただくことはできないのでしょうか。

学校と病院といいますか、医療健康センターなんですけれども、その周辺は町長もおっしゃいましたように、平成23年、25年に大きな被害を受けている地域でありますので、住民の皆さんも注目している地域です。そういう中で、大雨になった場合に本当に住民の皆さんの避難がどのようになされるのか、注目している内容だと思います。そして、大変よい想定で訓練がなされた割には、具体的にどういうふうにしていくのか、小中学生も参加しての防災訓練で実際行われたようでありますけれども、どういう手だてで行われたのか、もう少し訓練内容がわかるような答弁を求めたいと思います。

また、8月3日は日曜日であります。平日に想定したような事件が発生した場合、どのようになるのでしょうか。平日に発生した場合の生徒、保護者、学校関係者や患者、病院スタッフなどに対しては、どのような訓練が考えられるのでしょうか。やはりこういう点を考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、最初に私のほうから答弁しますが、永嶋さんの活動等でございますけれども、ホームページ等々で紹介は可能なわけでございます。これは。ただ、どのような内容で仮に紹介する場合に、ここは慎重にして公の機関でございますので、そこについては十分精

查しながらということになってくると思っておりますので、そこは少しご理解もいただきたいと思っております。

あと患者さん含めながら、医療センターでございますが、これは医療センターに限らず、公的機関、施設等において、職員には常に相手方の立場に立って対応していくようにということを指示しております。ですから、医療センターに限らず、そういう体制をしっかりとできるように、さらにまた職員のほうにも周知して取り組んでまいりたいと思っております。

防災訓練の詳細についてですが、立花議員さんも途中から来られておりました。それぞれお忙しい皆様でございますので、皆様方が参加していただければ一番いいんですが、途中からの部分は立花議員さんも自分で見て理解している部分もあると思います。今度、できれば最初から参加していただければ全部の流れがわかると思いますし、ここの議場で全部詳細にということと結構な時間がかかります。必要であれば、そのときの訓練の資料等、どういうふうに行われたかというのは担当課にありますので、議員の皆さんに配付して、後で見ていただいてということではいかがでしょうか。そちらのほうがちやんと見られて、聞き逃しが逆にないと思いますので、そういう状況で、話してもいいんですけれども、結構な時間で、かえって資料で見たほうが理解できると思いますので、何とかご理解いただきたいと思います。

また、平日の発生についてというのは、行ったのは日曜日でございますが、訓練自体は日曜日のときの訓練、発生したということではなくて、これは平日であろうと日曜であろうと、想定されての訓練でありますので、そういう中で毎年訓練は行っているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、防災訓練についての質問なんですけれども、確かにその会場の雰囲気など、大変熱心に行われたことは理解したわけでありましたが、結局どういう観点からどういう動きをしているのかが現場でも理解できなかったというか、読み取ることができなかったわけでありまして。そういう観点から質問をまとめたわけでありまして、そういう理由から今回は取り上げたわけでありまして。時間が大変かかるということの答弁でありますので、資料提出などをいただき、検討してみたいと思います。

ところで、町長の答弁で、土日関係なくの内容の訓練だったということでありますが、そうい

うことであれば生徒や保護者、学校関係者、患者や病院スタッフに対してのマニュアルはきちっ
と行われているのかどうか。やはり住民の皆さん注目されていると思います。そこで、これだけ
のものの想定をして、こういう訓練をしているので安心してほしいという発信を行政としては行
うべきではないでしょうか。そういう観点から、訓練内容などを詳しくお聞きしたわけでありま
す。安心できるような状況になっているのかどうか、また住民にどのような形で防災訓練につ
いての報告をするのかどうか、お聞きし、終わります。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 防災訓練につきましては、それぞれの関係団体含めながら、皆さんが来
られるというわけでもないわけですし、関係者の方々中心に訓練を行って、役場については職員
については当然勤務しながら対応していくと。今までの災害等においても、当然勤務しながら行
うわけであります。ですから、訓練を積み重ねることによって確実な対応ができてきますし、そ
してまた、それとともに参加していただくことによってそれぞれがまた対応、こういうときはど
ういう対応をすればいいんだということも自分自身も確認できるわけであります。そういう中に
おいて、我々もしっかりと安全に対応できるようにという取り組みとともに、逆に全てが安全だ
と思わないで、町民一人一人も危機感を常に持っていただかないと、逆にこわいことになります。
安全だ、安全だというのはこわい。立花議員さんが言う気持ちもわかります。やっぱり安心して、
対応しているんだということは町民の方にとっては本当に安心できると思いますが、ただ、安心
し過ぎることも大変危険になりますので、それぞれが危機感を持っていただくと。自分の身はま
ず自分で守ると。当然、入院患者さんとかそういう方々については町のほうでしっかりとした対
応をしていくわけですので、そういう中で安心をしてもらう部分と、また危ないんだと
いう危機感を持っていただくことによって、より安全が守られていくのではないかなと思ってお
りますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） これで立花寛子君の質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩します。

（午前11時09分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

8番、河門前正彦君の質問を許します。河門前正彦君。

（8番 河門前正彦君 登壇）

○8番（河門前正彦君） 私は、第33回の定例会でもいじめに対する質問をしました。今回も、いじめに対する南部町での質問をしたいと思います。

先般の八戸での高校生のいじめによる自殺ではないのかと新聞に出ていましたが、まだ調査委員会の結論は出ていないようですが、私は若い人たちに命を大事にしていきたいと思い、質問をすることにしました。

1つ目といたしまして、スマートフォンや携帯電話によるいじめの実態を町当局では把握しているのか。

2つ目は、対策はどうしているのか。

3つ目は、防止するための活動をどうしているのか。

この3点をお伺いしたいと思います。どうかひとつよろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、河門前正彦議員にお答え申し上げます。

南部町内の小中学生のいじめについて、その実態把握、さらには対応策、防止策、この3点についてお答え申し上げます。

初めに、携帯電話やスマートフォンなどによるいじめ、また言葉や態度などによるいじめの実態把握について、その辺を把握しているかということでございますが、いわゆるネット上のいじめを含めたいじめの状況把握については、各小中学校とも定期的に全ての児童生徒に対し、教育相談やアンケート調査等を実施し、早期発見に努めてまいっているところでございます。また、本人や保護者からの訴えなどで発見された場合に、速やかに教育委員会へ報告するという事になっております。また、保護者から教育委員会へ相談される場合もあります。

各小中学校から四半期ごとにいじめや不良行為などを含めた生徒指導状況報告を受けており、

本年度４月から今までの第１期分の報告では、いじめについては全ての小中学校でないという報告を受けております。

次に、対応策はどうしているかについてお答え申し上げます。各小中学校では、いじめ防止対策推進法施行に伴っていじめ防止のための基本方針を策定しており、この文章の中に、また校内組織の中にいじめ防止委員会を組織して、ネット上のいじめや他のいじめを含めたいじめ防止の早期発見のために取り組んでいるほか、いじめが発生した際には事実関係の把握、児童生徒、保護者への対応について協議し、速やかに対応するように努めているところでございます。

携帯電話やスマートフォンなどによるネット上のいじめや他のいじめを防止する取り組みといたしましては、保護者がスマートフォンを購入して児童生徒に持たせる事情を考え合わせ、各小中学校では参観日などの機会に保護者への注意喚起の指導を行ったり、さらには専門家を講師に迎えて、児童生徒、保護者を対象とした研修会などを行っております。

他の取り組みといたしましては、どの学校も教育相談、さらにはアンケート等の調査を定期的実施し、いじめのサインを見逃すことのないよう、早期に対応できるよう、防止策を講じているところでございます。特にネット上のいじめは学校や保護者の目に触れにくく、発見しにくいことから、学校と関係機関や教育委員会等の連携を密にし、児童生徒に対する指導上の注意に関する指導と保護者への啓発活動を一層充実させてまいりたいと考えております。

以上、このようにして南部町の子供たちにいじめによるさまざまな被害がないように、さらに一層、学校、教育委員会、関係機関の連携を深めて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。河門前正彦君。

○８番（河門前正彦君） 丁重な答弁、ありがとうございます。

南部町にないということで、安心しております。最近スマートフォンによるインターネットのウェブサイトの掲示板の書き込み、またメールでのいじめが行われているということです。調べても現実にはわかりにくい面が多々あると思います。最近は目に見えないような精神的ないじめによることで自殺者がふえております。どうか、町当局も学校関係者また児童相談所とともに連絡をとり合って、常に危機感を持っていじめの内容に頑張りたいことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これで河門前正彦君の質問を終わります。

それでは、3番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（3番 中舘文雄君 登壇）

○3番（中舘文雄君） 私は、本定例会に臨むに当たり、町立、町営事業にかかわる問題を取り上げ、設立また設置当初に対し、現在、社会情勢の変化や町を取り巻く環境変化の著しい今日、こうした事業に今後どのように対処していくべきか、また指定管理者の固定化により起こる弊害等、多くの自治体において問題化している事柄について質問するものであります。

全国の自治体でも住民の要望や社会の流れを察知して、公立の施設の設置や事業を進める中で社会環境の変化等により当初の計画が達成されず、また財政支援も支えられず、破綻する事業や閉鎖する施設等が発生していることはご承知のとおりであります。

また、公共施設の管理運営に指定管理者制度を利用しているものの、指定管理者の固定化により利用活性化に結びつかず、経費負担が増加している等の傾向が近隣市町村でも発生していることは報道等でも取り上げられているところであります。地域が限定され、利用者等も限定される地区の集会場等は固定化のほうが管理上問題ないと思いますが、活用の仕方によっては経費の軽減に結びつけることができる施設等は、指定管理者の選定においても十分検討する必要もあると思います。

さきに発表した町の行政改革大綱でも、行政責任の確保をしながらも民間活力を活用し、また本来の設置目的を果たすことを基本にし、企業会計事業においては独立採算を基本とした健全経営に取り組む等計画されているようですが、そのことを踏まえて、次の2つの事業について質問いたします。

初めに、町営市場について質問いたします。全国的にも類を見ない町営市場ですが、開設以来、農業を基幹産業とする町であることから、農業生産者や市場運営にかかわる多くの方々に利用され、町の産業活性化にも大きな影響を与えてきたことは明らかであります。さきの議会で、市場利用者は町外、町内ともに5割ぐらいとの報告がありましたように、近隣の生産者にも広く利用されてきたことは言うまでもありません。しかし、今日の全国的な傾向として、生産者が直接販売に結びつける産地直売施設の増加や、直接消費地の販売先と契約し、納入する方法、または生産から加工、販売までとする6次産業化に力を入れるなどし、市場の取り扱い数量の減少が問題化されております。

このような状況の中で、町として市場の今後の課題として取り上げている集荷の拡大に大きく

影響する現状の中で、農業者への支援等ともあわせ、町の財政を投入し運営している市場事業について、次のことを質問いたします。

今日の農産物の流通機構の中で、町営市場の今後の運営の方向性と諸課題についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

次に、福祉事業に位置づけられる老健なんぶについて質問いたします。今日の社会の中で大きな課題の中に、高齢化社会における介護問題があることはご承知のとおりであります。老健なんぶも開設以来、多くの町民が利用されてきたと思いますが、今日の福祉事業における民間活力が充実している中で、町営事業として今後どのように管理運営するのか、その方向性と課題についてお尋ねいたします。

次に、ほかの公共施設についてお尋ねいたします。管理運営については、さきにも申し上げましたが、指定管理者については実績を重んずるために固定化され、新たな企業や組織団体の参入が阻止されている問題、また固定化のため新たな発想が取り入れられず、社会情勢の変化に応じた利用や活用がなされず、赤字が続いている等が指摘されております。そうした中、今ある町の公共施設について、民間委託や民間移管等の推進を検討する上での重要課題についてお尋ねいたします。

今日の高齢化社会や少子化問題等にもかかわり、町の財政も厳しくなると思われる中で重要な課題となると思われます。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、町営市場の今後の運営の方向性と課題についてのご質問であります。まず卸売市場の整備運営の基本方針は卸売市場法第4条に基づき、農林水産大臣の指導に基づき行われております。

町営市場は昭和41年3月に地域の強い要望を受け、相対売りから現在の競り市場となり、昭和50年12月に青森県知事から地方卸売市場の開設許可をいただき、営業を行ってまいりました。平成3年には第4次青森県卸売市場計画に基づき、出荷量の増加に伴い、拡張のための新築工事を行い、同年度には最高売り上げとしまして44億円を取り扱う地域の拠点として飛躍してまいりました。しかしながら、近年は卸売市場を取り巻く生産流通、消費環境が大きく変化しており、出

荷量及び販売額とも市場価格により増減する傾向になっております。

生産者の高齢化と後継者不足により、南部町営市場を利用する出荷者数でございますけれども、参考に平成15年、およそ10年前でございますが、3,696人でしたが、昨年度の平成25年度には2,656人へと約28%減少し、販売額では31億2,100万円から27億6,000万円と、3億6,100万円の減となっております。しかし、1人当たりの年間販売額にしますと19万5,000円の増額となり、比較的経営規模の大きい農家の利用者が多いと考えられます。

農家は市場間の卸価格競争や市場外流通、先ほど中舘議員さんからもありました直売所、また宅配、生協、産地直売契約などの価格動向を精査し、出荷を行っている例が以前にも増して多くなっていると思われますので、中規模農家を中心に新規の生産者発掘を今後も引き続き実施してまいりたいと思っております。

町営市場は地域の拠点として多くの利用者の期待を受けておりますので、生鮮品の安定流通のため、大型店にないような地域に密着した業務計画を立て、社会的役割を果たしていく所存でございます。

町営市場の課題でございますが、運搬車両の大型化に伴う国道からの接続道路の課題、また現在の市場が築23年、資材倉庫におきましては築48年を経過しており、老朽化による解体も含めて総合的な対策を考えてまいりたいと思っております。

次に、老健なんぶの管理運営の方向性についてでございますが、平成26年3月議会定例会の特別会計予算審議会でも中舘議員、工藤正孝議員の両議員さんから一般会計の繰り入れと運営に関する質問がありましたが、既存の施設で収入の増につながる成果を生み出す取り組みができるかということを含めて、できることを考え、話し合い、計画し、行動することによって改善を図っていくことが大切であると考えております。

老健施設の今後の管理運営につきましては、平成25年9月議会定例会でも申しておりましたが、将来にわたっては検討が必要であろうと考えております。また、施設で行っている介護サービスを含めた全体の検討も必要だと考えております。一方、当町の65歳以上の人口比率は32.27%と3割を超え、地域の福祉施設として在宅支援を含めた高齢者ニーズは非常に高いものがあるため、協力病院と連携を密にし、入所利用者の健康維持とサービスの向上や環境整備に努めなければならないものと思っております。

平成24年4月よりターミナルケアを行っており、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断し、本人または家族が当施設でのターミナルケアを希望された方が対象で、残された時間を家族とともに穏やかに過ごしていただけるような環境づくりと適切なケアの提供で支援さ

せていただくものですが、家族からは今まで世話をいただいたことへの感謝の声がたくさん職員にも届いていることもここでお知らせしておきたいと思います。また、南部町の現状を踏まえて、今後ますますターミナルケア施設としての役割を果たさなければならなくなると予測しているところでございます。

次に課題でございますが、施設収入を見込むためには安定した入所人数を図るのは不可欠ですが、現在、入所担当の介護員については正職員9名に対し臨時職員が12名で、それでも4名足りない状況であり、どうしても臨時職員に頼らざるを得ない状況にあります。最近では介護福祉士の資格取得後、待遇のよい施設へ正職員として就職する傾向が見られ、臨時職員の確保が大変難しくなっております。これからも求人のための広報活動は続けていきますが、業務に支障を来すおそれもあり、安定した入所人数の確保も厳しいことから、早急に何らかの改善を図らなければならないと思っております。

また、現在、南部病院さんとの共有のボイラー、エレベーター、浄化槽などのほか関係するものについては、南部病院さんの新築計画に当たっての状況もあり、今も双方で話し合いを進めているところでございます。

先ほど臨時職員の募集等々にも触れましたが、現在も募集しておりますが、募集しても応募者がいないという状況で今おります。ですから、現在の施設長、医師でございますけれども、老健にいていただける期間というのは医師の確保等も含めて何とかやっていけるわけですが、将来的に常勤の医師確保が難しくなったり、また介護士含めながら臨時職員も応募がないという部分も想定はしていかなければならないと思っております。全員そろった中での対応であれば、今の対応で可能なわけでありましてけれども、介護士含め、そういう職員が集まらないとなったとき、もう一つの手段は規模を縮小せざるを得ないということも並行してこれは考えていかなければならなくなってきたなと思っております。ただ、ニーズは非常に高いものですから、何とか現状を確保していきたいと思っておりますが、現在、職員、臨時職員にも負担が生じてきておりますので、ではそれをどう解決していくかという、入所者をやはり減らさないと今度は法的基準と合わなくなってしまうので、今、両面において今後検討していかなければならない課題になってきていると思っております。

次に、その他の公共施設について民間委託や民間移管等の推進を検討する上での重要課題についてでございますが、南部町総合振興計画第6章「計画的・効率的な行財政運営を目指すまち」の中の後期基本計画の方針において、外部委託の展開による行政のスリム化、簡素で計画的・効率的な行政運営に努めるものとしております。施策の内容では、民間委託などの推進としまして、

指定管理者制度の活用及び外部委託の推進など、民間委託、民間委譲の推進を図るものとしております。

民間への委託や移管を推進する上での課題につきましては、まず行政、民間、町民の役割を明確にすることが重要と考えております。行政は法令等により直接実施しなければならない業務があり、本来行政が行うサービスには行政責任が生じることから、体制整備の構築、適正に運営されているかのチェック機能が求められ、民間委託が難しいものもございます。一方で、施設管理などは委託が可能なわけですが、サービス水準の維持、または同等以上のサービス提供を求め、費用対効果や効率性の観点から経費の見直しが図られること、さらには雇用確保が図られるかなどの検討が必要になってまいります。また、負担の公平さの観点から、適正な費用負担により運営されることが最低限必要なことと考えております。業務の民間委託等については、施設ごと、業務ごとに詳細に可能性とその効果について検討することが必要であると考えてございます。

中舘議員さんから、指定管理が可能なものとそうでないものもあるのではないかとということでございまして、まさにそのとおりでございます。町内会の施設等においては、これは町内会の皆さんにお願いして、その地域の方々が活用しやすい形でとっていくほうがよりよいと思っておりますし、他の施設等については民間委託、委譲のほうがやはり効果が出るのではないかなという施設もあります。

そういう中において、民間委譲等を行っていく場合、当然、現在従事している方々は地元の方々中心に雇用していただいているわけでありますので、そういう部分はきっちりとそれぞれの従事者が継続して雇用していただけるということも確認をしながらしていかなければならないと思っておりますので、民間委譲したことによって現在の方々が職を失うということにはならないようにしながら交渉というものはしていかなければならないと思っております。

いろいろ今後、当町においても指定管理含めながら民間委譲していかなければならない施設等もあります。そういう部分について、私どももどの方向がよりよいのか、町にとっても、また委託先にとってもいいのかという部分を考えながら、今後、各施設等々、該当するものについて検討してまいりたいと思っておりますので、そのときには当然また議員の皆様方にも相談をしていただきながら取り組んでまいりたいと思いますので、何分そのときはまたご指導、ご協力等もお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 町にはこの2つの事業だけでなく、バーデハウス問題、それから給食センター問題等は過去にも何回か取り上げていますから、今回は取り上げませんでした。当然、問題提起していますから、それぞれの部門では深い検討はなされているものと期待しながら、今回は取り上げませんでした。

ただ、この市場と老健については余り、私は議員まだ浅いんですけれども、少ない中で、余り本格的な取り上げ方がされていなかったような気がしたものですから上げました。というのは、さっきも町長の挨拶の中でありましたけれども、財政、その他補助金、過疎債、その他が28年、30年ごろからはどんどん減っていくという状況の中で、果たして公設の施設をそのまま維持していく、財源が本当に確保できるのかというのを大分心配した上で私はこういう質問をしています。

市場についても毎年3,000何百万かの一般会計からの助成金がずっと継続して続いていました。当然、使用料その他はアップできないとなれば手数料といいますか、販売からの手数料アップ、今現在よりも2割アップできれば一般財源から投入しなくても単独で回っていくという、数字上見ればです、今までの決算から見ればです。ですから、本当ならばそれぐらいの市場にかかわる方々が集荷に対してどういう検討をされているのかをどうしても聞きたいんですよね。ほかの民間市場といいますか、近くにある市場もいろいろな細かいところまで入り込んで、物を出してくれればもうこっちで責任持って運んでいってやりますからというのをどんどんやっているわけです。その経費がかかると前の議会でもそういう答弁あったんですけれども、やはり物を集めないことには市場としては成り立っていかない。そうすれば、どうしても足りない分は一般会計から導入しなければいけないということですから、もう一度この市場についてはどういう方法で集荷を促進していく検討がされているか。内部です。もちろん経営審議会等もあるでしょうから、そうしたことも恐らく議題として上げられて審議はされているんだろうと思いますけれども、その辺はどの程度検討されて今後生かそうとしているのか、その辺をまず聞きます。

それからもう一つ、町内町外、町外の中に直接生産じゃなくして、よくほかの市場でありますけれども、遠くから車で持ってきて市場にかけるといような方がどの程度あるのか、その辺もわかればお聞きしたいと思います。

それから、老健なんぶの問題ですけれども、これはもう議会でも報告その他していますけれども、一般会計からの繰入金というのがもうどんどんどんふえっぱなしです。それから、管理費はどんどんふえています。同じ人数、23人の職員の中で管理費は上がっています。収入は減っ

ている。もうみんな知っていると思いますけれども、23年度は3,700万円ぐらいの繰入金がある。24年度は5,700万円。今これから審議されるであろう25年度決算では7,500万円、一般会計から入れるということになっています。その中には当然、25年度は工事費として1,000万円ぐらい、工事費というから、備品購入、特殊浴場といいましたか、1,000万円ぐらいはありますけれども、それを引いたとしても6,400万円、一般会計から導入してやるということです。一般管理費は毎年ふえています。私の手元には3年分しかないので、過去は相当もうかったかもしれませんが、そういう状況の中で、やはり町、公設公営でやっていくのは限度があるのかなと。

もちろん今さっき町長が言いましたように、縮小して採算ベースにのる、また少しぐらいの負担によって町民のために残すという方法ももちろんこれは当然でしょうけれども、やはりある意味では町内にもいろいろな産業福祉事業をやる方がたくさんいます。その方々の力というのも、もしかすれば利用できれば、または町からの一般財源から投入しなくてもいいような問題になるかもしれないという思いがあったものですから、ですから実際に前回、その前から入所者増、それから収入増のためにこういう事業を取り入れるということはあったんですけれども、それが今現在どういう形で進められているのか。この事業で収入アップを図るという答弁あったんですよ。そういう事業で進めたいという答弁。その辺のところ、どういう検討がされているのか。

さっき町長も言いました共同使用をしている部門については、恐らく簡単には減らないでしょう。これはもう固定費としてかかる費用はここにある。その問題解決も当然でしょうけれども、本当に収入アップに結びつく事業でこれだけの一般会計からの導入がどんどん今ふえている中を、どういう形で解決していこうとしているのか、その辺をちょっとどうしても聞いておきたいところです。町長の答弁にありましたように、将来はいろんな形で検討しなければならないというのはそれは当然だと思いますけれども、今現在、このままいくと今年度、26年度の予算も当初予算では6,300万円ぐらいの一般会計からの繰入金を見込んだ予算しか立っていないんです。ですから、その辺をどの程度まで踏み込んだ検討がされているのか、改めて質問をします。

それから、今さっき指定管理者問題が出ていました。これは新聞等でも取り上げています。固定化しても実績を重んじて、その人その人とずっと続けて指定管理者としてきた。そうすれば、どうしても活用、利用も前のおり、前のおり、前のおり、それを守るための運営しかしていないというところで、それが指定管理者制度の弊害といいますか、問題点として今指摘されていますよね。

例えばですよ、例えば南部町にある名川チェリーセンターあります。開設のときにチェリーセンター101人会に委託してやらせましたと、やった。その後ずっとそのグループだけなんですよね。

それしかやっていない。その方々は恩恵を受けているかもしれないんですけども、例えばほかの施設を管理している方、私たちもそこやりたいと手を挙げたときにどういう対応をするのか、町としてですね。ただ、あなた方のためにこの施設を建てたという、あくまでもその人たちがもう全権持った運営、指定管理者なのか。それとも、ほかの同じ町内のそういう活動をしている方々が、ここを使って私たちにやらせてくださいと、そうすればもっと町に対しても逆に利益を還元できることをやりますよと言われれば、それもまた指定管理者を選ぶときの一つの基準にしなければいけなくなると思うんですよ。

そういう問題で、固定化という、例えば町には施設の中にドライフラワーセンター、チェリーセンター、なんぶ物産館ですか、そばの里けやぐもそうでしょうから、特用林産物加工センターとかバーデハウス、センターハウスは売却によって解決しましたけれども、そういう施設が見るとずっと同じ管理者だけで運営されているんですよ。その辺の柔軟な考えを持つ気持ちがあるのかどうか。ほかの施設の管理問題ですね。その辺のところを行政として今後、例えばもっともっとその施設、例えばチェリーセンターを活用するグループが自分たちはこういうのをしたいと手を挙げてきたときに十分に対応できるような施設として、あれは公設ですからね。ただ使っているのは101人会でしょうけれども。町の財源を投入してやったものに対する全体町民の活用方法というのをもう一度考えていかないと、どうしても固定化した考え方で進むということで、その辺についてお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 最初に私から答弁して、またそれぞれ関係する課長から補足があった場合答弁させたいと思います。

市場のまず財政的な部分から申し上げます。市場会計、市場のほうに町から繰り出しをしている額については、市場は地方交付税に算入されてきております。合併当初は、これ誤解しないでとっていただきたいんですけども、交付税に算入されているであろう金額を市場には合併前から実は出していませんでした。その分を町のほうで活用させていただいた。合併して二、三年後だったと思いますが、交付税に市場会計の場合は算入されているということで、病院と同じように、病院も交付税算入されています。その分を病院に出しているのと、市場も同じです。そこをやはり市場関係のほうも、その都度伺い立ててということでは活気がないだろうということで、交付税算入部分を今、市場に出して、今何とか若干の基金を市場でも持っております。ですから、

病院と市場については、繰り入れ含めながら、他とはまた若干違う部分があるということをご理解いただきたいと思います。

老健なんぶでございますが、ここに対する繰り入れについてはそういう算入はございません。まさに町の一般財源を出しているわけですし、主にこの内訳はどうかといいますと、病院を建てたときの起債借り入れ分毎年4,000万ぐらいだったと思いますが、数字ちょっと間違っていたら済みません。そこの起債部分を町が出していると。そこに若干、年度年度の管理費含めながら修繕費が入ってくると、年度によっては去年より繰り出しが多くなっている年度もあると、そういう状況であります。

市場につきましては、まずはやはり中館議員おっしゃっていましたように、集荷体制を強化していかないと伸びは期待できないのではないかなと思っております。市場価格、全国的な取引価格というのにも影響は当然あるわけですが、今、市場においても集荷においても具体的にじゃあどうするということまでは行っていないんですが、課題とすればやはり集荷体制を強化していかないとだめだろうということは関係者の皆さんも同じ考えでいると思います。あと、その集荷体制をどう支援するか。トラックを購入してやるのか、どこかに委託してやるのか、当然集荷する場合は経費がかかりますので、その部分は若干農家の方々にもこれは負担していただくという、それがどの程度になっていくのかという部分も検討していかなければなりません。課題とすれば、議員がおっしゃっていました集荷体制という部分をどういうふうに解決していくかということになるだろうと思っております。

町外の集荷率等については、市場長のほうから答弁させたいと思います。

それから、指定管理についてでございますが、チェリーセンターさん、なんぶ物産館さん、ジャックドセンターさん、けやぐさん、これはそれぞれが町で建てて運営をそれぞれの団体が行っていただいているということで、ここについては他の方々に、じゃあ今度指定管理をというのは私は無理だろうと思っております。ほとんどの方々が出資金を出して行っている、そういう方々でありまして、ここに新たな別な方々を募集して、じゃあその人たちが100人なり集めて全く別な人が今度やるというのは、私はこの4産直施設についてはやはりその方々がやっていただくということになろうと思っております。

あとは、そういうふうに入りたいと今後声が上がってきたときに、どういう組織を組んで、自分たちがどういうふうにやりたいのかと、こういう声が上がってきたときには町も当然考えていかなければならない。そういう場合はどういう補助事業を持ってこられるかということも考えていかなければなりませんし、今それぞれの産直さんも、今現在は満杯になっているかわかりませ

んが、ちょっと前には何人か空きがあったりもしております。そういう情報も出しながら、取り組みたい方々はそれぞれの産直さんのほうにもまた相談していただきながら取り組んでいきたいと思っております。

その他の指定管理の部分、バーデ含めながら、他の6軒も含めながらあるわけでございます。そういう部分については、さらにまた1回目の答弁でも申し上げました、議員の皆様方とも相談をしながら検討していかなければならない施設が何カ所かあると考えておりますので、私どもも常に行政のスリム化もしていけないと職員もどんどん減ってきています。またさらに減っていく予定でありますので、行政としてのスリム化、民間にやってもらう分はやってもらうということもしていけないと、本体自体も大変になってくると思っておりますので、またいろいろご指導仰ぎながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 市場長。

○市場長（西村 久君） 先ほど町長からも説明ありましたが、集荷の方法についてのご質問でございますけれども、集荷につきましては現地の畑のほうに参りまして、作物の生育状況等を見まして、市場への出荷をお願いしております。あるいは、市場のほうに荷物が出てまいりますと、その状況を見ながら生産者の方へお願いをして、その都度に出荷者へのお願いをして荷物をふやすという努力をしております。

あと、町長の答弁にもありましたが、中堅農家の方の荷物をなるべく市場のほうに持ってきてませんと、大きい農家の方はもう中央のほうへ直接取引しているという方が大分見受けられますので、市場といたしましては地元密着型ということで中堅農家の開発を進めていくというようなことを今頑張って努力しているところでございます。

あと、業者を使った集荷についての質問でございますけれども、今ちょっと資料を持ってきておりませんでしたので、後日資料にしまして提出させていただいて、それで説明にさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（工藤元次君） 先ほど利益を上げるための取り組みを今どのように考えて

いますかということですけれども、先ほども町長が言いましたけれども、今現在は臨時職員が足りない状況にあります。そういう状況の中で、地域の高齢者ニーズを踏まえながら、施設の中で私たちができることを何回か話し合いした経緯がございます。その中では、施設の利用者人数、長期入所はうちのほうは70床、通所リハビリテーションは15人となってございます。その中でそのような人数の利用も含めて検討して今現在いるところでございます。それにはいろいろ、介護保険法で実施しているものですから、法的なことも絡みますし、人員配置というのに関係してきますので、施設の中の規模的なものも絡んできますので、そういうことも踏まえて今いろいろ勉強中のところでございます。

そのほか、今まで過去において取り組みといたしましては、ジェネリックの医薬品を導入したり、個室料徴収、通所リハの時間変更ですね、4時間から6時間までのものを6時間から8時間に変更して長く利用してもらうようなことをしたり、あとターミナル加算の徴収とか所定疾患の徴収ですね、そういうことも細かいことも踏まえながら実施しております。

そのほか、3年に1回に大幅な制度の改正があります。その中でも収入が見込めるようなものを精査しながら、一つには介護福祉士の職員の状況があるわけですがけれども、その中で一番高いところの50%以上というところを臨時職員も職員の皆さんも頑張って取得してくれまして、そういう中で高い単位をとれるように頑張っております。

それとあと、先ほど町長が起債の話をいたしましたけれども、起債の償還分につきましては年4,500万円でございます。利息に関しましては、25年度は342万2,144円が利息分です。今年度分につきましては、元金は4,500万円、利息は298万690円になっております。これは36年まで元金はそのまま、利息は減っていくという形になってございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 市場の運営については、公債費も27年度で、この前の議会でしたか、報告の中で27年度で完了するというような報告がありましたから、物さえ集められれば恐らく町民に親しまれてきた市場ですから、ただ私一番心配するのは、職員が畑に行く、そっちへ行っているのはいいんですけれども、高齢者が多くなっているんですよ。自分で物をつくることはつくれるけれども、持ってこられない、逆に。運転して物を積んで、市場まで運ぶ、そういう方々がどんどんふえてくれないと、台所用品を扱う市場ですから、行って聞いたら何百グラムから何

百キロだか何キロだかからもう何でも受けますと言うんですけれども、それを持ってこれられない生産者がどんどん、小規模がですね、大規模の方はいいですが、そういう方々に対する対応も今後考えていかないと。これ持っていつてくれればやりたいけれども、自分では持っていけないという人が出てくるような気がするんです、高齢者社会になると。その辺のところもひとつ、もう少し集荷の体制の中で考えていく必要があるのではないかなと思っています。

それから、老健については、さっき言ったように公債費は23年4,900万から24年4,800万円と今聞いて、公債費があるから当然町で責任持ってやるから繰入金もやっていかなきゃいけないと、これはわかることはわかりますけれども、さっき言ったように、これは新聞でも問題になっていましたけれども、ケアマネジャーの誘導によって施設によっては満杯、施設によってあく、新聞に出ていましたよね。町営の公立の施設ですから、いつでも満杯になるように、その辺は健康福祉課長もいますけれども、地域包括ケアセンターで恐らく係長います、職員が。ですから、その辺は十分お互いに連絡とり合って、空き部屋をつくらないようにするとか、何かその辺をやっていないと、恐らく事務長1人に全てやれといったってなかなか工藤事務長も大変じゃないかと思うので、その辺はお互いに連絡をとり合って、少しでも一般財源から繰り入れる額を減らす努力はこれからもしていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、9月2日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後0時19分）

平成 2 6 年 9 月 2 日（火曜日）

第 5 9 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第59回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年9月2日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

16番 工 藤 久 夫

1. 人口減少社会と町の長期的な政策の在り方について
2. 2010年に発行された奥村隆一著作の「図解 人口減少経済早わかり」を読むと今後の町の取り組むべき課題が見えてくると思われます。町で参考にすべき注目点と町長が判断すべき事、役場の役職者がやるべき事、一般職員が考えるべき事は何か答えてほしい。

2番 八木田 憲 司

1. 第6期（2015年～2017年）の南部町高齢者福祉計画・介護保険事業計画等包括ケアシステムを確立していくために、計画を策定中だと思いますが、計画中の事業及び、現在実施している事業の中から下記の項目についてお伺いします。

15番 川守田 稔

1. 交付税削減について

7番 根 市 勲

1. 最近の町内農家の経営状況について
2. 農業の6次化産業が言われて相当の時間が経過しておりますが、町内での成功事例や今後力を入れる施策があれば示してほしい。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番 山 田 賢 司 君

2番 八木田 憲 司 君

3番 中 舘 文 雄 君

4番 工 藤 正 孝 君

5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画財政課長	小笠原覚君
税務課長	谷内恭介君	住民生活課長	佐々木俊昭君
健康福祉課長	高森正義君	農林課長	川守田貢君
農村交流推進課長	西村幸作君	商工観光課長	福田修君
建設課長	工藤良夫君	会計管理者	若本勝則君
医療センター事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	工藤元次君
市場長	西村久君	教育長	山田義雄君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	赤石裕之君
農業委員会事務局長	北山哲君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	留目日出子
主査	留目成人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第59回南部町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

○16番（工藤久夫君） 皆さん、おはようございます。きょうは今までの南部町の議会で非常に華やかな女性がいっぱい傍聴席におられますので、私も張り切って質問したいと思います。ふだんどあんまり殺風景なんですけれども、きょうは掃きだめに鶴ではないんですけれども、華やかな感じがして非常にうれしく思います。

※川守田稔君 着席

私は今回、大きく2点の質問をさせていただきますが、最近の新聞報道などを聞いて感じることをまず最初に述べさせていただきたいと思います。

8月5日、6日の紙面で、朝日新聞では吉田清治さんという故人の方が書いた慰安婦強制連行の証言を虚偽だった、うそだったということで、関連記事を取り消すということを発表いたしました。その後、この記事に関連した、朝日新聞をどちらかというと批判する記事を載せた週刊新潮や週刊文春などの広告の掲載を朝日新聞は拒否するなど、大手新聞社としては今までのうその

報道で日本人や日本という国がどんなに外国から言われたのか、そういう批判にさらされてきたか、対外的に日本の国や国民が不都合な立場、思いをしたのかと思うと、朝日新聞の対応は残念ながら気持ちでいっぱいになりました。史実を曲げて、日本に深い傷をつけた朝日新聞は、全力で国際社会に事実を伝えた上で、私は廃刊すべきだと思いますが、皆さんはいかがお思いでしょうか。

また、最近の国際情勢を見ますと、韓国、中国はもとより、最近ではロシアの正規軍がウクライナに侵攻したとか、EUとの本格的な軍事衝突も懸念される状況にあったり、イスラエルでの紛争、あるいはシリア、イラクでの非常に不安定な内部の紛争など、21世紀に入ってから現在の状況は非常に緊張してきた状況に思われます。

このような国際的に不安定な中で、世界中の国と仲よく貿易をしながら日本という国は存続していかなければならないと思いますけれども、今の国会議員や政治家にはもっともっと危機感を持って仕事に励んでほしいと思いながら、本題に入らせていただきます。

1点目は、人口減少社会と町の長期的な政策のあり方についてお尋ねしたいと思います。

今後の急激な人口の減少は、子育てや老後、消費、介護、医療、まちづくり、働き方、産業など、あらゆる社会の仕組み、国民生活のあり方を根本から見直す必要があると思います。つまり、今までのような右肩上がりの経済、右肩上がりの人口増加とは全く発想も政策の目標も変えていかなければなりません。しかし、現実の町政を考えた場合、町長も我々議員も4年に1回は選挙の洗礼を受けなければならないため、次の選挙までに成果が上がるような事案にだけ目が行って、長期的な視点に立った必要な施策の議論や討論は余りなされていないように思われます。

南部町には南部町に住んでいなければ見えてこない政策もあるでしょうし、他の地域での生活を経験しなければ提案できないような政策もあるでしょうが、町民の目線で未来に希望の持てる政策、希望の持てるまちづくりが見えてこなければ夢も希望も出てきません。これを具体的にどのようにすべきか、お答え願いたいと思います。

2点目として、4年前に発行されました三菱総合研究所の主任研究員の奥村隆一さんが書いた「図解 人口減少経済早わかり」というタイトルの本を読みますと、これからの町政の取り組むべき課題が見えてくると思われます。町で参考にすべきこと、町長が判断して実行すべきこと、40代50代の役場の中堅の管理職がやるべきこと、20代30代の若手の役場の職員が考えて進めるべきこと、それぞれ何をポイントに行うべきか、お答えいただきたいと思います。

いずれにしても、合併して8年以上が過ぎたわけで、今回の平成25年度の決算書を見ますと、おかげさまで基金が八十数億円たまっております。しかし、これは合併の餉の部分が余分に毎年十二、三億円来っていたから貯金できたわけですがけれども、お金があるからすぐ使えばいいと

いうのではなくて、来るべき人口減少社会、これからの厳しい財政状況を見据えた使い方をして、あるものを有効に生かす、そういう視点が必要になってくると思いますけれども、その辺を踏まえて答弁を願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず最初の人口減少問題に対応する政策についてでありますけれども、私は2つの方向性があるのではないかと考えております。一つは人口減少を抑制する政策、またもう一つは人口減少という現実を受け入れ、その中でも希望を持てる町とする政策の立案と実践が必要ではないかと考えております。

最初に、人口減少を抑制する政策についてであります。6月定例議会における答弁と重なりますが、子育てや教育環境の向上政策としまして、多様な保育サービスの実施、乳幼児医療費の支給、中学生までの医療費無料化、中学生までは無料としている町コミュニティバス及びクラブ活動の大会出場助成などが挙げられ、町民の負担軽減を図ってまいりました。

産業などに関しましては、奨学金貸付制度や新規就農者支援事業などがあり、地元への定着を図っております。さらに、八戸市を中心として構成しております八戸圏域定住自立圏において産業の振興や働く場の確保など、または空き家バンクの構築などの施策を展開することで定着率の向上を図ることとしております。

人口減少を抑制するためには、合計特殊出生率が2.08程度まで回復しない限りとまらないとの調査結果もあることから、何を差しおいても出生率の回復が最優先になるものと考えております。手厚い支援策により他の市町村から転入を呼び込む政策により、一時的には効果があらわれたとしても、根本的な解決にはならないものではないかなと思います。しかし、今後さらなる支援策は考えていかなければならないと考えております。

産業を振興し、生活を安定させ、子供を生み、育てやすい社会づくりに努めることが重要であり、ここは1つの自治体だけで解決できる問題でもなく、もちろん国策、国政としてしっかり、今本当に人口減少に国の姿勢が変わってまいりました。少し遅い部分もあるのかもしれませんが、しかし本格的に人口減少に対する国の動きも出てきたということで、国策としての取り組み、また我々圏域管内において、また県等においても事業構築に向けて国県に働きかけながら、自分

たちの町としては今度どういうことをしていかなければならないかということを考えてまいりたいと思っております。

もう一つの人口減少という現実を受け入れ、その中でも希望の持てる町とする政策につきましては、異論もあると思いますが、今の各種行政サービスは多岐にわたり拡大の一途をたどっております。これらは住民の満足度を高めるためにやってきたわけでありますが、どんどん当然経費がふえ、財政的には非常に厳しい面もあることから、行政サービスを整理し、真に必要なサービスに重点化を図り、他方、地域でできることは地域で行い、地域による共同体意識を強化し、住民と行政の協働による新しい形を構築することとして町の運営する方法を選択肢の一つと考えております。

先般、日曜日、工藤久夫議員さんも高崎経済大学の櫻井先生の講演に参加されておりましたけれども、先生の言う地域づくり、今後いろいろな部分において財政的にも当然厳しくなっていく、また人口減少もそう簡単にはふやすことはできない、そういう中でそれぞれの地域をどう築いていくか。そこには地域の方々、当然行政でもありますけれども、今こそ地域との協働のまちづくり、地域づくりが非常に大事であると、私もそう思っております。金がある部分はいいんでしょうが、財政的に厳しくなったときにどうなっていくかとなると、夕張になる。そうなったとき、一番大変なのは町民、住民になってくるわけでして、そういう部分も我々はしっかり将来性を見た財政計画を立てて取り組んでいかなければならないと思っております。

どのような政策を行うことが正しいのか、社会の動向を把握し、長所や短所などあらゆる部分を検証して政策に反映させ、住民サービスの向上を図っていかなければなりません。また、なかなか難しいことでもありますけれども、現在の人口減少社会を逆行とせず、新しいスタイルを構築するための好機とも捉え、今後の行政運営に努めていかなければならないと思っております。

ここに逆行とせず、新しいスタイルを構築するための好機と、非常に言うのは簡単ですが、なかなか本当に頭を切りかえて実際取り組むとなると非常に難しい部分があります。ここについては、2点目に質問があります奥村隆一さんの著書の中でもそのようなことも書いてありますので、次にまた答弁申し上げたいと思います。

希望の持てるまちづくりとは。どんどん金銭的なサービス、助成金をふやしていけば、受ける方々は大変うれしい、そういう部分は当然わかります。しかし、そうなったときに、先ほども言いました、将来の財政負担は将来の子供たちに必ずついていくわけでありますので、そうならないようにしていくためには、やはり地域の皆さんもそれぞれ活動を頑張ってください、我々行

政がそういう活動にどのようにしっかりと一緒になって取り組み、金的、財政的支援だけではなく、活動しやすい支援、そういうソフト的な部分も考えて取り組んでいかないといけないと私は考えております。

※工藤幸子君 着席

現在、おかげさまで合併して8年、財政調整基金82億円ほどの貯金をすることができました。合併当初は約20億円弱でございましたから、60億円の基金をふやすことができました。工藤議員おっしゃっていたみたいに、当然合併したところに対する財政優遇措置はありました。今、私もその基金は全く手をつけず、将来に向けて今まで基金に積み立てをしてきました。それがおよそ半分ぐらいと。あとの半分、決して合併して優遇されただけではない、しっかりと職員も五十数名削減し、今までは消耗品等、各課がそれぞれ発注し、行っていたものも一括発注して、できるだけコストを下げてという努力もしながらの基金の増額でございます。地方分権、非常に言葉はいいんですけども、我々地方からすると、仕事はふえて金はそんなについてきていない。そういう中で職員は減らしていかなければならない。仕事はふえて、数は減っていく。そういう中で、どういうふうに我々も乗り切っていかなければならないのかと、常に努力をしながら今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をまた賜りたいと思っております。

そして、将来計画ですが、当然今後大型公共工事というのが将来的にはもうこれは予測できるわけでございます。それぞれの小中学校にしてもしかり、いずれ新しく建てかえをしなければならないものが当然来る。また、公共施設においても当然そういう時期が必ず来るわけであります。そういうときにしっかりと事業に取り組むことができるようにするために、しっかりと基金を積み立てしながら、これは積み立てをずっとしていくということでは決してありません。必要なときには、そのために基金を積み立てしているわけですので、必要なときにその基金は取り崩しをさせていただいて有効に活用していきたいと考えております。

次に、「人口減少経済早わかり」を読んで見えてくる今後の取り組む課題についてお答え申し上げます。

著者であります株式会社三菱総合研究所主任研究員の奥村隆一氏により、平成22年に発行されました「図解 人口減少経済早わかり」では、子育て、老後の消費、介護と医療、まちづくり、働く、産業の6項目から構成されておまして、現状分析に基づいた示唆に富んだ方向性が示されていると思われま

最初に町で参考にすべき注目点でありますけれども、キーワードとして、序章にありますわかりやすさがございます。社会が成熟する過程において、社会情勢により制度設計を少しずつ変えてきておりますが、これにより制度が複雑になり、町民にわかりにくくなっているとしております。複雑化し過ぎた制度を単純にすることでわかりやすくなり、さらには透明化することでチェック機能も働き、良好な制度運用ができるとしており、共感できる項目であると思っております。

工藤議員の質問の中で、町長が判断すべきことは何かでございますが、人口減少という社会的な構造変化を生かすことであると考えております。これには、変化は時として痛みを伴うが、良好な社会を築く好機ともなるとあります。変化は誰でも望むものでありません。特にその変化に負担が伴うこととなればなおさらであります。しかし、その痛みとその先にあるよりよい社会を目指した町を構築するためのビジョンを示すことが何よりも必要であろうと思っております。

やはり我々、それぞれの町民の方々も、子育てに専念している方はまず第一に子育て支援を一番に考えてほしいと言われます。高齢者の方々を抱えている方は、まず福祉を最優先に考えてくれと。農業をやっている方は、まず農業を一番最初に考えてくれと。それぞれの皆さんが今生活している中で、自分の世帯は今何が必要なんだということだろうと思っております。そういう多岐にわたって全てが関係している部分は最優先重要課題としてくれと、率直な気持ちであるとこれは思っております。

そういう中で、私どもはどこから優先度を高めて、今何をやっていかなければならないかという判断をしっかりと私自身がし、その将来の方向性を示して、それを職員と一緒に取り組んでいくことが非常に大事なことだと考えております。

変化があると、本当に痛みといいますか、反論からまず入ってきます。やはり今まで行っていたことに当然なれているわけでございまして、そこにまた新しいことを切りかえて行おうということは非常に理解していただくために私どもも工夫しながら行うわけでございますけれども、市町村合併もそうであります。それぞれの3町村が50年という歴史を持って合併しました。やはり初めは自分たちの町が行っていたのが一番3つの中でいいんだと、やはりその生活に50年、その自治体に50年生活をしてきたわけでありますので、当然そういう考えになろうかと思えます。そういう中で合併すると、やはり今度は3つの町が1つの町になっていかなければならない。こういう大きな変化。そういう中で8年間取り組んできましたけれども、今度はまた新しい南部町として、意見はいろいろ出していただきながら、1つの南部町、こういう中で将来安心して安定した中での南部町が構築できるということをしっかりと考えていかなければならないと思っております。

ざいます。

次に、役場の役職者がなすべきことにつきましては、これまでのように1つの町において全ての業務、施設がそろふことは難しいと考えております。人口をふやして成長し、拡大を続ける政策も当然大事なことでありますけれども、今ある資産、人、物、またお金等をどのように生かし、満足感の高いサービスを提供する施策も職員とともに考えながら展開すべきかと思っております。

次に、一般職員が考えることは、地方分権の進展により、仕事はふえ、住民からの要望は高度化、複雑化する中で職員数は減少するという相反する状況において、先ほど若干触れましたけれども、国民の奉仕者であるとの基本理念に基づいて、職員は住民の福祉のため常に職業能力を高める意識を持って従事するということが大事なことだと考えております。

また、著書の中で、第4章まちづくりにございました、少子高齢化に伴い、今後は社会保障関係経費の増加が危惧され、さらなる財政悪化が懸念され、行政サービスの水準を落としながら歳出削減とスリム化を進めざるを得ないとしておりますが、仮にそういう状態になったとしても、決して弱者にしわ寄せが行かないような行政運営を行っていかねばならないと考えております。

奥村さんは、財政的にも間違いなくこれは厳しくなっていく、また人口減少においても今維持できたとしても必ず減っていく。これは以前より女性の数も減っているから、数でいくとこれは必ず減っていくと。そういう中でそれぞれのまちづくりがしっかりと今というものを受けとめながら、お金があるときはやれるが、なければやれないと、そういうのではなく、厳しくなっていく中でどういう現実にあった地域づくりをしていくことが大事かと、こういう部分を考えてこれからはいかねばならないのではないかなと、そういう部分も触れておりました。

まさしく私どもの南部町、財政的にも今の基金からすると、基金を持っているほうです。正直、基金の金額からしますと、県内においてもトップぐらいになりました。また、借金のほうも逆に基金をふやし、50億円ほどの借金を減らしてきました。今あるからどんどん使うと、一気にすぐなくなります。ただ、やはりそれぞれやらねばならない、これはもう絶対やるんだという部分についてはしっかり、先ほども申し上げました、基金を取り崩しさせていただいて、有効にこれは活用しながら町発展に活用させていただかなければならない。そういう中で、ハードまたソフト、特にソフトの場合に対する支援は1年2年でこれはお金がないからやれないとなっては絶対いけない。続けたら恒久的に続ける見通しを立てていかねば、3年後に自分の子供はそういう支援は受けられなかったとならないようにしなければないと思っております。

いずれにしても、議員各位、町民の皆さんからも今まで我慢もしていただくこともありました。本当にこれから地方交付税が5年間で12億円減っていきます。そういうときにどう乗り切っていくか。そのために基金を今増築して、そのときに大きな町民負担にならない、サービスが一気に低下しないように基金は活用させていただきながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくまたご協力、ご支援もお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） この本を読んで感じることは、今、日本は人口がどんどん減っていくから、この日本の国が経済として成り立っていくためには、どうしても日本の内需ではなくて外需に依存した経済に切りかえていかなければならないだろうということはどうもうたっていて、私もそう思います。そうすると、外国を相手に企業は売り上げをふやすという発想になりますと、なかなか若い社員を全部正社員で高い給料で雇用して、雇用をずっと維持するというのが非常に難しい時代にこの先来る。ではどうすればいいんだという、やはり非正規雇用というんですか、それはどんどんこれからふえてくると思うんですね。

ここの地域というのは、都会と比較してどういうところが強みでどういうところが弱みかというのを考えますと、地価が安い、生活費が安い。したがって、大都会より少ない給料でも生活はややゆとりを持った生活ができるというメリットも考えられるわけですね。ですから、若い人が例えばこれからは女性は結婚したら家庭に入って子育てしなければならないからという時代から、夫婦で一緒に共働きしながら子供を育てる。夫婦で共働きしながら子供を育てるのに都合のいいまちづくりというのを目指すべきだと思うんですよ。

それからもう一つは、ここの町というのは全国平均から見れば5年から七、八年高齢化が早く来ているわけですね。現在も三十二、三%ですか、65歳以上の比率がですね。全国平均からいけばやはりいち早く、予想より早く40%ぐらいまで高齢化率が届く時期が早く来ると。そうすると、そうなったときにこれからの時代を先取りして、40%になってもこういうふうにやっていけばここはうまく活気を出して元気な町ですよという、そういうモデルになるような町を目指すのも一つの方策かなと思うんですけれども、その辺、いろいろライフスタイルというのは変わってくるし、ここで育った子供がよそへ学校終わったら都会へ行って帰ってこないというのを極力避ける施策、それから若い人がここへよそから移り住みやすい施策、そしてここで安心して働いて子供

を育てるためには何が必要か、それをもうちょっと長期的な視点で目標を決めて、そこに少しお金を使ってもいいのではないかなと。そうしないと、何か黙っていれば恐らく何も手を出さなければ、よその地域よりもここは過疎化が進んで早目に元気がなくなると思いますので、その辺をどういう形で話し合いをして方向をつけるか。それはやっぱり町長のリーダーシップとともに、大事なのは役場が今40代50代の管理職とか将来幹部になる人方がよほど悪いことしない限り60歳まで首にならないわけですから、長期的な視点というのを役場の課長さん方もうちょっと持って、じゃあこういう町を目指すというのをやらないと、それを町長がぐんぐん引っ張っていくというふうにしないと、黙っていればどこの議員も町長もそうですよ、次の選挙のときまだとればいいというのを最優先で考えてやっていたって、ろくな町ができないのではないかなと思うんですけれども、その辺に対して何か考えがあればお答え願います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 工藤議員から何点か再質問ありましたけれども、内需拡大、外需拡大と、やはり今国際社会化、そういう中で外需拡大という方向にもしっかりと、農業関係、今TPPなんか非常に議論されておりますけれども、二通り、当然考えが出てくるわけであります。そういう中で、やはり2万人という一つの町の中の、きょうは商工会婦人部の皆さんもお見えになっておりますけれども、内需拡大、そこにやはり地元として地元でできるもの、ここにおいてはそういう内需拡大に力を入れていきながら、しかしやはり内需拡大だけでは将来性が非常に厳しくなってくるものがありますので、当然外需拡大という中で一步踏み込んでいくという部分は今後やはり進めていかなければならないだろうと考えております。

生活しやすいまちづくり、ここについては一つはこれはお金があるときですけれども、どんどんそういう財政的な支援をして整備をして生活環境含めながらというまちづくりもあるでしょうし、今、私は大事なのは将来財政が減っていく中においてもそれぞれの地域がしっかりと主体性、自主性を持ちながら、それぞれの地域の皆さんが取り組んでもらえる、そういうまちづくりをしていかないと、要望はどんどん上がってくる、それに対して行政がなかなか応えられなくなっていったときに生活しにくい町なのか、決してそうでないと思っております。

そういう中で、まさに先ほども言いました櫻井先生のお話、今後はそういう厳しい状況になっていくことをしっかりと考えて、そのまちづくりをどうやっていかなければならないのか。私もそういう考えを持っていますので、そういう中で決して希望を持たないという町ではなくて、ま

さに将来の南部町、お金がなくなったからまた大きい道州制、他町村と合併すればいいんだというふうには私はなるべきではないと思っておりますので、お金をかけて将来展望を計画していく部分、お金をできるだけかけなくてもそれぞれの地域の方々が生きがいを持って地域づくりをしていただけるようなソフトの長期的な計画、こういう両面でもって取り組んでいきたいと思っております。

そこにおいては、当然我々行政だけではなく、当然私だけの考えというのも限られた部分しかありませんので、これは議員の皆さんからも知恵を出していただきながら一緒に考え、そしてまた町民の皆さんからも意見を出していただきながら、それに向けて我々行政、職員がしっかりと一緒になって考えて、まさに短期計画、中期計画、長期計画と、私は計画にはこの3つが必要だと思っております。やはり現実の計画、そして数年先の計画、そしてまた10年20年先の計画と、こういう3つの計画というのをしっかりと総合振興計画に基づきながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、またいろいろ皆さん方からお知恵を拝借しながら、安心できるように職員と一緒に進めてまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 今、町長の話聞いていて、大体考えることは私らも同じなわけですが、ただ、私自身の生活を通して感じることをちょっと言わせてもらえば、ここで生まれてここで育って結婚して子供ができて育てると、そこまでは非常に順調だったなと思うんですけど、その子供を育てるについて育て方を間違ったような気がするんですね。勉強するんだと、いい成績とればいい暮らしがあるんだと、そこから先を教えていなかったものだから、学校終わったら誰もうちに帰ってこなくなったんです。だから、跡取りが絶えれば誰でもこの地域が廃れることはわかっているから、これからはやっぱり郷土を愛するという、育った地域でなるべく暮らすということを子供にびしっとわからせて育てて、あんまり勉強せえ勉強せえとか、そういう知識で人間の生活ってよくなるものではなくて、もっと心を豊かにするのが一番いい生き方だと思うので、教育もそういう視点で何とか地元を愛する、地元をよくする、地元が仲よくやれば頑張ればいいんだと、そういう目標を定めながら、職員の皆さんも町長も私ら議員も今までよりはもうちょっと頑張ればこの町はよくなるのではないかなと思っていましたので、何とか皆さん頑張らしましょう。それで終わります。

○議長（坂本正紀君） これで工藤久夫君の質問を終わります。

次に、2番、八木田憲司君の質問を許します。八木田憲司君。

（2番 八木田憲司君 登壇）

○2番（八木田憲司君） おはようございます。本日は商工会女性部の皆さん、本当に傍聴ありがとうございます。私も商工会の一員として大変うれしく思っております。その分しっかり質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日、私は高齢者福祉、介護保険事業等、地域包括ケアに関連したことにつき質問させていただきます。

質問の本題に入る前に、ことし3月に八戸市で行われました厚生労働省老健局長の原 勝則氏を迎え、「地域包括ケアシステムの構築と地域医療介護総合確保法案」と題した特別講演が開催された中から、少しお話しさせていただきます。

そのときの資料の中に75歳以上人口の将来推計があり、青森県の指数は2015年を100としたとき、2030年には125になり、およそ25%の増に推計されております。団塊の世代が75歳以上になる2025年までは急速に上昇し、その後の上昇は緩やかで、2030年ごろをピークに減少するとありました。

現在実施している2012年から2014年の第5期介護保険事業計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、認知症の支援策の充実、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスの充実、こういった4点の重点的に取り組むべき事項を実情に応じて選択し、段階的に計画を充実させていくことで、地域包括ケアシステムの実現のための方向性を探っていくことが第5期、これは現在行われている計画ではありますが、この介護保険事業計画の位置づけとなっております。

2015年から、来年からですが、2017年の第6期介護保険事業計画以降の計画については、2025年に向け、第5期で開始した包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化していく、中長期的な視野に立った施策の展開を求める、また、新たに実施する事業も含め、地域の将来を見据えたより具体的な取り組みを計画してはどうかと提案されておりました。

今回の講演を伺い、2030年まで75歳以上人口が急激にふえていくことに対して、南部町ではどのような対策が計画されているのか考え、今回の質問に取り上げさせていただきました。

それでは、今回通告しておりました質問に入らせていただきます。

第6期、2015年から2017年の南部町高齢者福祉計画、南部町介護保険事業計画等の包括ケアシステムを確立していくために計画を策定中だと思いますが、計画中の事業及び現在実施している事業の中から、下記の項目についてお伺いいたします。

(1) 八戸市の介護保険アンケート結果によると、介護が必要になった場合の生活の場所で在宅を希望する割合が7割超になったとあるが、南部町でのアンケート調査結果についてお伺いいたします。

(2) 在宅での介護希望者が多い中、住みなれた地域、自宅での生活を支援する小規模多機能型居宅介護を提供する事業所が八戸市では10施設あり、比較的環境が整っておりますが、南部町における在宅介護の現在の実施状況及びこれからの計画についてお伺いいたします。

(3) ひとり暮らしの高齢者が病気、けが等で突然倒れ、周りに誰もいないときに、現在町で行っている対応及びこれから予定している計画についてお伺いいたします。

(4) いつまでも元気で暮らすための生活支援、介護予防事業等について、町の取り組み及びこれから予定している計画についてお伺いいたします。

以上4点、町長のご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、八木田憲司議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、ご質問にお答えする前に、平成27年度から新たに実施される当町の第6期介護保険事業計画についてご報告いたします。

現在は厚生労働省から配布された介護保険事業計画用ワークシートを使い、現在実施している第5期計画の実績等の取りまとめや次期の計画である第6期計画の推計を行っているほか、策定委員の選考をしている段階でございます。第1回目の介護保険事業計画策定委員会を今月中旬に開催し、年度内の計画策定に向け、検討を重ねていく予定としております。

それでは、1点目のご質問の南部町のアンケート調査結果についてであります。現在アンケート調査の実施に向け準備をしている状況であります。そのアンケートについてですが、厚生労働省で示している日常生活圏域ニーズ調査票例をもとに、近隣自治体のアンケート調査も参考にしながら、当町独自の調査内容を組み込んだ介護保険に関するアンケート調査を9月中旬に対象者に発送する計画をしており、八戸市の調査内容であった介護が必要となった場合の生活場所等に

についても調査内容に組み込む予定としております。

介護保険計画につきましては、住民の皆さんも一番関心があるのは保険料がどうなっていくんだということになってくるだろうと思いますけれども、きょうは商工会の皆さんもお見えですので、きょうお見えの皆さんはもう重々把握している部分だと思いますが、私どもも介護保険料はできるだけ抑えたいと。そういう中で、介護利用者がふえると必然的にこれは保険料が上がります。そして、保険料がある程度の水準の保険料のところは、逆の言い方をすれば、利用する施設が整っている地域ということでございます。利用者が少ないということは、利用する施設がないと、そのことによって保険料も少ないと、こういう現象もあるということになってまいります。

今後、策定委員の皆さんから計画を策定いただいて、どのような計画になってくるのか、また保険料等がどういうふうにしていかないと成り立っていかないのか、こういう部分をその後しっかりと私も把握しながら、よりよい第6期の計画にしていきたいと思います。

次に、2点目の南部町の在宅介護の現在の実施状況及びこれからの計画についてお答え申し上げます。

小規模多機能型居宅介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を行うことができるよう、利用者の選択に応じて、施設への通所を中心として短期間の宿泊や利用者の自宅への訪問を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで日常生活上の支援や機能訓練を行う介護サービスのことであります。

当町には小規模多機能型居宅介護の提供できる施設は現在ございませんが、小規模多機能型居宅介護のサービスに訪問看護を一体的に提供できる複合型サービスを提供できる施設が1施設ございます。在宅での介護サービスにつきまして申し上げますと、ただいま申し上げました小規模多機能型居宅介護と複合型サービス以外に、利用者の自宅等へ訪問する介護サービスとして訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリなどがあり、利用者が施設へ通所する介護サービスとして通所介護、通所リハビリなどがあります。また、短期間の宿泊ができる介護サービスとして、短期入所生活介護があります。このほかに認知症の方に向けてのサービスとして、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームや認知症対応型通所介護などがあります。

平成25年度の介護給付費の実績では、総額では約23億2,000万円で、前年実績と比較しますと約7,800万円の増となっております。そのうち約8億3,000万円が施設系のサービスで全体の36%、約15億円が在宅系のサービスで全体の約64%となっております。在宅系のサービスでは認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの割合が最も多く、次いで入所介護、訪問介護の割合が高くなっております。

第6期計画におきましては、平成25年度の実績及び第6期計画の推計を踏まえ、今後実施するアンケート調査結果を反映させて、利用者のニーズに合った計画を策定してまいりたいと考えております。

3点目のひとり暮らしの高齢者に対し、現在行っている対応及びこれからの計画についてでございますが、当町では要援護者台帳を整備し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯など、支援が必要な方を把握しております。また、地域包括支援センターでは、在宅介護支援センターと連携して高齢者の把握や相談受け付けを行っており、民生委員やほのぼの交流協力員の方などの地域住民と連携し、高齢者の情報を共有できるようにしてございます。さらに、生活協同組合コープあおもりとの高齢者見守り取り組みに関する協力協定の締結や、近隣7カ所の郵便局と町民の命と安全を守るための情報提供に関する協定を締結しているところでございます。

実際に高齢者が病気やけが等で生活が困難な場合は、同居していない家族の意向を確認し、地域ケア会議や医療費連携会議などで調整を行い、軽度生活支援や配食サービス、外出支援サービスなどにより高齢者を支援する体制をとっております。また、第6期計画ではこれらの取り組みに加え、今後実施するアンケート調査結果も踏まえてありますが、利用者のニーズに合った支援体制を整えてまいりたいと考えております。

非常にきょうは婦人会の皆さんの中には民生委員、児童委員をお願いさせていただいている方々、またほのぼの協力員でご協力いただいている方々もお見えですけれども、町としては民生児童委員また協力員の方々が活動していただいて、本当にそれぞれの地区の把握ができていますのでございます。非常に個人情報保護という法律の中で、それぞれ民生委員、児童委員の方々、関係者の方々も大変苦慮しております。そういう中でしっかりと地域の把握をしていただいておりますので、私どももそういう地域の方々の状況を把握して、しっかりとその状況に合った支援をとれるように今後とも進めてまいりたいと思っております。改めて、民生委員、児童委員、またほのぼの協力員の方々にも感謝、御礼を申し上げたいと思います。

最後に、4点目の生活支援、介護予防事業等の町の取り組み及びこれからの計画についてありますが、当町の介護予防事業は元気な高齢者を対象に生活機能の維持、向上に向けた取り組みを行う、いわゆる1次予防と、要介護状態等となることの予防、または要支援状態の軽減もしくは悪化の予防のための取り組みを行う第2次予防を実施しております。また、地域包括支援センターでは在宅介護支援センターと連携し、高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、その人の心身の状況や生活の実態などを幅広く把握し、保健、医療、福祉サービスの適切な提供ができるように支援を行っているところであります。さらには、高齢者

の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援をしていくため、地域ケア会議や医療連携会議などを開催し、各分野の連携を図っているところであります。

第6期計画では現在実施しているこのような取り組みに加え、特に地区の集会施設を活用し、地域の中で生きがいや役割を持てるような地域主導型の介護予防事業の実施と地域住民や町内とのネットワークを強化し、認知症、高齢者の見守りに関する情報共有体制づくりの対策などを計画に盛り込んでいきたいと考えておりますので、またご支援、ご協力のほうもよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 丁寧なご説明、答弁ありがとうございました。

私も町長のご答弁を聞いている中で、書きとめ切れないところがたくさんございました。答弁の資料等がないものですから、聞き逃す部分があったのかなと思っていますけれども、その中でこの4点の質問の中で少しお伺いしたいことは、アンケート調査に関しましてはこれから実施予定ということで、まず結果を次の計画に大いに反映させていただければと思っています。

八戸市のアンケートの結果を見ますと、やはり在宅で介護を希望するという方が7割あるという事実は、多分南部町でも同じ結果が出てくるのではないかなと思っています。というのは、やはり自分は住みなれた場所において常に介護状態になったときでもその場で介護を受けたいと。それが自宅なのか、同じ地区の近場にある施設なのかはちょっとまたあれでしょうけれども、そういうニーズを当然これから酌んでいただいて、南部町、これからの介護事業を進めていただきたいと思っています。

2番目の小規模多機能型居宅介護ということを出したのは、資料によりますと、私少し資料は持ち合わせていなくて詳しいことはお話しできませんが、低額でサービス利用をできるという大きな特徴がございます。3万5,000円ぐらいで通所とかショートステイとか、そういう部分を常に状況に応じながら実施、利用できるという施設になるかと思います。なぜその3万5,000円というものをお話ししたかといいますと、やはりお年寄りがお一人で年金生活をなさっているときに、年金受給金額というのがそんなに多くはないと思うんですけれども、そういうものの範囲内でそういうサービスがうまく利用できていくものがどうしても必要ではないのかなと思っていますので、小規模多機能型居宅介護に関してはそういう部分でお年寄りの低額な年

金生活の方にはすごく利用しやすい制度ではないかなと思っておりますので、この辺もぜひこれから南部町において、今現在複合型は1カ所あるということですが、中学校学区に1施設ぐらいの設立ができるのではないかなという要綱みたいなものもありますので、これから南部町でもその辺を検討いただければなと思っております。

あと3番目のひとり暮らしの高齢者のことですが、先ほど町長のご答弁の中でさまざまな見守り、いろんなことはお伺いいたしましたが、私、今回この3番で取り上げたものに対しては日ごろふだん元気で過ごされているお年寄り、ひとり暮らしの方が突然もし倒れたときに、病気であればもう一分一秒でも早い段階で病院に診てもらう体制をとらなければならないと思うんですが、それがふだん民生委員の方とかさまざま見守り体制はとれていると思うんですが、突然の対処のときに果たしてそれが機能できるのかなという心配がちょっとございました。

実際、私の近所といいますか、周りにもそういう方がおりまして、たまたま友達関係があれば夜にでもちょっと電話を入れる中で確認はできるんですが、そういうものがなければ、やはり毎日のことですので、誰かがその確認をできるようなボランティア、そういうものもぜひ必要ではないのかなと思っております。というのは、うちの妻がある友達というか知り合いの方に、ワン切りでいいからと携帯電話を鳴らして、元気だったら返してくださいよみたいな形で対応しているんですが、そういう方たちも周りにいらっしゃっていただければ、何かもしあったときにはすぐ病院に連絡する等の連絡ができていいのではないかなと思っておりますので、その部分に関してもこれからの計画の中でちょっとご検討いただければと思っております。

最後に、4番目のことに関しましては、先ほどいろんな事業を計画されていると思いますが、集会施設等を利用した中でのこれからお年寄りに集まってもらっていろんな事業をしていく、そういうことはこれから大いに進めていただきたいと思いますし、きのうからスタートしております役場職員の地域担当職員配置を行っておりますが、そういうものとの兼ね合い、連絡をうまくとりながら、そういう地区、町内単位でのお年寄りの介護予防という意味でのいろんな事業はこれからどんどん進めていっていただきたいと思います。

私の要望みたいな形になりましたが、今言った中での4番に関してですけれども、具体的にこういう事業を今計画して進めていくという部分がございましたら、そこはもう一回ご説明いただければと思っております。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、私のほうから最初にお答え申し上げて、最後の事業計画の1点については担当課長から答弁をさせたいと思います。

少子化、高齢化含めて、どちらも大変重要な課題となっております。そういう中で、高齢者対策、介護含めてでございますけれども、アンケート調査、八戸市さんが70%が在宅という数字については、実は私、実際その数字驚いていました。在宅を7割の方々が本当に望んでいるのかなと。今確認したのが、本人が望んでいるのか、家族が望んでいるのかで全然違うわけでして、今確認したら本人が望んでいるという70%。これは本人は恐らく自宅であると思いますけれども、家族がじゃあ今度介護を抱えたときに、その家族の生活が全く変化があるわけです。実際にじゃあ家族で在宅で現実には見る数字が7割なのかということ、私は多分そうではないだろうなと。今度、当町のアンケートもして、そこは当然生かしていきたいと思っております。

恐らくそういう福祉施設は今後もふえてくるのではないかなと思っております。当然、高齢化がまだ進んでいきますので。そうなったときに、先ほども若干触れました、施設が充実してくると介護保険料もともにこれは上がる。そこを私たちは住民の方々に、ここをしっかりと説明しなければならないと思っています。誰でも安くしてくれ、施設はふやしてくれなんです。ふやすときは介護保険料も上がっていくというのも皆さんもご理解してくださいよという、ここをきちんと我々が説明をしてやっていかなければならない重要なところだと思っております。

そして、小規模事業等でございますけれども、ここについては事業者の方々がどういう方向でいくかということになろうかと思います。小規模の体制でいくか、1カ所ある総合的なサービス提供でいくのかと。そこにおいてはそれぞれの事業の進め方によってスタッフも変わってくるでしょうから、事業者のほうからもそういう結果が上がってきたときには町のほうと一緒にやってこれは考えてまいりたいと思っております。

ひとり暮らしの方々につきまして、先ほども申し上げました民生委員の方々、児童委員の方々、ほのぼの協力員の方々、本当に足を運んで声かけをしていただいております。それでも民生委員の方々、協力員の方々、保健師、毎日毎時間というのは無理なわけであります。必ず空白時間というのが、幾らやってもこれは出てくるわけであります。そこを少しでもカバーしていくためには、協力員の方々だけではなく、やはりそこに住んでいる地域の隣同士の方々がそれぞれ声かけしてもらったりしていかないと正直厳しい部分があると思いますので、隣同士が何とか声かけをしていく。昔はそうでした。私の時代の子供のころでも、隣近所の人みんなもうわかるわけですから、今隣に住んでいても子供さんがどこに行っているかもわからない。回覧板等についても置いてくる、届いている、いるかいらないかわからない、そういう状況が現在の社会になって

いるということでもありますので、何とか隣同士の方々が声かけをしていただきながら、変化があったらすぐ教えていただくようにしていく。

町では今、郵便局の方々にも、毎回郵便届けるうちは限られると思いますけれども、郵便局とも協定を結んでおります。そしてまた生協さんとも結んでおります。少しでも変化があったときに早目に情報キャッチしていかなければならないということの取り組みでございますので、そのほかにもいろいろまた協力体制をとっていかなければならないのがあると思います。ボランティアを募集してということも頭に置いておきたいなと思います。今非常に民生委員、児童委員の方々にお願いする、見つけるのも正直大変な状況でございます。ボランティアの方々、どのぐらい実際集まってもらえるのかということもありますけれども、そういう部分もしっかりと視野に入れながら体制は整えていかなければならないと思っておりますので、ご理解をよろしく賜りたいと思います。

最後に、現在の介護予防事業等で考えている部分の1点については担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） それでは、議員おっしゃったひとり暮らしの見守りということでしたけれども、これにつきましては今現在、独居世帯の方のところに緊急通報システム、火災報知器も連動していますけれども、90世帯ほど設置してあります。元気なうちから心配な方が相談に来た場合、民生委員さんの意見とか保健師さんの意見をくみ入れて設置しています。中には、やはり民生委員さんの勧めることに反発して要らないという方もいます。そういう場合、息子さんなり娘さん、近くにいればいいんですけれども、遠くにいる場合でもできれば役場に寄ってくださいということをお願いして、今後家でけがしたときにどういう状況になっていくんだよというのを説明するようにはしています。

それから、先ほどの具体的な事業ですけれども、今現在、介護保険の見直しがありましたので、来年6期では次の3カ年の中で要支援に対する施策について市町村独自に考えてやってくださいという方向性が示されております。あと認知症対策ですね、対応してくれということと言われていますので、このことについて今、八戸市で行われている安心カードというのがありますけれども、その中で認知症の方が行方不明になったりすると、迷子になったりしますので、近々に撮った写真を安心カードと抱き合わせで緊急時には写真がちゃんと最近の写真で情報を共有して

捜せるようにしたいなと考えております。それが具体的な事業の一つとして考えております。

それから、認知症につきましては、これまで3年間、3地域において認知症の捜査訓練みたいなことをやっています。今回は、今年度は健康センターの周辺でまた新たに捜査訓練を行いますけれども、そんな形で関係機関の方に認知症の方が徘徊したときにどういう対応をしていくんだ、どういう連携をとっていくんだということを周知するために行っています。

それから、介護予防対策として町で取り組んでいますけれども、県のほうで包括ケアシステムの中で提唱している予防の観点を入れてという方向性が示されています。その中で町では要支援も当然なんですけれども、要支援以前の、なるような人も重点的に介護予防を展開していきたいと考えております。今、日常生活圏域ニーズ調査の項目の中にも生活状況なり、ふだん運動しているかとか、閉じこもりになっていないか、健康状態とか、地区での社会参加についての設問がありますので、そういう状況も踏まえて、これまで教室等につきましては推薦によって受け付けたんですけれども、明らかに要支援状態になるような人につきましては教室の参加を勧奨するような形で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 町長からご答弁いただきまして、大変丁寧にいただきましたけれども、先ほどのお話の中では介護保険の予算の関係とか事業所がふえることによって予算がかかる、さまざまなバランスを考えていかなければならないと。これは先ほど工藤議員の質問の中でもございましたので、当然町の財政を考えたときにはそこを重視していかなければならないと思いますので、そこはできる限りでの予算バランスを考えながらこれからも実施していただければと思っています。

今、高森課長からお話いただきましたけれども、1つ聞きたいなと思ったことは、公民館とかそういう施設を利用した事業等は今現在これからやっているところとか、あとは介護施設独自に計画しているものが実際やっているのか、よく言う寄り合いとか、そういう部分かなと思うんですけれども、そういうものもこれから集会施設等を利用して実施していく計画が、実施しているところがあるのか、計画があるのか、そこをもう一回伺いたいんですけれども。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 今現在、地区の集会施設で町で直でやっているものはありません。地区で行われている健康教室等については似たような事業はやっております。今検討していることなんですけれども、斗賀地区に普通の公民館じゃない介護予防拠点施設がありますので、斗賀地区の町内会さんと相談しまして、そこを来年度以降の事業のモデルにしたいということで、集会施設で町内の協力を得て介護予防の事業を展開していきたいと思います。その事業の効果なりを見て、来年度以降、区域を広げてやっていきたいと考えております。

今大きな方針としましては、健康センター、ゆとりあなり、ぼたんの里、町で抱えている大きい施設、もう一つは中央公民館なり剣吉公民館とか福地公民館ありますけれども、そういう町の施設、次は地区の公民館なり集会施設を直営でやる場合なり、町内会の協力を得てやる場合、もしくは委託する場合ということで、区域に対象者のニーズが大幅に変わりますので、三段構えで検討しております。

今後、今は集めて事業を展開しているわけなんですけれども、地域で歩いていける場所でやれば参加者も参加しやすくなるかと思えますし、回数も頻回にできる町内会が出てくるかと思えますので、そちらのほうの効果が今やっているやり方よりもはるかに効果が大きいのかなということで期待はしております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） これで八木田憲司君の質問を終わります。

ここで11時35分まで休憩します。

（午前11時20分）

.....

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

.....

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

15番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

（15番 川守田 稔君 登壇）

○15番（川守田 稔君） おはようございます。

地方交付税の削減について、町当局のお考えをお伺いしたいと思います。

報道等によりますと、市町村合併に伴う合併算定がえ、上乘せ分でしょうか、普通交付税のうち、当町では約11億円から12億円の金額が5年をかけて段階的に削減されるそうであります。予算が12億円としますと、大体现在の町の予算の額からしますと約1割。その1割の予算が5年の後には削減されてしまうということはどういうことなのか。どのような影響を町は想定しておられるのか等を含めまして、これからの事業の継続、廃止、新規事業等を含めまして、それらの取捨選択に係ります基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

交付税削減についてのご質問でございますけれども、普通交付税は合併算定がえの適用期間の終了により、平成28年度から平成32年度の5年間で段階的に削減され、平成33年度から本来の交付額となります。この合併算定がえという件でございますけれども、簡単にわかりやすく言いますと、今まで3町村が合併しまして、その交付税の中に1自治体の基本額といいますか、そういう部分が合併前、それぞれ交付税に算入されているわけですし、これを合併して南部町1つになったんですが、旧3町村分は10年間維持しますよということで、そこは優遇されてきたわけあります。今度10年過ぎて、28年度から1自治体基礎額が1自治体分になるわけですので、その2旧町村部分の基礎額部分が減っていく部分がこれから削減されるというふうに考えていただければと思います。

28年度でございますから、再来年度から5年間で約10億5,000万円、きのう私、大体12億円ぐらいと答弁しましたが、大体10億5,000万円ぐらいが5年間で削減していくと。27年度が100%とした場合に、1年目のときは3%ぐらい、次はまた5%ぐらい、そういう段階で5年後のときには現在の交付税額から10億5,000万円ほど減るということですので、今現在が大体五十六、七億円ぐらいの交付税が来ております。そこから10億円強減りますので、今、町の大体の年間当初予算額が100億円ぐらいの当初予算を組んでおります。そこが5年後には90億円ぐらいの町の予算で行っていかねばならなくなってくると。ですから、先ほどの答弁のときにも言いました、そのときに大きな住民のサービス低下に一気にならないように、そういう部分は基金を活用させ

ていただいて、何とか急激な低下にならないように努めてまいりたいと思っております。

この交付税削減額を緩和するため、総務省では平成26年度から5年程度の期間で合併市町村特有の多くの支所、私どもからいいますと現在の南部分庁舎、名川分庁舎、福地の本庁舎とあるわけですがけれども、そこの旧庁舎を抱えているなどの事情を考慮した基準財政需要額算定の見直しを行うとの情報がありますが、決定しておりませんので、今後の推移を注視してまいりたいと考えておりますし、我々もまた国のほうにぜひそういうふうにしていただきたいという要望をしていかなければならないと思っております。現在、当町は3庁舎ですので、ここが現在の形でまだ進むということになれば、その分少し交付税が加算される期待もありますので、ここは国のほうに何とかそういうふうにしていただけるように要望活動をしてまいりたいと思っております。

また、普通交付税の減額により、普通建設事業などは計画的に実施していかなければなりませんが、必要不可欠な事業がある場合、歳入の不足分は基金繰り入れにより対応し、急激な減額の緩和を図ることとしております。ハード、ソフト面においてそのようにしてまいりたいと思っております。

このほかの懸念材料としまして、交付税も減っていく、さらに平成32年度、ですからちょうど交付税が一番減ってピークを迎える年と同時に過疎対策事業債、これは過疎債、非常に我々助かるわけでございます。100%借り入れした場合に、70%が翌年に交付税に算入されてくるということでありますので、実質的には過疎債を使った事業は30%で事業をやれるという大変我々とするればありがたい事業であるわけですがけれども、その過疎債、そしてまた合併特例債、これも合併した町村に認めていただいていたわけですがけれども、これが32年で期限を終了するというものですので、32年度は非常に今の政府の国の配分になりますと、交付税減る、過疎債がなくなる、合併特例債がなくなる。非常に危機感の高い年度になります。そういうことの最悪も見据えて計画をしていかなければならないなと思っておりますので、まさに工夫、アイデアが必要になってくると思っております。

このことから、今後の事業実施については基本的に財政運営計画をもとに実施することとし、計画に当たって新規事業については必要性、緊急性、効果、また地区、バランスを考慮の上計画し、継続事業については事業内容の再点検などにより、継続、縮小、あるいは廃止を検討していかなければならないと考えております。

ただ、何かちょっと暗い話になってしまったような気がしますけれども、そういう事態を私どもも想定をしていて、基金を増額してきております。しっかりと、基金は使っていけばまた減っ

ていくわけでありますけれども、そのバランスはしっかり考えながら、町民の皆さんも必ずやる、これはもう絶対やっていかなければならない、そういう事業というものはしっかりと基金を活用してやっていきたいと思っておりますので、あとはそれぞれの知恵、工夫、そういうのも我々行政だけではなくて、いっぱいそういう知恵をお持ちの方々からも、お金をかけないでやる方法はどういうことがあるのかという部分も出し合っていただきながら、しっかりと希望を持って南部町に住んでもらえる、そういうまちづくりはしっかりとしていきたいと思っておりますので、いろいろな部分でまた議員の皆さん、一緒になって知恵を出し合い、いい方向性を築いて、安心できるまちづくりにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 答弁ありがとうございました。

過疎債と特例債も32年になくなるというのは、きのうですか、町長おっしゃったことの中で私も初めて聞いたんですが、平成32年というのが大変な年になるんだなという予感します。上乗せ分がなくなることを前提に議会開会のときから当局の方も議員の質問に対してもそれなりに触れて、基本的なところはこういう形で質問をしなくても大体わかりましたよというような部分はあるのですけれども、最初にこのことを今回取り上げようと思ったきっかけというのは、上乗せ分を減らしていくと。そのことと地方分権ですとか、または道州制、どう違うのか私はわかりませんが、いわゆる地方自治のほうに重きを置くという政府の方針とのかかわりについて考えたんですよ。

ご存じのように、ことしの中央公論の6月号、5月発売、増田レポートでもって、多分、日本全国市町村、あのことが話題に上らなかった市町村は多分ないんだろうというぐらい非常にショッキングな事件でしたよね。そうなのかと、そう言われればさもありなんみたいな、そういうものの思い込みみたいなのがすり込まれてしまったというか、非常にショッキングなレポートだったわけです。

ただ、あのレポートの発表のタイミングというのがどういう意味があるんだろうなと思ったわけですよ。なぜかといいますと、特例上乗せ分減少の記事が、私持っているのが東奥日報の6月26日のものなんですね。その記事の隣に、今度は総務省の発表です。日本の人口24万人減。6月26日といいますと、大体どこの議会も終了しているころだと思うんですが、増田レポートでセンセーショナルな話題をつくって、議会終了後にこういったあれをすると。東奥日報さんがぐるに

なってやっているとは思いませんけれども、全国でこういったタイミングでこういう記事が載ったんだと思うんですよ。

これ何を意味しているのかと、何か作意があるような気がして、そのことも結局地方分権ですとか道州制導入ということにつながっているのかなと、げすな勘ぐりしたくなるわけじゃないですか。なったんですね、私は。そう思ったんですよ。人口減少ということを前提にどういうことが考えられるかという、例えば高校の廃校だとか統合だとか、高校にとどまらず、中学校だ小学校だ、そういった教育施設の廃止だとか統合だとか、そういったことには非常にこういう話題というのはいい動機づけになりますよねというような、ちょっと思いついたりもします。地方が望む望まないにかかわらず、地方分権だとか道州制の導入だとかということに関しても、導入したい側には非常に弾みのつく話題づくりだったんだと思うんですね。

何が言いたいかというと、あんまり人口減少ということに対してネガティブに捉えて、そういう決め込みをする、それにとらわれた物の考え方をするのではなくて、先ほど町長おっしゃいましたけれども二通りの考え方があると。減らさないようにすることと、減ってしまったら仕方ないんだと、あれは開き直りと受けとめてよろしいんでしょうか。今ある人口でもって何とかしていくんだという心構え。それは当たり前のことなんですが、ただ、ふやしていこうという姿勢と、今ある人口を現実として受けとめてというのは、ある意味180度とは言いませんけれども、違う方向性を持っていると思うんですね。そういったことをもろもろに考えたわけなんですよ。

最後の質問として伺いたいのは、平成32年というのは多分象徴的な年になると思うんですけども、地方分権ですとか道州制の導入の動きに対して町長はどう思われているのかということと、そういった省庁からの情報等は町のほうが詳しいと思うので、どのような状況であるのか、ご存じの範囲でお答えいただきたい。その辺の情報をお持ちでしたら教えてください。それからどういう動向でどういう段取りになるのか、どういう心づもりで覚悟しておられるのかというようなところも、お考えをお持ちでしたら教えてください。

○議長（坂本正紀君） 道州制と地方分権は交付税とちょっと違うような感じがしますが、町長、答弁しますか。では、町長。

○町長（工藤祐直君） 交付税削減等を含めて道州制の話も出ているということの関連として、私ができる範囲でお答え申し上げます。

道州制については、正直私どもにも全く情報が入ってきていない。新聞等で見える限りでありま

す。この道州制も突然まず話が出てきまして、どういう範囲で国は考えているのかもわかりませんし、判断するにしても内容がちょっとわからないものですから、いい悪い、賛成反対だというのはちょっと私も言い切れませんが、今の情報が全くない中で道州制を進めると、市町村は非常に困ります。本当に困っています。特に、私どもは8年前に3町村が合併しました。大分落ちつきましたけれども、合併しなかった町村と合併したところの自治体の違いというのは、町民の皆さんも、議員の皆さんもそうであります。職員も。本当に精神的な部分の大変さというものもあるわけです。そこが今やっと一つの南部町として動き始めてきた、そこに道州制の話がいきなり来て、これは合併した、経験した私からは唐突過ぎるというふうに考えております。本当に内容がどういう内容なのか、ここは今後いつごろ出てくるのか、しっかりと内容を確認して、これはまた賛成なり、とてもじゃないがこれは賛成できないという判断をしていきたいと思っております。

増田前岩手県知事、前総務大臣でもあったわけでございます。これまた唐突に発表がありました。全国ほとんどの自治体がびっくりしたわけでございます。正直私もここまで減るのかという捉え方をしました。現実には、ただ私どもも減ってきておりますので、そのぐらい減るということは頭に入れていかなければならないなど。もっとその数字よりも逆に言えば厳しい数字になっていくのか。

いずれにしても、先ほど私、二通りあると言いました。決して開き直りのつもりではございませんので、そこは。ただ、現実を認めてください。じゃあ1年2年で私、人口をふやしますよ。できますか。できないでしょう。だから、その現実を見て、やっぱり減っているんだと。いろんな事業はやっていきます。減っていくというのは現実だと私は思っています。じゃあ、その現実をちゃんと見て、その現実の中でのまちづくりということは、これはやっぱりしていかなければならないことだと思いますので、そこはくれぐれも誤解のないように。

先ほど、工藤久夫議員さんの奥村先生の著書の中にも書いてあります。減っていくということをしっかりと捉えた中で、どのようなまちづくりをしていくかということを考えていかなければならない。ですから、今を悪いというだけではなくて、逆にそれをどう生かすかという書き方もされております。私もそこは共感して、ただ、先ほども申し上げました、減っていくからそれに合わせてだけやっていくという答弁はしていません、さっきも。それでも人口増につながる、そういう事業はやっていかなければならないと、さっき答弁しているんです。その辺は誤解のないようにしていただいて、両面、子育て支援、高齢者対策、これも当然並行してやっていきます。ただ、理想で減った人口がすぐ何年後に戻る、こういう楽観的な見方は私はやっぱりされないなど。

そういう中で、それぞれ二通りを進めながら、これ以上減っていかない、まず維持できるようにしていくと、そういう対策を講じてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） いつもいつもわかりづらい物の聞き方して申しわけないなと思うんですけれども、今回はよく答弁していただいて感謝します。

人口が減り続けるということは、日本全体のスパンで見ても地方1自治体からいっても、大半がそうなんだと思うんですよ。東京、大都市集中という体制が変わらない限りは、地方というのはどんどん減って行って、国全体も少子化という現象の中で国の人口というのは減っていくと思うんですけれども、ですが、例えばこの南部町がどんどんどんどん人口が減って、最後の一人まで誰も住まないところになるのかといたら、それも非常に現実的ではないと思うんですよ。どこで底を打つのかわかりませんが、減ったらそのレベルで落ちつくような現象が多分起こるんだと思うんですね。そのことを前提に考えると、増田レポートというのはさも自治体が消滅してなくなるんだみたいな、そういうエキセントリックなあおり方をしているというところに非常に反感を持ったものですから、そういったのに単に踊らされてはだめなんだろうなと私は考えた次第であります。

何をもって地方分権の完成というか、定義づけるかはわかりませんが、町長の知らない道州制の実態というのがわからないままで、ですけれども国の法律ですとか、それに伴って町の条例の改正、それは非常に地方分権を見据えた上での改正というのがなされていると、そういう意味で進んでいると思います、制度的に。

本来の質問に戻りますけれども、新規事業ということに対して非常に慎重に調査を伴って計画を進めて臨んでいただきたいと思います。協働のまちづくり、その施策についても同様であります。非常に焦点をずらした再質問で申しわけありませんでした。終わります。

○議長（坂本正紀君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

（午後0時04分）

○議長（坂本正紀君） 休憩を解き、会議を開きます。

（午後 1 時00分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

7 番、根市 勲君の質問を許します。根市 勲君。

（7 番 根市 勲君 登壇）

○7 番（根市 勲君） 今回、私はさきに 2 点の通告してあります質問をさせていただきます。

今回の定例会で、農業についての質問をさせていただきます。

質問に先立って、8 月 28 日に NHK の総合テレビで午後 7 時半から「クローズアップ現代」で取り上げておりましたが、「異常気象が農家を襲う・どうなるコメ果物」という放送でありました。要約すると、今後数十年間に日本の国内の異常な気温上昇により、今までの主要な米や果物の生産地が適材適所ではなくなって、新たな作物へと品種を変えたり、今までより高温でも対応できる品種改良や、もっと北のほうの寒冷地に産地を移動しなければならないというような内容の報道でした。10 年、20 年、あるいは 40 年後の南部町の農業の未来を考えた場合に、決して避けて通れない大事な問題と思いながら、町ではどう対策を考えるべきか、私たち議会は何をすべきか、重要な課題を突きつけられたと思いました。

それでは、通告に基づいて、大きく 2 点について質問させていただきます。

1 点目は、今年の町内農家の経営状態についてであります。今年は春先から天候も穏やかで、霜の害もなく、果樹農家も順調かと思っておりましたが、サクランボは収穫不足、梅は豊作貧乏で、近年にないような経営危機だという状況です。今年前半の町内の農家の収入や経済状況について、町はどのように認識して対策を考えておられるのか、答弁をお願いします。

2 点目として、農家の 6 次産業化が叫ばれるようになって相当時間も経過しておりますが、町内の主な集落を見回しても、モデルとして他の地域にも胸を張って成功だという事例は残念ながら少ないのが実情ではないでしょうか。この地域内で若手農家の後継者が夢と希望を持てるような事例がなければ地域の活性化も期待できないと思いますが、今後力を入れる施策についての見解を示していただきたいと思います。

2 点、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、根市 勲議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、ことしはサクランボ、梅などの販売価格の低迷により、農家の収入が大幅に下がることが予想されておりますが、どのような認識と対応策を考えているかという件でございます。サクランボに関しましては、4月中旬の凍霜害による花芽への影響が心配されましたが、6月上旬に実施した作柄調査ではほぼ平年並みの着果との結果を受けておりました。しかし、その後の天候の変化により、果実の裂果が多く見られたこと、また収穫適期が極端に短くなったことなどにより、全体収量はもちろんのこと、良質なサクランボの収量が伸びなかったことが影響し、総販売価格が低くなったものと考えられます。

また、梅に関しましてですが、全体の収量は昨年並み、品種によっては昨年以上の収量を得た品種もございました。しかし、全国的に梅産地が大変豊作の年になったこと、さらにはサクランボと同様に天候に左右され、早期に着色したなどの品質の低下も見られ、収量は昨年並みに得たものの、総販売額に大きな影響が出てしまったものと推測されます。

今後の対応策といたしましてですが、現在町では果樹の総合経営を推進するとともに、将来的に安定した果樹産地形成を図っていかなければならないと考えております。果樹生産基盤の強化として、品質向上の目的のため、雨よけハウス、適期に出荷できるよう選果機の導入や価格の向上を目的に高値で取引される品種の作付として果樹の改植事業、また新植により全国的な消費者のニーズに対応した売れる果樹づくりの推進、さらには災害対策として防霜ファン、防風網などにより継続して対応してまいりたいと考えております。

今後も現在実施している事業に加え、農家の方々からの要望へ対応していくとともに、県や町の事業に反映させ、安定生産、コストの縮減、集品率を高め、収量を確保して所得の向上と良品を産出できるよう産地形成を図ってまいりたいと考えてございます。

今、サクランボ、梅について具体的に町の支援策という部分については考えておりませんけれども、根市議員も話しておりました、非常に異常気象といいますか、ことしもその影響でサクランボ、梅に限らず、桃の収穫時期もずれたと。そしてまた、天候によって雨も続きましたので、影響を受けたということもお聞きしております。

ただ、桃につきましては今、根市議員からもだんだん今まで作付していたものが気候的に北上してきているという現象のお話ありました。まさにそういう状況になっておりまして、当町におきましてはもう7年ぐらい前になるでしょうか、桃がふえてきております。これは農家の方々か

らお話を聞きましたら、今までの福島の気候が少し気温が上がってきていて、逆に我々の地域のほうが気候的に合ってきているということから、桃が今ふえてきている状況でございます。逆に考えますと、青森のリンゴが北海道に合ってくるのかなという議論も農業関係機関で出たことがあります、県のほうではリンゴについては心配ないという話しておりますが、ただ、そういう気候が、気温が変わってきている、そこを考えながらの今後の作物というのをこれは考えていかなければならないだろうなど。これは農家の方々も恐らくそう思っている方々もいると思います。

ただ、畑作と違って果樹の大変なのは、改植なりして5年ぐらい、3年物の苗木でも買ったとしても3年後ぐらいしか出荷ができないという課題もあるわけですので、そういう部分においては苗木の購入等々は町のほうも何らかの支援を考えながらいかないと、頭の中ではそう思っている、いざ切りかえるという部分は果樹は非常に難しいものがあるのかなと思っております。そういう中で、農業関係者の皆さんとしっかり意見交換をしていきたいなと思います。

また、畑作関係につきましては、大きな影響、これもまた天候に左右されるわけですが、台風時期に農地が冠水して収穫できない、続いたわけであります。農林課のほうも、農家の方々に今、県もそうですけれども、農家の方々も少し考えを持っていただきたいというのは、台風時期をずらして収穫できる農作物、これに切りかえていくことも考えていかないと、農地冠水したときに同じ繰り返しになってしまうということで、町としても台風の季節に収穫が一気に集中しない、時期をずらして収穫できるような農業経営、特に水害が起こる場所についてはそういう農業経営というのでも考えていかなければならないのではないかなと感じております。

次に、農業の6次産業化についてでありますけれども、町内での成功事例や今後力を入れる施策があれば示してほしいということでございますが、農林水産省では雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村の6次産業化を推進しているところであります。

六次産業化・地産地消法は、農林漁業者などによる農林水産物及びその副産物の生産及びその加工または販売を一体的に行う事業計画を認定し、各種資金などにより支援することを通じて6次産業化を促進することを目的とした法律ですが、南部町内では現在3事業者が六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を国から受け、その取り組みは東北農政局のホームページでも紹介されているところであります。

これらの事業者と取り組みを認定順にご紹介申し上げますと、平成24年2月に認定された沼畑

総合ファームですが、ミニトマトジュースを開発し、既存商品とともにホームページの活用によるネット通販、会員への定期個別宅配システムの構築と、青森産直の会への商品供給による首都圏での販売量拡大を図ることとしております。

次に、平成25年2月に認定された株式会社アグリーデザインですが、地域の特産品であるアンズ八助の生産拡大と規格外品の利活用により原料の安定供給を実現し、市場ニーズに合った新商品を開発するとともに、既存商品とあわせた新たな販売を構築することにより、経営の高度化を図ることとしております。

3点目に、同じく平成25年5月に認定されたなんぶ農援株式会社ですが、自社生産の野菜と地元農家グループが生産する農産物を活用したスイーツの製造やメニューを開発し、カフェやレストランで提供することにより安定した収入を確保するとともに、地域活性化に貢献することとしております。

事業として成功するためには、確かな商品、販路の確保が必要であります。農林漁業者が第2次産業、第3次産業と連携して、地域ビジネスの展開や新たな産業を創出し、もうかる農林水産業の実現が重要であると考えております。

平成25年6月、第50回議会の中舘議員さんへの答弁と重複するところもありますが、南部町内ではチェリーセンターを初め各産直施設での約20年間の活動や農産物加工品の販売、直売、観光農園など、農家個々の6次産業化への取り組みは小さいながらも根づいていると思ってございます。

町としましても、六次産業化・地産地消法の事業計画認定の推進はもちろんですが、6次産業化を広域的に事業展開できる農家経営者が少しでも多く起業することは、競争力ある農家が育成、確保されるものと考えております。

今、若い中堅農業者また関係者が、一つは南部太ネギに取り組み、ことしは1町歩ぐらいまで持っていけるのではないかと。たまたま二、三日前に太ネギを生産している若い農家さんと話す機会があつて聞きましたら、去年よりは大幅生産量もふえると。今後まだまだどういうふうにしていくかという部分は課題もあるけれどもという話でした。何とか私どもも南部太ネギを南部町のブランド的なものにしていきたいなと思っております。

名久井農高さんと本当に一緒に協力し合って今取り組んでいる太ネギでありまして、私ども南部町、鍋条例も推進している町でありますし、鍋にはご存じのように野菜が必ず入るという中で、そういう鍋とまた南部太ネギというものをミックスさせながら、PR、普及ができればと考えております。

また、もう一点はこれまた若い中堅農業者の方ですけれども、今相談に来ているのが移動式加工施設。前にも一回議会でもお話ししたことがあると思いますけれども、その場でリンゴを加工して、その場でパックでリンゴジュースにできると。まだ国内では販売されておられません。韓国の方で今製造しているということで、関係者は韓国に行ってその機械も見えてきている方もいます。ぜひ私も一回見たいなと思っているんですが、それをトラックに積んで移動して歩くということで、何とか当町、果樹の町ということで実現できれば何とか日本で最初に導入したいなと思って、今その関係者の方々といろいろ私も相談受けながら、そしてまた国県のほうにも、また国会議員さんにもお願いを今しております。

ただ、今の制度においては移動式加工施設は認められないという課題がございます。ですから、何とかその制度を変えていただく要望をしております。特区申請をしながらになるかもしれません。そういうことで今その関係している方々が特区申請を29日だったでしょうか、締め切りということで出したように伺っております。後で私、資料をもらうことになっておりまして、何とか国の制度、要綱、要領を変えなければならない部分についてはしっかりと私も動いて、何とかそういう意欲のある人たちが実現したいということでありますので、私も実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。初めての導入ですので、課題はまだあります。その課題を1つずつクリアして、それが実現すれば首都圏なり県内なり、町内の町のイベントでもトラックでそれを積んで移動して、その場で飲める、またその場で加工がどういうふうに行われているかということも見られる。非常に子供たち含めながら、消費者の方々も興味を持ってもらえるのではないかなと、また町のPRにもなるのではないかなと思っておりますので、そういう部分も6次産業化につながっていく事業にもなっていくのかなと思っておりますので、資料をいただきながら、何が課題かということを精査しながら果物の、果樹の町という部分をPRできるように努めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。根市 勲君。

○7番（根市 勲君） わかりやすく答弁いただきまして、ありがとうございます。

1点目の町内農家の経営状況で、これから新種類とか、気温の変化によって別なほうに移動したり、またそれに耐える新しい苗を植えていくという町長のお話は本当にこれは誰も知っていると思うんですけれども、今、春からちょうど夏が来て秋になるんですけれども、春から夏までに

かけた市場の価格が非常に暴落し、経済的に農家の人たちが苦しんでいる状況がうかがえます。これを、町長の話にハウスもあれもとあるんですけれども、南部町の農業者は各地の農業者にも劣らず、いいものをつくっていると私は思っております。ただ、買うほうの立場がちょっとになっていないのか、町営市場だから私は何かの町でよい施策はないものかと、それを質問させていただきました。

周りから聞こえてくるのは、箱が200円、180円。市場で200円で売れたと。20円しか利益にならない。おかず買うにも20円だば、100持っていったって200持っていったって、到底及ばない。出してみなきゃわからないことですから。町営市場というのは町ですから、その辺をどう考えてお話をしてくれるのかと思って期待しておりましたが、8月31日、幸子さんも言っていたとおり、櫻井先生が来て、地域は地域からという非常によい講演の話を聞いておりましたけれども、我々町と議会とお話ししているのは、今の現状を何とか変えて来年に向けてどうしたらいいかというのを考えてもらえないかなというところがちょっと考えたものですから、質問させていただきました。

6次産業のほうですけれども、大体質問してきたのがありますけれども、町長から答弁もらいましたので、今後これから希望なさっている人たちがどれぐらいおるものか、その辺また答弁くださればいいなと思っております。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 今後希望しているというのは6次産業化の認定の希望者のことでしょうか。（「はい」の声あり）

今、町長からも説明がありましたとおり、南部町内は3つの経営体が国の認定を受けてございます。また、認定されていなくても、小さいながら加工して販売している方も結構いらっしゃいます。町内ではなんぶふるさと物産館、それからチェリーセンター、そばの里けやぐ、福地のジャックドセンター、産直の施設があるわけですが、聞いてみますと加工の取り組みというのはすごく進んでございます。50%、60%までいかないんですけれども、会員の中の大体60%近くまではいってございます。ただ、国の認定を受けるか受けないかというのはまた別として、県で進めている事業は、6次産業化を受けるように少し経営といいますか規模を大きくしてほしいというのが狙いで、これは当然町のほうも狙いをそこに定めているわけでございます。町のほうとしても、進めるために県の産業技術センターがあります。サポートセンターでございます。加

工や流通、販売などの取り組みを積極的に支援するということとしております。また、東北農政局の八戸地域センターでも6次産業化に取り組む意向を持つ方々の相談に応じまして、きめ細かなサービスを行うということで相談窓口を設けてございます。町としまして、6次産業化へ取り組みたい農業漁業者がいらっしゃいましたら、県の産業技術センターや東北農政局の八戸地域センターにご案内してまいりたいと思います。

また、広報にも掲載して加工に取り組んでいる方、もう少しステップアップされる考えがある方がありましたら、随時案内をして、少しボリュームをふやして大きくなっていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 市場長。

○市場長（西村 久君） 販路の拡大についてということで、市場のほうにつきましても仲買人等を通して、新しい相手先を探すような努力はしておるんですが、なかなか見つからないのが現状でございまして、市場については名前のおり市場ですので売り買いはするんですが、販路につきましてはあくまでも仲買人等を通してだけ相手先を探すという形になっておりまして、なかなか見つかっていないというのが現状でございます。

あと、きのうもお話はしましたが、農家の方からの集荷等につきましては職員が出向きまして、いろいろとお願いもして歩くんですが、そちらにつきましても思ったようになかなか効果が上がらないというのが現在の現状でございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。根市 勲君。

○7番（根市 勲君） そうすれば、生産者たちを助けるには苗木を何とかしなければならないということになるんですか。農業ばかりではなくて、人口減少の中、生産者もどんどん減少するとなると、南部町として何を目的としてやっているのかと言われるようになってくるのではないかと。去年の生産のあれを見ても、どんどんどん落ち込んできている。3分の1ぐらいになっているのかな、梅、サクランボ。市場のほうでそこをしっかりと説明しながら、中舘議員さんもおっしゃったと思うんですけれども、その辺を将来ではなくて今どうしたらいいかということ

を考えて進まなければ、もう生産者はつくっておるものはある。行き場がない。市場しか行き場がないものを、市場が梅の場合だと桃持ってこなくてもいいとか、それは生産者がどこに物を出せばいいのか。もう少しそこを仲買人と相談しながら町が手を加えてもらいたいなど。よい施策をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで根市 勲君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

.....

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

なお、9月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後1時33分）

平成 2 6 年 9 月 5 日（金曜日）

第 5 9 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第59回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年9月5日（金）午前10時開議

- 第 1 報告第17号 専決処分した事項の報告について
(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 第 2 報告第18号 青森県新産業都市建設事業団の決算報告について
- 第 3 報告第19号 平成25年度南部町財政の健全化判断比率の報告について
- 第 4 報告第20号 平成25年度南部町公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 5 報告第21号 南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告について
- 第 6 議案第58号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第59号 平成25年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第60号 平成25年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第61号 平成25年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第62号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第63号 平成25年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第64号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第65号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第66号 平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
- 第 15 議案第67号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第68号 平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第69号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第70号 平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第71号 平成25年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第72号 平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第73号 平成25年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 議案第74号 平成25年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 23 議案第75号 平成25年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 24 議案第76号 平成25年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 議案第77号 平成25年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 26 議案第78号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 27 議案第79号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 28 議案第80号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 29 議案第81号 南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議案第82号 町道の路線認定について
- 第 31 議案第83号 南部町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 32 議案第84号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 第 33 議案第85号 平成26年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 34 議案第86号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 35 議案第87号 平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 36 常任委員会報告
- 第 37 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君

9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商工観光課長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君	代表監査委員	山 口 裕 貢 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第59回南部町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎報告第17号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第1、報告第17号、専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）を議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） お手元に配布してございます第59回南部町議会定例会説明資料に基づきまして説明させていただきます。

説明資料の1ページでございます。報告第17号、損害賠償の額を定め和解することについて。要旨でございます。物損事故の損害賠償の額を定め和解することにつきまして、地方自治法に基づきましてご報告させていただくものでございます。

内容につきましては（1）専決所分日は平成26年8月19日でございます。（2）相手方、南部町在住の55歳の男性。（3）和解の内容、南部町及び相手方の車両の損傷が極小軽微であり、それぞれの損害について各自が負担することにより、損害賠償額はゼロ円として和解したものでございます。（4）として示談日は平成26年8月18日。

事故の内容でございますが、平成26年7月10日午後4時30分頃、南部町健康センター敷地内の町道医療センター2号線において、南部町が所有する車両。これは軽自動車でございますが。停車中、相手方が追い越しをかけようと町車両脇を通過したところ、町車両が発進し、相手方と接触したというものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて報告第17号を終わります。

.....

◎報告第18号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第2、報告第18号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） それでは、説明用資料の2ページをお願いいたします。報告第18号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告について。青森県新産業建設事業団の平成25年度決算状況について、地方自治法の規定により報告するものでございます。

平成25年度の青森県新産業都市建設事業団の決算が当該事業団の理事会で承認されました。決算書それから附属書類については、別冊で皆様のお手元に配布をしてございます。本日は、その決算書ではなくて、その決算書から抜粋したこの表でご説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、特定事業会計でございますが、構成団体は青森県、それから八戸市、十和田市、三沢市、六戸町、東北町、おいらせ町、五戸町、南部町。県と3市5町で組織されております。ここから委託され、事業団が土地の取得、造成、処分等を行う事業でございます。

まず、（1）収益的収入及び支出でございますが、事業を展開している場所は4地区でございます。この表に記載されているとおりであります。金谷工業用地、桔梗野工業用地、百石住宅用地、八戸北インター工業用地。4カ所ございまして、それぞれの用地の当年度の純利益、それから翌年度繰越剰余金につきましては、この表に記載のとおりでございます。読み上げは省略させていただきます。4地区当年度純利益の合計額は8億1,008万403円でございます。翌年度繰越剰余金の合計額は7億8,366万6,709円となっております。

（2）資本的収入及び支出でございますが、金谷工業用地、桔梗野工業用地については収入支

出ともございません。百石住宅用地の支出が6億4,300万円となっております。これは借入金の償還金でございます。八戸北インター工業用地の支出8,937万5,717円は用地造成事業費でございます。道路ですとか排水管の整備を行ったというふうに伺っております。資本的収入支出の合計額でございますが収入は184万9,000円、支出は7億3,237万5,717円。補てんは7億3,052万6,717円、これは過年度損益留保資金などで補てんされたということでございます。

次、特定事業以外の事業でございます。まず（１）一般管理会計でございますが事業団の管理運営に係る事業でございます。平成25年度の歳入は2,669万7,841円でございます。県、３市５町の負担金と前年度繰越金が主なものでございます。平成25年度の歳出でございますが、431万9,814円となっております。事業団の人件費、事務費などがございます。差引額2,237万8,027円につきましては、翌年度へ繰り越しとなります。

（２）の一般事業会計でございますが、構成団体から委託され造成した工業用地等、売却目標を達成した後の管理会計でございます。臨海工業用地造成事業、市川工業用地造成事業、百石工業用地造成事業の残地の環境整備費用などがございます。平成25年度歳入でございますが、12億8,625万7,708円で主に百石工業用地に係る積立金収入などがございます。平成25年度の歳出でございますが、12億8,621万7,987円これも主に百石工業用地に係る繰出金などがございます。差引額3万9,721円が翌年度へ繰り越しとなります。

平成25年度南部町における事業団への負担金の決算額でございますが、上期下期合わせて19万4,000円を支出してございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで報告第18号を終わります。

.....

◎報告第19号及び報告第20号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） お諮りします。この際、日程第３、報告第19号、平成25年度南部町財政の健全化判断比率の報告について及び日程第４、報告第20号、平成25年度南部町公営企業の資金

不足比率の報告についてを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇〇議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。報告第19号及び報告第20号の2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

〇企画財政課長（小笠原覚君） それでは、説明用資料の3ページをお願いいたします。まず、報告第19号、平成25年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、財政の健全性を判断するため、平成25年度決算における健全化判断比率①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率。この4つの指標を数値化し、報告するものでございます。

南部町の健全化判断比率につきましては、この資料に表で記載しております。実質赤字比率、連結実質赤字比率とも該当がございませんのでハイフンで記載してございます。実質公債費比率は13.3%になりました。ちなみに平成24年度は14.5%でございましたので、1.2ポイント改善されてございます。将来負担比率でございますが9.1%となりました。前年度32.2%でございましたので、23.1ポイント健全化が図られております。

それでは、次のページをお願いいたします。続きまして報告第20号、平成25年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてでございますが、同じように健全化方に基づきまして公営企業の経営健全性を資金不足比率として数値化し、報告するものでございます。南部町公営企業の資金不足につきましては、表にして記載してございます。ごらんととおり国保名川病院事業会計を含め6会計でございます。全ての公営企業会計において資金不足はございませんのでハイフンとして記載しております。

それでは、平成25年度財政健全化法における健全化判断比率、それから資金不足比率の資料によりご説明を申し上げたいと思います。2枚つづりの横長の表を配布してございます。2枚つづりで頭に「平成25年度政健全化法における健全化判断比率、資金不足比率資料」と書いてございます。2枚ものでございます。横長の。よろしいですか。

それでは説明をさせていただきます

まず1ページでございますが、実質赤字比率でございます。一般会計、学校給食センター特別

会計、農林漁業体験実習館事業特別会計、ボートピア公費金事業特別会計の実質収支額につきましてはそこに記載のとおりでございまして、4会計。これが通常「普通会計」と呼んでいるものでございます。（A）合計額2億1,647万9,000円でございます。赤字はございませんので比率はハイフンで記載してございます。

次にその下の連結実質赤字比率でございますが、公営事業会計は国保会計含めまして5つの会計でございます。公営企業会計は公共下水道会計を含めまして全部で6会計でございます。それぞれ実質収支額はこの表に記載しておりでございます。合計額(B)のところですけども9億4,038万5,000円となっております。

普通会計(A)と公営事業会計、公営企業会計の合計額(A+B)のところでございますが、11億5,686万4,000円となっております、赤字はございませんのでここもハイフンで記載をしております。

その下の資金不足比率でございますが、各公営企業会計とも資金不足はございません。ハイフンで記載しております。

2ページをお願いいたします。続いて実質公債費比率の状況でございますけれども、平成23年度から25年度まで各単年度の比率はここに記載のとおりでありまして、3カ年平均(C)でございますが、13.3%ということになってございます。右端に前年度の比率が書いてございまして、14.5となっておりますので、1.2ポイントの改善でございます。

その下、将来負担比率でございますけれども、まず、将来負担額の合計額は一般会計地方債現在高ほか個々に記載してございますが、将来負担額の合計(D)のところは215億3,164万3,000円になってございます。今度、その負担額に対し充当可能財源等でございますけれども、基金ほかの合計額(E)のところでございますが209億6,170万1,000円となっております。将来負担額から充当可能財源等を引いたところが分子と書いてございます。(D)-(E)=(F)で5億6,994万2,000円となっております。

その下に標準財政規模が書いてございます。(G)の欄76億1,558万円ここから交付税に算入される公債費の額を差し引くことになっておりますので、分母(G)-(H)=(I)のところでありまして62億2,966万7,000円で、この分母で分子を割ることになります。結果、9.1%となりました。前年度の数値は右端に記載しております。32.2でございました。よって23.1ポイントの改善ということでございます。

なお、監査委員から提出されました財政健全化審査意見書並びに公営企業会計経営健全化意見書では「書類は適正に作成され、特に指摘すべき事項はない」というご意見をいただいております。

すので、申し添えさせていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで報告第19号及び報告第20号を終わります。

.....

◎報告第21号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第5、報告第21号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告についてを議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） それでは説明資料の5ページをお開き願いたいと思います。報告第21号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育に関する25年度分の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いまして、その成果に関する報告書を作成しましたので議会へ方向するものでございます。

点検及び評価の対象でございますが、南部町の教育方針に定めてあります教育施策の重点に基づいて行いました事業で、学校関係の事業では19項目。社会教育関係の事業では47項目でございまして、お二人のアドバイザーからいただきましたご意見等につきましては、報告書の3ページから5ページに掲載してございます。

なお、24年度分は3月定例会で報告いたしましたのですが、6ヵ月ほど事務を早めて作成しまして、今年度の事業と更には27年度の事業計画予算編成等に反映してより良い施策を推進したいと考えております。よろしくどうぞお願いいたします。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 平成26年度南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書を皆さんお持ちでしょうか。その3ページになりますけども。よろしいですか。

3ページ。点検評価アドバイザーによる意見（平成25年度分）というページがございます。その下の方に具体的にはというアドバイザーからのご意見がありまして。

1番、事業を照らし合わせて時に重複していると思われる事項があり、更に精査する必要があると思われる。

2番、継続事業についてはこれまでの評価と当該年度の対比による考察をもとに、再確認する必要がある。

まあこのほかに3、4、5、6とありますけども、特に1番と2番の部分ですね。重複していると思われる事項があり、更に精査する必要がある。それから、当該年度で対比による考察をもとに再確認する必要があるとありますけれども、ここの部分、具体的にはどういう事業を指しているのかご答弁お願いします。

○議長（坂本正紀君） 社会教育課長。

○社会教育課長（赤石裕之君） ただ今のご質問ですが、まず、1の事業を照会した時に重複していると思われる事業でございますが、これが31ページの青年教室の中にあります「ネイルアート教室」というものと、39ページの公民館講座で行われている「ネイルアート教室」このことが重複されているということでございます。

これにつきましては、今年度は青年教室と公民館講座共催で実施しております。この25年度に掲載する際に担当者の方でそれぞれ、説明不足で一緒にやっているという事を説明しなかったものですから、ここに青年教室及び公民館講座の方に掲載されてしまったということでございます。

次にご指摘の2番目でございますが、継続事業の中で参加者が少なかった事業についてなぜ少なかったのかその原因や要因を調べて、解決を講ずる必要がある。まさに事業について点検と評価を行って次のステップにアップしていくということへの取り組みをのべているものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） ネイルアート教室について私も重複している部分、確認はしていたのですが、点検評価、色々書いてあります。それにこの事業を見てますとかなりの事業をやっています、私もそれまで気がつきませんでしたけれども、結構、重複している部分があると思います。このほかにも。参加者も少ない事業もあるみたいなのです、より良い反映をされまして、今後の活動につなげていただきたいと思います。以上です。

○議長（坂本正紀君） 社会教育課長。

○社会教育課長（赤石裕之君） 今後、この評価報告書をもとに更に一つひとつの事業を精査し、町民の皆様に有意義な事業を提供できるように努めてまいります。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） これがですねタイトルが南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書です。それで、何をチェックしているのかと言いますと、なんとか事業、なんとか事業、なんとか事業、なんとか事業です。すべからくそのようにくくられていると思うんですが、こういう事業名を検討することを目的としたこれは報告書なのでしょうか。これはいったいゼンタイ事務の点検及び評価です。評価ですからどういったことを目的に行っている作業とそれに伴う報告書なのでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） お答え申し上げます。具体的には事務という表現となっておりますが、事務事業というふうなことでお考えいただきたいと思いますが。具体的には事業を行うまでの事務プラス具体的に行われる事業というふうなことでお考えいただきたいと思いますが。ということで常に事務事業の状況といいますか、ものを評価しながら、より良い施策を展開するというふうなことで、毎年行ってこれを議会に報告しなさいというふうなことになっておるものでございます。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 河門前議員の方から一般質問でいじめはどうかというような質問がありました。実は私も以前から「そういうあれがあるみたいなんだけど」というような「だけでも実態がわからないので」というようなことだんだんですよ。それで、質問するんですかって聞きました。そしたら「あるみたいだな」というので河門前議員は質問をあげられたそうです。ほかの議員も「なんかそういうあれは確実にあるよね」というようなことが控室の中で言われている。それに対して、答弁がっかりしたんですよ。ないんですよ。でもあるんですよ。多分。本当であれば、この事務事業なんてのはそういった一番基礎的なところを掘り起こして、改善して、いったうえに乗っかっていく事業なはずなんですけど、一番大事な根本的なところには多分、目を向けられていませんよねこれね。そういった意味であまりこれ、こったあれは報告書出してもしようがないんじゃないかなと毎年思います。7ページですね。ドゥ、チェック、アクション、プラン。このチェック、考え方ってのがありますけど。何やつてもこういう考え方は必要になるのですけども。例えばこのチェックっていうのはどういった手法で、どういったふうにして行われていますか。説明ください。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 具体的な事務的な点検評価という部分では、各担当の方で事業等についてまとめまして、アドバイザーの方に説明をします。そうした中で、先ほどの「重複しているな」とか報告書の下段の方に各項目ごとにございますが、実績とか、今後のどういうふうにしたらいいのかというふうなことでご説明をいたしまして、ご意見をいただいて、徐々には、一部ではございますが、改善するなり、事業自体を変えていく。廃止するという部分になっております。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 「重複、重複」って先ほどからご答弁なさってるのですが、私は重複があってもいいと思うんですよ。重複があつたうえでどんだけ全体の事業の関連が効率よく進むか。それだって、重複あつて悪いことじゃないんですけど。さも重複があること自体が悪なようで「それを徹底的にチェックするんです」みたいなまるっきり、目的と手段が本末転倒のことをやって

いるようなきもするんですけども。説明上、そういうような説明になるのかもしれないんですけども、ちょっと、目的と手段を履き違えてるのではないかなというような気がしますけれども。いっぱいある事業の中で関連性でもって有効に進んでいくようなそういった要素のところを拾い上げるという視点はないんですか。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 先ほど、社会教育課長が言いましたように、重複という部分ではアドバイザーに対しての説明不足というふうなことでございます。それで重複という感覚ではございませんが、対象が違うとか。同じ教室でも対象が違うとかそういう部分では、重複にはならないわけなんです。そういう部分で色んな事業等について、ご説明をして、改善した方がいい部分では、そういう方向で次の事業に活かしていくというふうなことでございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで報告第21号を終わります。

◎議案第58号から議案第77号の委員長報告、討論、採決

○議長（坂本正紀君） お諮りします。

この際、日程第6、議案第58号から日程第25、議案第77号までの平成25年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案20件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第58号から議案第77号までの平成25年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案20件を一括議題とします。

本案については、決算特別委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、川井健雄君。

(決算特別委員会委員長 川井健雄君 登壇)

○決算特別委員会委員長（川井健雄君） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る8月29日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第58号から議案第77号までの平成25年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案20件につきまして、9月3日と4日の2日にわたり本委員会におきまして慎重に審査をいたしました。審査の結果は、議案第58号から議案第77号までの20件の議案全て、原案のとおり認定とすることに決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。立花寛子君。

(14番 立花寛子君 登壇)

○14番（立花寛子君） 2013年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

地方公務員の賃金引き下げを前提とした地方交付税の引き下げ、年金減額や生活保護基準の引き下げなど社会保障費削減はデフレ打開策にはなりません。消費税増税と合わせて、暮らしと経済の危機をますます深刻化させている今日ではないでしょうか。当町の一般会計決算書には、大変、喜ばしい項目があり、住民運動の成果と言えます。しかしながら、当町の生活を守る方向での現物給付に相当する項目の充実が求められます。また、基金活用の工夫が求められております。ますます不況が深刻化する予想の中、町独自の内需拡大が必要です。以上の理由を述べ、反対討論といたします。

2013年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。高過ぎる国保税が原因で払えない世帯がふえ続け、保険証を取りあげられて、医療機関にかかれない人が後を絶ちません。社会保障の基本原則に自助・自立を掲げる現政権は、ことし6月、医療介護総合法を成立させました。国民の命と健康を軽んずる姿勢そのものです。住民に負担増を強いる政治をやめさせ、住民の所得をふやし、日本経済を健全な成長にのせる改革こそが国保制度を抜本的に改革する道です。当町におかれましては、国保基金の一部を取り崩し、国保税引き下げに努めるべきです。以上の理由を述べ、反対討論といたします。

2013年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護保険制度には、利用者がふえたり、介護従事者の労働条件を改善すると直ちに、低所得者まで含め、保険料利用料が連動して引き上げられるという根本矛盾があります。介護の公的責任を拡充し、介護保険を引き下げするため、国庫負担を大幅にふやすことが求められています。国民に保険料負担増ばかり強い、介護を受ける権利を奪う医療、介護総合法は患者と高齢者の症状悪化を加速し、医療介護保険の財政を更に悪化させるのは必至です。当町におかれましては、一般会計からの介護保険会計への繰り入れを行い、低所得者への介護保険料、利用料の減免、軽減を図ることです。以上の理由を述べ、反対討論といたします。

2013年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

病気になりがちなうえ、収入の手段も限られている高齢者だけを一つの医療制度に集め、負担増か給付減かを迫る制度が高齢者医療制度です。高齢者をお荷物扱いする政治に未来はありません。後期高齢者医療制度をきっぱり廃止し、差別医療の仕組みを撤廃する闘いが急がれます。以上の理由を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。決算特別委員長の報告は議案第58号から議案第77号までの20件の議案すべて原案のとおり認定であります。

最初に、議案第58号、平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は起立によって行います。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第58号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号、平成25年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第61号、平成25年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第59号から議案第61号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第62号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号、平成25年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第63号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第64号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君）　ご着席願います。起立多数です。

議案第65号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてから議案第77号、平成25年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの12件を一括して採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。

議案第66号から議案第77号は原案のとおり認定されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　日程第26、議案第78号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君）　6ページになります。議案第78号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

趣旨になりますが、子ども子育て支援法の制定に伴い、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けている教育保育施設及び地域型保育事業の施設事業者が子どものための教育保育給付の対象になることを町が確認するための基準を定めるものであります。

制定内容につきましては、基準の項目として1つ目が利用開始に伴う基準。2つ目が教育保育の提供に伴う基準。3つ目が管理運営等に関する基準等になります。

施行日は、子ども子育て支援法の施行の日、平成27年4月1日が予定されております。

なお、この間説明会の方で説明したことについて若干、補足説明させていただきます。町の基準ではありませんが、国の基準が変わったところがありまして、ちょっと大きい内容ですので、説明したいと思います。現行、保育園を利用する理由、通常は保育に欠ける事由となっておりますが、これがその他の理由以外に5つ規定されておりました。1つ目が昼間の労働。2つ目が妊

娠、出産。3つ目が保護者の疾病、障害。4つ目が同居親族の介護。5つ目が災害復旧。これが今後、フルタイムのほかパートタイム、夜間等の労働。親族の介護につきましては、親族の看護も入ります。その他に新たな項目として4つ追加されてございます。求職活動、職を求めている場合。それから就学、職業訓練校等に入っている場合。3つ目が虐待やDVの恐れがある場合。4つ目が育児休業等取得時にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合。最後のその他の場合ですけども、その他は市町村が認める場合ということで若干、緩和されることとなります。以上であります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今、説明されたところと同じところを言っているのかもしれませんが、まず、読み上げて質問とさせていただきます。保護者が保育の必要性和必要量の認定を受けるため、町に申請し、認定証の交付を受けなければならず。新しい負担が生ずると考えます。また、保育の必要量を保護者が管理しなければならない事態も予想されます。新制度について、町民に対してどのように周知するつもりなのか。この制度をどのように皆さんにお知らせするのでしょうか。また、保護者への新しい負担が。認定するそういう作業のことですけども。保護者への新しい負担が生ずることへの見解はいかがでしょうか。まず一点、お伺いします。まずこの認定証の交付という点について、説明がないようですので、当町が行う手続き内容の一つの認定証交付ということがあると思いますが、この点での説明がないようですけど、いかがでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 立花議員のご質問にお答えします。これまで保育園の利用につきましては、申請に伴って認定して利用できるということになりましたが、法律の改正に伴って、認定証の交付というようなやり方に変わります。町内にある保育園につきましては、直営で町で認可を受けている保育園になりますが、民間の場合ですと若干、変わることになるかと思えます。認定証につきましては、先ほど理由として申しました、フルタイムであるのか、パートタイムであるのかで若干、取り扱いが変わってきます。原則的な保育時間につきましては、8時間。通常の場合であれば11時間まで延長をかけて利用をできますけども。パートタイムの方につ

きましては8時間以外のことにつきましては、延長保育ということで。そういう区分の仕方について証の発行の時についていきます。保育料の支払いにつきましては、直営の場合は問題ないというか直接町の施設ですのでもいいのですが。民営の施設の場合、その証を提示して利用した保育園と契約する形になります。ですので、保育園を利用されて証を提示した場合、保育園側の方でその提示した証の方の保育園に係る経費ですね。町に請求すると。町はその分支払うということになります。それから、保育料の利用料につきましては民間の場合、町では認定した保育料を差し引いた形での認定証の発行になろうかと思います。ですので、民営化された施設側の方では、町からは保育に関わる経費。保育園の利用料につきましては、直接父兄からもらうというような契約になるということになっております。

それから負担についてですけども、これまで認定することの手続きについては、変わらないかと思います。支払いにつきましても、町に払うか保育園の方との契約で払うかということで負担は生じない。逆にこれまで保育の必要性についてかなり窮屈な理由で制限かけていたわけなんですけども。今回、この理由のほかに勤務形態、もう一つは当町では待機児童が発生していませんが、優先利用という形で、例えばご紹介しますが、最優先で保育しなければならないことが順番づけられております。まず、最優先でほいく必要な家庭はひとり親家庭、2番目が生活保護世帯、3番目が生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合と様々決められております。ですので、当町の場合待機児童は発生していませんが、これらの理由なり、利用については、市町村にかなりの責任が生じるようなことになっていきますので、直接的に負担が大きくなるということはないかと思います。以上です。

○議長（坂本正紀君） 14番。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 新しい制度で大変複雑な内容が伴い、まだまだこの新制度について保護者並びに町民の皆さんはお知りになっていないかと思いますが、こういうふうに制度上、変化していくということをお知らせする作業は強めなければならないかと思いますがいかがでしょうか。

それとともに、先ほど労働時間に応じて保育料が決められるという説明でありましたが、今はパートであろうがフルタイムであろうが安心して夕方までお願いすることができるのですが、「あなたはフルタイムなので今までどおり」「あなたは4時間から6時間なので半日ですよ」などとかくりが行われる可能性があるということを調べておりますけれども、何か簡単に預けられるような答弁で少し違うのではないかと思いますがいかがでしょうか。

そして、次の質問ですけれども。今までお話ししたものの答弁もお願いするわけですが、次
の質問は、認定作業についてですけれども、今は当面、市町村が認定作業を責任を持って行う
ということが、義務付けられたわけですが、当町におかれましては、これから民営化されて
いくわけですので、契約について直接利用者が申し込むようになるのではありませんか。そうし
ますと、市町村の責任が後退し、保育の市場化がより早く進むことになると思いますけれども、
保育内容の低下につながる心配はないのでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 失礼しました。先ほど広報等についての質問に答えていません
でした。広報につきましては、当然、民間の保育所を利用している今、65世帯前後ほどいますけ
れども、3歳未満児からの預けが多くなっていますので、恐らく全世帯に対して広報しなく
てはならないと思いますので、広報に載せることはもちろん。ホームページあるいは直接の案内
文書で通知するしかないかと思います。

それと、2点目のパートについてですけれども、先ほど申しましたとおり、原則フルタイムで
あってもパートであっても8時間は保育利用できると。当町では延長保育をすでにやっています
ので、11時間でしたか。それは利用できると。それが民営化された時にどうなのかとか制限され
るんじゃないかということで、おっしゃられましたが。民営化された場合、この延長保育のほか
に休日保育なり病児保育等、当町ではないこともやっている保育所が多くあります。そうなっ
てくると、やってない保育所に預ける親は減ってくるんじゃないかと思います。逆に直接認定証を
もらった利用者が保育サービスがいいところと契約する現象が生まれてくるかと思います。そう
いった意味においては、利用者、保護者のためになる保育サービスを行っている事業者の方に集
中する可能性がでてくるかと思います。そういった意味では、サービスは向上していくものでは
ないのかなと感じています。

それから、利用契約につきましても、当然、保護者と事業者と契約するわけですので、事業者
のほうから住所を持っている市町村に請求されてきています。これは現在でも全く同じやり方に
なります。それが町からの依頼事項になるのかということで違いますけれども。改正されようと
しているのは、個人との契約に基づいて認定証を持った人がその事業所から保育しましたといくと
で請求が来ますので、あまり現状とは変わらないのかなと思います。ですので、議員、不安な点
があるかと思いますが、国の方では市町村に保育サービスについて責任持って対処しなさ

いという趣旨でやっていますので、今言った不安等についてはかなりの部分がないものと考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 先ほど入園要綱のところでDVっていうのがおっしゃいましたよね。DVっていうのは、夫婦間でのことですか。もしくはそれが虐待だとかそっちの方まで考えた観念ですか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 虐待は子どもに対するものです。DVはそれ以外の通常であれば夫婦もしくは親子間での暴力になります。ですので、虐待とは分けた言葉でつかっていますね。園児以外の暴力行為について言ってるわけですから。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） この際、そういう定義であれば、DVっていうのはちょっとこっちに置いて。虐待の部分でですね、現在、どういう対応していますか。っていうのはですね、結構あるんだそうですね。虐待。どうやらこれは虐待だなって。連れて来られると、ちょっと服脱がしてみたりすると青あざができていたりとかっていうのが、結構な数いるんでしょうねっていう話しです。南部町っていうわけではありません。そういった時にですね。どういう、もしかすれば南部町にもあるのかもしれないけれども。どういう対応をするものなののでしょうか。今現在、どういう対応をなさってますか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 子どもが虐待の恐れがあるということで、情報が寄せられた場合は、当然、当課でやっている予防接種、健診等に来た場合、来ない場合ですね。来ない方がいます。それがよく園児が死んでいたりということもありますし。そういったことが合併間もなく苦

米地でちょっと死亡事故があった時に他町村で行われた虐待ということで、それが明らかになった時点で当町でも虐待につきましては、恐れがある場合。当然、法律的には通報しなくてはならないことになっておりますので、事実確認するという作業をします。それが先ほどの場合、もしくは保育園、児童館、幼稚園なり小学校等から情報寄せられる時がありますが、その場合、訪問したりしています。明らかに虐待だろうと思われる場合は、すぐ児童相談所の方に通報しています。それについては、検討する委員会もございますし、たまたまこれは児童になりますけども、高齢者についても障害者についても同じような対応になりますが、当然、必要な機関に通報というのが最優先ですね。虐待と思われた場合。虐待と判断つかないような場合もあります。例えば、それが言葉の暴力であつたり、精神的な苦痛であつたりする場合ですね。そんな場合であっても、教育委員会の方とも保育園とも連携をしながら、推移を見守るような形で注視しております。それで、中でも虐待の恐れがあった場合は、すぐ介入できるようにするような体制をとっております。これは幼児の方であれば、警察の加入はあまりないのですけども、高齢者や障害者にとっては警察等の通報なりとも連動して、対処するようにやっております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 通報したって、それ以上どうできますかっていう限界があるんじゃないですか、法律的な制度的な。本当に悲しい話なんですよねこれはね。わかっているがなんにもできないような部分もあつたりしてですね。今の案件は幼稚園、保育園の件なんでしょうけども、小学校、中学生だってことになってきてもその実態すらよく把握できない状態なのであれば、何もすることはできないんですよ。ですから、こういった条例の改正の中に、そういったことを謳いながらなかなか根本的な解決する手段というのを盛り込めないっていうそういうのも地方の条例の限界っていいですか、寂しいところだなと思ったりもするんですが。私も「じゃあこうしたらどうでしょう」っていうあれもないものですから、説明を受けたということで、止めておきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。14番。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 議案第78号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

子ども子育て支援法は、公的保育を崩し、企業参入を促すものです。新制度は介護保険制度をモデルにしており、最大の特徴はこれまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を起点にする現金給付の仕組みへの変更です。新制度では、保育の利用に際して、市町村が保育者の就労に応じて保育の必要性和必要量を決定します。そのため、こどもにとって必要な保育時間が認定されるのか障害がある子どもなどが保育の利用ができるのか課題が残ります。保護者の様々な条件によって、子どもへの格差が生まれるなどの懸念があります。また、何より子どもの命と安全について心配されます。以上の理由を述べ、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第78号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第78号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時25分まで休憩いたします。

（午前11時08分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時24分）

.....
◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第27、議案第79号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 7ページになります。議案第79号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

趣旨になりますが、子育て支援法の施行に伴い児童福祉法が改正され、新たに市町村認可事業として設けられた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

制定内容は、これまで認可外保育として位置づけられていた家庭的保育事業を4つの事業類型とし、新たに市町村認可事業として設けられることになったことから、児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について定めるものであります。

4つの事業類型につきましては、1つ目2つ目が利用定員に伴うもの、1つ目が小規模保育事業。利用定員6人から19人以下。家庭的保育事業につきましては、5人以下の利用。3番目が居宅訪問型保育事業。保護者等の自宅において1対1で行う保育事業になります。4つ目が事業所内保育事業。従業員の子どものほかに地域の保育を必要とする子どもを保育した場合にこの類型に入ります。これを地域の保育を必要とする子どもを保育しない場合は、この類型には入りません。

基準の主な内容になりますが、1つ目が設備及び面積等の基準。2つ目が職員数及び職員の資格基準。3番目が給食に関する基準。

施行日は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日。来年、平成27年4月1日が予定されております。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まずページ数ですけども、議案の53ページです。小規模保育事業についての質問です。施設の定員数によって保育にあたる保育者の資格に差があるのは、保育の質を下げることになります。短期間の研修を受ければ名乗れる家庭的保育者や準保育士ではなく、国家

資格である保育士資格を取るための支援が必要と考えますがいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 認可基準の中の資格ということですが、確かに保育士、あるいは保健師、看護師との特例等を認められて経過措置が認められておりますが、今この地域型保育事業を市町村の認可事業として設けた理由は、これまで補助金もなく単独で行っていた認可外の保育にあたるものを、ある一定の基準を満たした。町で定めることとなります。基準を満たした場合、これについて経費を補助するということとなります。ですので、現実的には当町にはありませんが、発生した場合、これまで行われていた認可外のものについても、職員数なり資格についても定められていますので、現実的には現状よりかは良くなるものと解釈しております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 認可外保育で頑張ってきた保育者の皆さんがこういうことで認定されるということは一歩前進とは思いますが。その一方で、これは都会で待機児童が大変多くてその対策に苦慮しているところの話ではありますが。駅前ビルのワンフロアを使うなど企業参入も進めやすくなる狙いも含められているということ、そういう問題もあるということ、理解されるべきではないでしょうか。そういう状況のなかで、万が一、保育施設での事故が起きた場合。どのような事故調査を行い、情報を共有し、再発防止を取るのでしょうか。大変、記憶に新しい事故も起こっている現実ですので、この点はしっかり見る必要があると思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 指導等のことだと思いますが、この基準を守るために市町村が指導監査を行います。これは町としてわかった場合、保護者からの連絡等があった場合等があるかと思いますが。必要に応じて立ち入り検査、勧告、措置命令、確認取消等を行います。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 次の質問は、49ページの食事の提供の特例についての質問です。給食は自園調理が原則ですが、連携施設等からの搬入も認められており、調理の場所については調理室ではなく調理設備とされ、調理員も委託や連携施設等から搬入する場合は取りつけなくても良いことになっております。これでは、食の安全は守れません。給食の自園調理とし、調理員の配置は必要と考えますがいかがでしょうか。町独自で取り付けてほしいということです。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 給食についてのご質問ですが、給食につきましては特例が設けられております、経過措置も設けられております。食育の話しができましたけれども一番、気をつけなければならないアレルギーですね。こういうことについて、正しく担保されているか確認をしながら指導していきたいと考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 議案第79号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

家庭的保育、小規模保育など多様な保育となる地域型保育事業は保育の担い手や配置基準が異なります。新制度では、小規模保育事業はA、B、Cの3つの型としてA型分園型は配置基準の保育者は保育士資格が必要ですが、B型は2分の1、C型は研修修了者とし、保育士資格を必要としていません。施設の定員数が多かろうが少なかろうが保育にあたる側には国家資格である保育士を配置すべきであり、子どもの数が少なければ、資格がなくて良いあるいは、半数で良いと

考えるのは間違いではないでしょうか。また、食事の提供にも問題があります。子どもの命と安全について、心配されることが多々あります。以上の理由を述べ反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に原案に賛成者の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第79号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第28、議案第80号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 8ページになります。議案第80号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

趣旨ですけれども、子ども子育て支援法の施行に伴い児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について新たに町の条例で定めることとなったことから、当該基準を定めるものであります。

制定内容としては、主な基準内容について1つ目が設備の基準、2つ目が職員の資格基準、3つ目が開所時間及び開所日。

施行日は子ども子育て支援法就学前の子どもに関する教育等の総合的な提供の推進に関する法

律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日。27年4月1日が予定されております。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 議案第80号に対する質問をいたします。議案の69ページ。放課後児童健全育成事業の一般原則第5条、「放課後児童健全育成事業における支援は小学校に就学している児童であって」とあとは省略しますけども。小学校に就学している児童というのは小学6年生まで考えられますけども、こういう受け止め方でよろしいのでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） これまでは受け入れ体制につきましては、原則小学校3年生まで4、5、6については事情があった場合と規定されておりましたが、今回、原則小学校ということになっておりますので、理由があった場合。その理由を検討して受け入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第29、議案第81号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 9ページになります。議案第81号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

趣旨になりますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い法律の題名が改正されるため、同法律を引用している条例について所要の改正を行うものです。

内容につきましては、条例が2つありますけども、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例に引用しているものとなります。改正内容につきましては、法律の題名の改正となります。

2番目として法改正前の支援給付受給者について一部改正の法律の付則で指定している、経過措置を規定に追加するものであります。内容につきましてはこれまでの給付に加え、配偶者等も加えるものであります。南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例につきましては、これまでの支援給付の中に医療支援給付というものがそもそも給付されておりましたので、これは除かれる条例となります。改正後につきましても、医療支援給付費がもう入っておりますので、除かれると。一方、南部町営住宅条例につきましては、この配偶者の部分が追加で認められることとなりましたので、拡大されるものとなります。

施行日につきましては、平成26年10月1日となります。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第30、議案第82号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 説明資料の10ページをお願いいたします。議案第82号、町道の路線認定についてご説明いたします。

この道路は、馬淵川の増水により交通が遮断される後渡地区につきまして、当地区から県道三戸南部線に通じる路線を新規に整備するものでございます。これにより、防災と交通の安全を確保することを目的とすることから、町道として維持管理するものでございます。

内容につきましては、次の11ページをお願いいたします。路線認定の位置図になります。中央の赤い線が認定路線になります。その上の箇所ですけれども、みちのく銀行南部支店前の県道から馬淵川沿いに向かう路線で、路線名は後構後渡線。延長約148メートルでございます。起点は南部町大字大向字後構62番地の1、終点は同じく字後渡65番地の1となります。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。
議案第82号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第31、議案第83号、南部町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） 議案第83号、南部町過疎地域自立促進計画の一部変更について説明を申し上げます。

※河門前正彦君 着席

南部町過疎地域自立促進計画における教育の振興策として社会教育施設の耐震化を図るため、事業計画に公民館を計画施設として追加することから、当該計画の一部の健康について議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、今年度実施する剣吉公民館の耐震補強工事が過疎対策事業に該当し、過疎債を充当するため、過疎計画に追加するものでございます。

内容のところに表が2つ載っていますが、上が改正前の表でございまして、下段が改正後でございます。（3）集会施設体育施設等の下に（公民館）。事業名として公民館耐震化事業。事業主体として町を新たに加えるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第83号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第32、議案第84号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） それでは続きまして、議案第84号、平成26年度南部町一般会計補正予算の（第2号）について説明をいたします。

今度は議案の84ページをお開きください。まず第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ 4 億 5,442 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 108 億 6,383 万 4,000 円とするものでございます。

第 2 条は債務負担行為の追加、第 3 条は地方債の変更でございます。

歳出から増減の大きなものについてご説明いたします。97 ページをお願いいたします。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費でございますが、1,556 万 7,000 円を減額し、4 億 2,664 万円とするものでございます。ここの人件費の補正は、4 月から財政課が企画調整課と統合されたことから、2 節 3 節の人件費を 6 目の企画費に組み替えたことによる減額でございます。続いて 5 目、財産管理費でございますが、712 万円の追加でございます。町長車を買替えるため、所要額を計上したものでございます。6 目、企画費でございますけれども、先ほど説明したとおりでございますので、説明は省略いたします。次のページをお願いいたします。9 目の自治振興費でございますが、299 万 5,000 円を追加し、1,963 万 7,000 円とするものでございます。15 節でございますが、虎土並びに東あかね集会施設の改修工事を進めるため 289 万 5,000 円の追加が主なものでございます。11 目情報化推進費でございますが、3,654 万 5,000 円を追加し、6 億 1,539 万円とするものでございます。15 節には、情報通信利用環境整備として 3,453 万 5,000 円を追加してございますが、馬淵川、如来堂川への河川監視カメラ 3 基を設置するための費用でございます。

2 款 3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費でございますが、1,400 万円の追加でございます。これは次のページの 3 款 1 項 2 目、住民生活費との間において、業務にあたる職員分の人件費の組み替えを行うものでございます。

続いて、次のページ 3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費でございますが、2,700 万円を追加し、2 億 1,093 万 8,000 円とするものでございます。13 節には社会保障・税番号制度対応システム改修業務委託料として 2,700 万円を追加してございます。平成 28 年 1 月から開始される社会保障税番号制度に対応できるよう、社会福祉関連システムの改修を行うものでございます。続いて 6 目障害者福祉費でございますが、3,053 万 3,000 円を追加し、5 億 2,998 万 1,000 円とするものでございます。13 節には、障害者福祉システム導入業務委託料 1,350 万。18 節には、このシステム導入にかかりましてパソコンサーバーなどの業務用備品の購入費として 291 万 6,000 円を追加しました。23 節の返還金は 25 年度国庫補助対象給付費確定による返還金 1,411 万 7,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。4 款衛生費 1 項 3 目、予防費でございますが、648 万 4,000 円の追加でございます。各種予防接種業務委託料でございまして、法改正により水痘、いわゆる水ぼうそうでございます。及び高齢者肺炎球菌要望接種ワクチンが追加されたことによるものでございます。

6 款農林水産業費 1 項 5 目、果樹振興費でございますが、565 万 9,000 円の追加でございますが、これは 19 節、特産果樹産地育成等確立事業補助金でございます。県の要請によりまして、来年度予定していた果樹の雨よけハウス等を前倒しで整備するものでございます。次のページ、11 目、農村整備費でございますが、3,150 万 1,000 円の追加でございますが 17 節、用地買収費 598 万 9,000 円、22 節、立木等補償費 2,551 万 2,000 円これは県営中山間地域総合整備事業の用地買収等受託事業費を増額するものでございます。

7 款商工費 1 項 3 目、観光施設費でございますが、172 万 8,000 円を追加し 1 億 4,976 万 3,000 円とするものでございますが、11 節にはバーデハウスなど各施設や器具などの修繕料 255 万円を追加いたしました。

次のページをお願いいたします。8 款土木費 1 項 1 目、道路橋りょう維持費でございますが、8,705 万 3,000 円を追加し、1 億 5,467 万 2,000 円とするものでございます。11 節の需用費でございますが消耗品費 1,216 万 1,000 円、これは主に融雪剤でございます。13 節には除雪業務委託料 4,030 万円。14 節には除雪機械借上料 928 万 8,000 円を計上してございます。15 節の工事請負費は道路維持工事費 1,800 万円でございます。

次のページ。9 款消防費 1 項 3 目、防災費でございますが、270 万円追加いたしました。故障により、南部分庁舎の防災無線操作卓を更新するものでございます。

10 款教育費 4 目の文化財保護費でございますが、295 万 1,000 円を追加し、6,769 万 1,000 円としてでございます。史跡聖寿寺館跡発掘事業費並びに市町村振興協会からの助成を受け、南部氏に係る歴史シンポジウムを開催するための経費が主なものでございまして、7 節から各説に所要額を計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。11 款災害復旧費 1 項 1 目、農林水産業施設災害普及費でございますが、85 万 5,000 円の減額でございます。説明の欄ごらんいただきますと、昨年の台風 18 号により相内上明土地地区に流れ着いた丸太等の処理の災害廃棄物処理特別負担金 113 万 5,000 円を計上してございます。その下の農地災害復旧工事特別補助金 199 万円の減額は、国の災害復旧事業に採択されなかった農地の復旧に対し補助するものでございますが、補助額確定により不用額を減額するものでございます。

12 款公債費 1 項 1 目、元金でございますが、2 億 821 万 8,000 円を追加し、18 億 6,723 万 3,000 円とするものでございます。これは平成 28 年度からの地方交付税削減に備え、一層の財政健全化を図るため、利率 1.5% 以上の地方債を繰り上げ償還するものでございます。

つづいて歳入をご説明申し上げます。93 ページをお願いいたします。9 款 1 項 1 目地方交付税

でございますが、1億3,322万円を追加し54億7,976万7,000円とするものでございます。これは普通地方交付税の追加でございます。本補正予算の一般財源として予算計上したものでございます。なお、平成26年度の普通交付税の決定額でございますが、51億8,100万円余りとなっております。報告させていただきます。

13款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金でございますが、378万9,000円の追加でございます。社会保障税番号制度システム整備費の補助金でございます。

次のページをお願いいたします。14款県支出金2項1目総務費県補助金でございますが、189万8,000円の追加でございます。これは地域の元気支援事業費補助金決定により追加したものでございまして、達者村開村10周年事業等に充当するものでございます。2目の民生費県補助金でございますが、393万4,000円の追加でございます。説明の欄をごらんいただきますと、地域子育て支援事業費補助金については403万5,000円の減額、これは補助率が2分の1から3分の1に変わったことによる減額でございます。その下の保育緊急確保事業費補助金については、これは新規に補助金が創設されたものでございまして、796万9,000円の新規計上でございます。4目の農林水産業費県補助金でございますが、388万8,000円の増額でございます。特産果樹産地育成等確立事業補助金377万3,000円が主なものでございまして、先ほどご説明した雨よけハウス等に充当するものでございます。

14款3項3目、農林水産業費県委託金でございますが、3,150万1,000円を追加し1億790万1,000円とするものでございます。これも先ほど説明いたしました中山間地域総合整備事業の委託金でございます。17款繰入金1項2目、減債基金繰入金でございますが、2億821万8,000円の追加でございます。地方債繰上償還の財源とするものでございます。19款諸収入5項3目雑入でございますが、683万3,000円の追加でございますが、青森県市町村振興協会あるいは県町村会からの各種助成金の助成額確定により679万7,000円を追加してございます。

20款の町債につきましては、第3表地方債補正で説明いたしますので、90ページをお願いいたします。第3表地方債補正まず追加でございますが、社会教育施設整備事業債これは具体的には剣吉公民館の耐震化事業に充当するものでございます。限度額2,030万円でございます。その下の表これは地方債の限度額を変更するものでございます。臨時財政対策債につきましては発行可能額の確定により2460万円を追加して補正後の限度額を3億9,950万円とするものでございます。つづいて情報通信利用環境整備事業債でございますが、3,470万円を増額し3億3,650万円に。町道整備事業債につきましては、2,300万円を増額し1億710万円に。緊急防災・減債事業債につきましては一部、起債の種類を変えたことと別な財源を充当することとしたため、ここは限度額をゼロ

としております。合計、補正前の限度額が8億410万円でした。3,900万円を増額し、8億4,310万円とするものでございます。

前のページにお戻りいただきたいと思います。第2表債務負担行為補正でございますが追加でございます。合併10周年記念誌及びDVD制作業務、期間は平成27年度まで。限度額は334万円としております。平成27年度に南部町は合併10周年を迎えます。その節目に記念誌やDVDの每户配布を計画しておりまして、その業務を平成26年から27年度までの複数年度契約とするため、債務負担行為を設定したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 12時過ぎましたけどもこのまま続けて終わりますか。それとも昼食をとりますか。（「続行」の声あり）続けてやりますか。

説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） ページは97ページ。歳出の部分でございます。2款5目財産管理費、18節備品購入費の700万。町長車の購入ですけども。今、故障していると聞いておりますけども、何年使って何キロぐらい走ったかちょっとお知らせください。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 現町長車は平成13年登録でございますので、13年経過でございます。約26万キロの走行距離でございます。以上でございます。

※山田賢司君 退席

○議長（坂本正紀君） 夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 13年経って26万キロ走っているということで、700万って言えば多分クラウンクラスかなと思いますけども。後ろの方で「安い車でもいいのじゃないか」という話しをしておりますけれども、私は逆に倍位予算をとってやはり町長は南部町の顔でございますのでレクサス、セルシオ位の車種をぜひ載っていただきたいとそういうふうをお願いして終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 3つほど歳出のところで伺いたいと思います。101ページ。南部太ネギ栽培試験業務とあります。この事業についてご説明ください。それと、現在の生産量はどれ位あるのでしょうか。それから、試験栽培業務を多分委託するわけですから、これからどういう方向性をもってこのなんぶ太ネギというのを扱っていくのかお伺いしたいと思います。どれぐらいの生産量を目指しておられますか。

2点目、103ページ。教育費、町村の魅力発信事業これはどういう事業でしょうか。どういった方が関わられて進められる事業でしょうか。その南部町の魅力というのは何なんでしょうか。どういったことでしょうか。ご説明ください。

それから、104ページ。南部学研究会事業。これは、学会的な展開ができそうな広がりをも2回目でもってきたなという感じがするんですが。例えば、普通の学会であれば色んな日本中から集まって来ますから、ホテルの手配だとか懇親会の手配だとかそういったことをまとめてやってくださる業者さんもいらっしゃるんですよ。ただ、それは職員の方が地道にやればできる業務かなと思うんですけども、多分、何人かは非常に距離のあるところからいらっしゃる方々もいらっしゃると思うんですけども。そういった方へのコーディネートというのはどのようになっていますか。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 川守田稔議員のご質問にお答えいたします。南部太ネギの栽培試験の業務ということでございますが、南部町では現在、南部太ネギを町のブランド化ということで推進してございます。現在、この委託料でございますけども、南部太ネギで栽培されている種とジーンバンクに登録されている種と同一のものかそれを試験栽培するものでございます。

試験栽培の方は、青森産業技術センターに委託ということになります。委託料を支払うということは結局、試験の内容をですね町に帰属するためでございます。支払わないと公表される。オープンな試験材料、内容になるということですね。あくまでも町の帰属ということで進めてございます。

南部太ネギの方は栽培するに大変、手間がかかる。コスト高であるということから、去年は5

名の方が栽培してましたけども、今年は8名になってございます。ただ、面積的にはやはり発芽率とかが悪くて、今回は30アールとうことで進めてございますけども。とにかく、品物としては大変、評価が高いので、コストをいくらでも抑えて、生産量をふやしていきたいということを考えてございます。現在、栽培している方々ですけども、一本植えるにしても土を刺して、白いところを35センチ位まで確保する。要するに35センチ刺すということですので、1本1本やっているわけでございます。ですから、これからコストを少なくして生産量をあげるためには、どういうふうにしていくかということで、生産農家の方も色々な試験をやってございます。そうして、試験結果が良い方向になれば、いくらでもふやして町のブランド化ということで広めていきたいと考えてございます。以上です。

※中舘文雄君 退席

○議長（坂本正紀君） 社会教育課長。

○社会教育課長（赤石裕之君） それでは先ほどの町村の魅力発信事業についてご説明いたします。この事業は、9月の28日に開催されます南部七唄七踊り全国大会事業に充てたものでございます。当町の無形文化財の南部手踊り、七踊り、南部七唄民謡、七唄は町といたしまして数百年前から続けている事業でありまして、町をPRしていくうえでの事業と考えて、これを全国に広げている事業であります。

次に、南部学についてのご質問ですがこれにつきましては、先ほど企画財政課長の方からも説明がありました青森県振興協会の方から助成の補助がつきまして、今年10月の5日に第2回の南部学研究会を開催するものでございます。

※中舘文雄君 着席

そして、先ほど議員ご指摘の講演者とかこれに携わるコーディネーター等について、ご説明いたします。まず、記念講演といたしまして、小野正敏先生を迎えて講演する予定となっております。また、基調講演としては、弘前大学の齊藤利男先生をお迎えして講演を行います。また、シンポジウムにつきましては、山形大学の永井教授、青森県文化埋蔵センターの鈴木和子先生、福島県の伊達市の教育委員会の今野先生、新潟の小島先生、シンポジウムの進行、コーディネーター

といたしましては、鶴見大学の伊藤先生をお迎えして開催する予定となっております。

宿泊等の手配につきましては、町のチェリウス、バーデハウス、清水屋旅館等のすべての旅館を充て向けております。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 頑張ってください。南部学というのは、この辺だけの学問なんだろうと私も思っていたのですが、安東水軍だとか平泉とか多くは常滑の云々とあっちのほうまで広がりを見せる可能性があるようですよね。もちろん、北海道の南部の方といいますかね。私ら今まで気づきもしなかったような。実はそういう広がりや、可能性を持っているんだというところがありまして。非常に期待しておりますので頑張ってください。

ネギの件です。ブランド化を目指すんですね。栽培方法だとかそういうことをやはり統一しないとイケないじゃないですか。そうすると栽培に対しての指導というのが、誰が受け持つのかということをやっておかないと。「やあやあ我こそは、南部太ネギ日本一」みたいなそういうあれになっちゃうとサクランボみたいになっちゃうじゃないですか。そうするとやっぱりブランドかっていうのは、難しいんだと思うんですよ。そういったところの、ブランド化に向けての体制を。組織とは言いませんけども体制をちゃんと考えて、遺伝子的には特許として保護するのかどうかとか、いうこともちゃんとやらないと、なかなか無法図に色んなところに広がってしまって、南部太ネギのある価値というのが薄まってしまうと思いますので、そういうお願いをして質問を終わりたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 支出の102ページに関わって、今回、除雪費関係が補正で四千いくら計上されました。昨年、除雪で相当町民の方も色んなことで騒がれました。ですから、当然、ローダー買ったということは入札で見えていますから機械は補強されたなと思って見ていましたけども。除雪に対する計画。新たにこういうのもし検討されているものがあれば、お聞きしたいと思います。金額は去年8,000万かかってことし4,000万ですから、降らなければあれでしょうけども。ただ、除雪対策というものはそれなりに検討しておかなければならないと思いますので、昨年度の計画書と今年度ここ変えようというのがあれば、お聞きしたいと思います。

それから、次の消防費の中で19節の資格取得促進事業補助金というのができました。新しいものですからこれも内容をお願いします。

それから、防災費ですねわたしちょっと気になっていましたけれども、この前の広島、それからほかの地域の状況を見てここに恐らく補正予算組んでいるような調査その他があるんじゃないかなというふうに期待して待ってたのですが、ここにはそういう関係の費用ってのが上がってませんけども、実際に南部町にも今現在、県で進めているような急傾斜。上名久井地区は終わったのかな。沖田面の整備。高屋敷沢が今、進められています。それから、そのほか急傾斜を整備しております。その他に、南部町にあるのはですね、山の方特に真ん中の方にはないと思いますけども、我々の方にもありますけれども。砂防ダム。県で施行した砂防ダムが点在しているのですよ。急傾斜のやつ。それから、南部町でも24年に土砂崩壊の「特別警戒区域です、ここが警戒区域です」とだした地図あります。ですからこういう事例を見て、例えば町で県と協議して調査しているか町単独でそういう場所調査する予定があるのかどうか。防災に関わることでちょっともう少し、予算計上してでもやって行かないと。テレビで言っていました。ここ直してくれって言っても町でやらないうちにこういうことになったと。いうこともありますので、その辺についての対策を。防災に関わる対策とどのように考えているかそれを聞きます。

それから、もう一つ、教育費の中で社会教育課の負担金補助金の中で南部七踊り全国大会を予算の半減。半分減らすという予算が今計上されました。実績では去年もその前も290万。補助金を出してこの事業をやってきたはずです。ですから、今年度の決算それから報告の中でも290万は払ってますという結果出ています。これ半分で本当に南部町で発祥の地として見栄打っているこういう事業を補助金半分にしてどういう考えをしているのかこの辺をお聞きます。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 土木費の除雪関係の補正でございますけれども、昨年度の2月の大雪では記録的な大雪ということで大幅に補正してございましたけれども。今回、例年の例をとりまして大幅な補正は実施しておりませんが、除雪に支障がないように状況判断いたしまして大雪になった場合には、補正等でまた対応させていただきたいと思います。

また、内容につきましては、前年度と比較いたしまして、対応といたしましては融雪剤を多く購入また、委託料も500万ほど増額しております。

また、機械の借上げですけども、前の説明ではロータリー車等の購入も計画するということで

したけれども、色々交付金での購入、また民間リース等も、また実施する場所等検討した結果ですけれども、今回は費用対効果等検討した結果、今回は見送りをしまして、記録的な大雪等が続いた場合は、再度購入等に検討していきたいと思います。また、そのロータリー車は買入してございませんけれども、今回、機械借上げといたしましては、去年は6台リースいたしましたけれども、今年度は2台ふやしまして8台のリースを予定しております。以上でございます。

先ほど、防災の関係になりますけれども、今県営で事業実施している場所につきましては、上名久井地区で1カ所急傾斜の事業を実施しております。また、上名久井はあと2年位ということで完成の見込みでございますけれども、今後はまた青森県の方とそういった場所を地域で要望等、町の方からもそういった場所がありましたら、今後、県の担当の方と現地に出向いて、調査をして実施に向けて協議していと考えてございます。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 103ページ9款消防費の非常備消防費、19節負担金補助及び交付金の資格取得促進事業補助金ということでご質問がございました。

兼ねてより、議員の皆さま、あるいは消防団員の方々から要望のありました中型免許に対する補助のことです。道交法の改正によりまして、平成19年6月2日以降の免許取得者は5トン以上の重量の車両は中型免許取得ということが義務付けられております。また、それ以前の取得の方は、暫定的に8トン車までは乗れるということでございましたけれども。タンク車等につきましては、基本的に8トンを超えているという状況でございますので、基本的には中型免許が必要。現在は大型免許取得者が運用しているという状況でございます。

これからも、特に南部地区の5分団に関しましては、BD1型という軽めの車両からタンク車という10トン近くある車両に変更になるということが決まっておりますので、それらにつきましてはの機関員、運転につきましてはの中型免許の補助をしてはどうかということで、議員の皆さまからのご提案があったものでございます。基本的には、これまでの19年以前に取得された方々、8トンまで乗れる方々をまずは中型に移行させるには、中型限定解除免許取得というのがあるそうでございます。まずは、8トンまで限定で乗れる方を限定解除して11トン未満まで乗れるという免許の取得の方法があるということで、これにつきましては、基本的に9万。10万円はかからないのですけれども、10万近くかかるということでございますので、これにつきまして、2分の

1 補助をしていきたいと思いますということで、2 分の 1 補助で 3 名分。そしてまた 19 年度以降に取得された方は、まったく新しく中型免許を取得していただかなければなりませんので、約 20 万位かかるということですので、それにつきましても半分約 10 万位補助するというのでこれも 2 名分ということで、計上していただいているものでございます。

またその他に当町には、河の搜索、基本にするためのゴムボート形式のボートがですね 3 艘ございます。そして F R P 製のボートが 1 艘全部で 4 艘ございます。南部 1 号、2 号、3 号、4 号と名前がついて車でいう車検、船検を取らなければならない船が 4 艘ございます。これらにつきましても、基本的には 2 級小型船舶操縦士の資格が必要でございますので、基本的には大体、10 万近くかかるということですので、これにつきましても、半分補助していきたいということで、これにつきましても基本的には各地区から 1 人ずつということで 3 名分ということで計上したもので、合計で 54 万 1,000 円ということで計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 社会教育課長。

○社会教育課長（赤石裕之君） 先ほどの南部七唄七踊りの補助金が 2 分の 1 カットになったというご指摘ですけれども、これにつきましては県から先ほど川守田議員からもありましたとおり、町村の魅力発信事業という形で補助が付きまして 145 万円。上段の委託料に 145 万を計上しております。全体にはこの事業 290 万はトータル的に変わらない金額になっております。ただ、補助金としては 2 分の 1 の 145 万ということになっております。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 中館文雄君。

○3 番（中館文雄君） 分けたっていうんで。私が心配したのはせっかく盛り上げて南部町の事業としてやっているのにこういう表示されますとなんで半分に減らされたっていうような想いがあるんじゃないかなって今、質問してみました。トータルでは間違いなく金がいくつてのであれば、いいと思います。

それから、さっき言った、私、防災の方の関係で地域に砂防ダムっていうのは 23 年の水害の時に私の地域ですけれども、砂防ダムがあった。満杯になってそこに木材その他も体積になったのが大雨によって土石流見たいに流されてきて、被害があったって地域が騒いだんですよ。ですから、

ダムは作るのは県でやったんですけど、管理がね。それこそそのまま投げられた状態。どーんと溜まったまま淹みたいに。砂防じゃないわけさ。河の一部になって流される。その辺を県と協議必要なのか、防災の方か、工事になれば建設課のほうで。そういうのもやっていかないと。それはパトロールしか特別予算取らなくても。職員が行って、県と折衝してやるてばそれでもいいでしょうけども。そういう危険な場所をです。やっぱり、確認しておく。防災っていう点では、確認しておくこともやっていかないとならないと思います。県では防災予算というのが昔、そういうのがありました。使うところがない。地域から来ればつかうんだけど、来ないのには使わないという。災害復旧であれば現場見て、災害でやるんですけども。防災は、このまま置くと危ないというところを逆に県の事業として。急傾斜なんかは特にそうですけども。県には図面あるんですよ測量してるの。だから、防災のためにはすぐ何平米って決まれば、法枠やるっていう。何平米部分ではいくらってすぐやれる予算ってのを持っているっていう話し昔聞いて、その図面もたまたま縁があって確認したことあったんですけど。そういう今までは県に対しては道路とか河川馬淵川とか県道ではやってきたんですけど。こういう災害が発生しますとそういう危険な箇所がある地域についてはやっぱり、町としても確認しながらやっていく必要があるだろうと。9月から発足した地域担当職員達はその辺、もう頭に入れて恐らく地域の町内会等行った時にはここがこうだからと説明があると思いますけれども。そういう予算も計上して砂防ダムだとかそういうところのやっぱし、危険な場所の確認作業というのも今後、必要じゃないかなと思って一応、要望と合わせて、査定が全然ゼロ。補正も組んでなかったものですから、そういうのも組んでやる必要があるだろうと思って、お話ししました。

それからもう一つ、さっき総務課長から説明あった。消防団の活動そのものは、私たちは実際に現場で見て、ありがたいというのはわかっています。ただ、実際に。例えば消防団何百人あるなか。全員が希望したら全員にこれ、補助して、資格を取らせないと不公平なんですよ。大きい車、っていうのは私聞いたのはですね。「俺持ってる免許で運転できない車が入った」と「んじゃいざっていう時だれが運転するんだべ」って話し、一番最初聞いたんですよ。だから車の選定からこれは検討しなくてはだめじゃないかと。普通免許で運転できる車種に限定するだとか。消防団、地域消防団はそれぐらいで。極端な言い方をすればね。極端な言い方すれば、そういう車種を選定してだれでもいつでも緊急の時、乗ってでれるような車種に限定して購入するっていうところも地域消防団としては考えないと。大型車入れました運転する人がいません。補助出しますといっても団員に不公平感持たせるというのは、これはだめですね。いざとなれば、団員は同じレベルでやらなきゃいけないから、私も運転するかもしれませんから補助ください私。って

のは、なんこれ私問題にするかといいますと。今、民間でですね、資格、会社で金出して取らせて辞める。資格は個人のものなんです。免許証というのは。資格、全部個人なわけ。辞めたからって返納するわけじゃないんですよ。そのへんの運用管理をちゃんと規定してやらないと。「私も補助もらって免許取りたい」と言って消防団やってすぐ辞めました。今、消防団員じゃないから使えない。その人は民間にいて大型免許や特殊免許持って仕事したといっても止められないわけよ。実際には。その辺の実際にこの補助金、ありがたいことにはありがたいことで団員の活動見ればそこまでという。全員にそういうのが恩恵与えられるというのであれば、この事業は良いと思いますけども。「いやここはだめ、車、大型入ったとこだけの団員」と言うとな「不公平だ」と必ずでてくるような気がするんです。ですから、民間でやっているのは、自己都合で退職した場合は返せってやってるんですよ。そういう規程作ってやってるんですよ。返金してもらう。まあ資格とったのは仕様が、持たせるけども、かかった費用は自己都合で辞める場合は戻す。今、昔みたいに終身雇用じゃないから。昔はもう、金出して資格取らせて働けば定年まで勤めるという前提でやってたんですけど。今の時代は資格取ればもう辞めます。辞められるとこの制度をね悪用するとは言いませんよ。悪用するとは言いませんけども、そういう場合にでた時に、他の団員がおかしいんじゃないかって出た場合に、色々な問題があるような気がするものですから。せっかく良い制度は良い制度なんですけど、全員に。団員全員にそういう資格取らせる補助金を出すなら、良いと思いますけども。それでなければやっぱり、大きい車入った団の分団員だけが補助金もらって免許取った。じゃあその辞めた時じゃあその金だれがどうするのっていうことにならないように。運用を少し、運用規定というものを作っていればあれですけど、その辺のところをもうちょっと厳格にわかったうえでやらないと、不公平感を持たれると私は思いますので。その辺をもうちょっと出す時も「辞めるな」ってわけにはいかないんですよ。「あんた途中で団員やめるなよ」と。「最後まで勤めろ」ってわけにもいかないでしょうし。その辺のところ、運用をもう少しちょっと考えがあればお聞かせいただきたいんですが、まずそういうことです。

それから、除雪の方、業者はもうふやせないんですか。委託業者は今のところふやせないんですよ。業者選定。っていうのは私、ここ何年か見て範囲が広範囲で、こっちやってると一日がかりで夕方じゃなきゃこっち行けないというような設定されてるんですよ。除雪の業者の自分の委託されている範囲がですね。それは前に町内会とって話しもあった。その辺、色々検討はじめてるかなと思って質問してるんで。その辺の業者の負担というのも大変ですけども。ただ、雪降って除雪が十分でないと町民から必ず「どうなってるんだ」って来ますんで、その辺をもうちょっ

と細かい計画書の中でやってく必要があると思うんですが、その辺についてももし考えがあれば、お聞かせください。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 中館議員のご質問にお答えいたします。はじめに、砂防ダムでございますけども。当町にある三八の県民局で管理しています地域整備分でありますけども。砂防ダムは6基ございます。建設等管理も県で実施してございます。現在は、完成から経過年数が経っていますので、現状はダム満杯に土砂が堆積している状態であると思っておりますけども。効果につきましては、計画の当初から土砂が堆積するという事を見込んで、想定して造ってございます。ダムを造って堆積することによって、急勾配を緩和できるということで。またその堆積した上に樹木等が生えて安定するという事で、計画しております。そういったことから、土砂の運搬等もありますけども、そういったのは県の方では、計画していないというふうに聞いております。しかし今議員さんが言われたように、防災の関係上もありますので、現地の方を状況を確認して、管理している県からも確認していただいて今後、どのように対処できるか現地の方で見て協議したいと考えております。

次に先ほど、除雪の業者をふやせないかということですが、今年度の除雪会議はまだ開催してございません。私どももやっていただける業者があれば、今現在やっているのが本当に広範囲にやっておりますので、非常に無理をかけているところがありますので、新しい業者が除雪作業をしてもいいということがあれば、喜んで受けて、町の方でもしたいと考えて。これから会議を開催したいと思います以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 農林課の部分ですけども、ダムですけども、治山ダムというものがございます。これは条件としては、保安林であること。保安林を守ることでございます。それで、平成からですと福地地区には9基、名川地区には12、南部地区にも同じ12基ということでトータル33の治山ダムがございます。

これも急傾斜だどうしても、堆積といいますか、砂利等が流れてきますので、それを緩急斜にして。要するに土を埋めて、緩やかにするということで災害を防ぐというのが目的でございます。

す。そうすると、そのダムに樹が生えたり、草とか、自然になって山と一体になるというような性質のものでございます。

それと中舘議員さんからのご指摘ありましたけども、流木が流れたとかそういうふうなことに關しては、これから県の方とでも確認しながら対応していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 免許制度のことについてということでございますけども。もちろん、町の税を個人の資格取得に出すということでございますので、もちろん全額ではないと、2分の1ということでございます。基本は。そしてまた要件を定めてございまして、まず、補助金の交付要件といたしまして、消防団員としまして、必ず5年以上。免許取得後での活動を確認できる者というものを謳いました。そして、消防学校、青森県消防学校の機関員のコースを修了できるものというふうに謳っております。これは、今年度ですと12月11、12と日程が決まっておりますので、機関員の資格がなければ、車両だけ運転していても消防車両というのは水を出せないと、活動に支障を来す。車両を運ぶだけが運転手じゃありませんので、運転は機関員と申しまして。そのポンプを水を上げてすぐ出せるというような資格をやっぱり取っていただくというものでございます。そしてまた補助金の返還というものも定めております。基本的には今申し上げましたこの2点について「やれなかった時は返還していただきますよ」と。「消防学校に行けない」ということであれば「ちょっとそれはできない」と。後は、虚偽の申請。正当な理由なく運転資格取得できなかった。補助金を目的外に使用した。その他法令に違反した場合。というような場合につきましては補助金を返還していただくというようなことも設けまして、今後、消防団員に説明してまいりたいというふうに思っております。

また、車両の配置等につきましては、今後とも。もちろん、町で決めて「これだ」ということでやってございませぬ。地域の皆様方の要望、消防団の要望、そして町の全体の消防力の整備というものも地域特性を考えながら、車両の特性を考えて配備しているというのは、今後も変わらないというものであります。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 再三で申し訳ないのですが、今、私ちょっと気にしたのは、希望する。まあ分団員から「この人、この人」って指定して「この人」っていう推薦がくるのかもしれないし。分団員ね。南部町全部の団員が「私も私も」っていうこともあり得るわけですよね。私も5年以上勤めます。条件を満たす。私も「じゃあ取りたい」という、そこまで対応するのかどうかということですよ、これからこの事業を。それが一つ。

それからさっき車種の選定、今、総務課長は分団のそっからの要請でということですけども。ただ、町としてこれから要請があったからすべてその要求通りおっきい。おっきいというかその、そういうものにしていくのか。やっぱりでも、常備消防署というのが三戸郡にも配備されてます。地域消防団として、本当にそれだけ完全な、まあ完全なと言えば失礼ですけど。まず、そういうそこまでしてその大型のものを用意したくてはいけないというのは、これは議論する必要があると思うんですよ。私は。地域の消防団。南部町の消防団としてそこまで大型化、大型化にしていく必要があるのかと。だから、性能的に格差があって、「それより1段下がった方はだめ」というのはこれは、私はプロじゃありませんから、わかりませんからこういう質問するのですけども。ある程度、町の方針として車種はというか車はここまでと規格上ここまで。そうすれば、運転免許やその他も特別、講習させなくてもいい。まあその県の消防学校の資格さえ取れば、良いということであれば、消防団員にはできるだけその資格を取らせるような。それに金かけるのは私良いと思うけども。車種を大きくして運転する人がいないから補助金出して免許取らせてそれやるというのはやっぱり、町全体としての方針とすれば検討する余地があると思うんですけどもその辺はどうでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） ちょっと、誤解をされているのかもしれないですけども。消防団の要望に基づいて全て決めているというのでは一切、ございません。これは勘違いされないようお願い申し上げます。基本的には、32個分団ございまして、今の段階では前車両と同等性能のものを入れていくということで合意してございますので。今回、5分団にタンク車を入れるというのは、南部地区にこれまでタンク車が無かったということで。合併以来、これは方針として町で決めていることで、地区から要望があったというのがありますけども、基本的にはタンク車を運用するというのは地区の消防団にとって非常に負担がかかるものでございます。第一線で出動しなければなりませんし、一番、火点の近くに侵入していかなければならないという負担がござい

ます。ですので、分団等ご理解をいただきながら、町の方針も述べて今回、導入が進んでいくというものでございます。

また、議員ご指摘のとおり、全体の消防力を考えていくというのは当然でございます。基本的には今、町は過疎債という非常に有利な財源がございますので、これまではある程度のものが入れてきましたけれども、今後はそうはいかないということで、色んな車種、あるいは軽車両等々も考えて、可搬ポンプそういうのも含めて、検討していかなければならないというのは消防団の方もそういうふうに思っておりますし、町の方針もしゃべっております。

また、先ほどの全ての団員ということですけども。とりあえず5トン以上の車両のある分団。これにつきましては、優先的にやっていかざるを得ないということでございます。中型以上の配置車両がある分団、これがやはり優先的でございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 中館議員。ちょっと待ってください。同一議題に対して、会議規則第55条、質疑の件は3回までとなっておりますので。これで質疑は終了させていただきます。3回行いましたので。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 大分、12時過ぎてから時間経過しましたから、これは1回休憩取って、弁当食ってからやっとうほうがいいんでないですか。

○議長（坂本正紀君） 皆さんどうですか。昼食とりますか。それでは、工藤議員からご発言がございましたので、昼食をとります。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（午後0時46分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩を解きまして会議を再開します。

（午後1時29分）

.....
○議長（坂本正紀君） 質疑が終わっておりませんので、質疑を続けます。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第33、議案第85号、平成26年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） それでは、議案の106ページをお願いいたします。議案第85号、平成26年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）のご説明を申し上げます。

まず第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,009万円とするものでございます。

これは平成25年度からの繰越金が確定したことにより補正するものでございます。歳出を説明いたします。110ページをお願いいたします。1款総務費1項1目一般管理費でございますが、354万円を追加し、1,009万円とするものでございます。11節需用費には、町道の修繕料544万円を追加いたしました。なお、14節の130万の減額、16節の60万の減額は組み替えでございまして、11節へまとめたものでございます。

歳入をご説明いたします。前のページをお願いいたします。2款1項1目繰越金でございますが、354万円を追加し、562万5,000円とするものでございます。平成25年度からの繰越金確定に

よるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第85号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第85号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第34、議案第86号、平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 111ページをお開きください。議案第86号、平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,715万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億1,715万8,000円とするものであります。

115ページをお開きください。初めに、歳入をご説明いたします。9款2項1目の一般会計繰入金について、前年度の繰入金の精算のため、出産育児一時金繰入金を、160万円減額するもの

です。

10款1項2目その他繰越金は繰越金が確定したため2,875万8,000円を補正するものです。

116ページになります。歳出をご説明いたします。1款総務費1項1目の一般管理費の委託料は平成26年度法改正により高額療養費制度の自己負担限度額の見直しに対応するため154万5,000円を補正するものです。2項1目の賦課徴収費は同じく法改正により軽減世帯の拡大に対応するため118万8,000円を補正するものです。

9款基金費1項1目の財政調整基金積立金は補正予算の歳入歳出の差額分について2,441万1,000円を計上するものです。

11款諸支出金1項3目償還金は平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業補助金の精算により超過交付金を返還するため1万4,000円を補正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第86号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第86号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第35、議案第87号、平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 117ページをお開きください。議案第87号、平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ846万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億4,769万6,000円とするものであります。

120ページをお開きください。初めに、歳入からご説明いたします。7款繰入金2項1目の介護給付費準備基金繰入金を843万7,000円を補正するものです。取崩し後の介護給付費準備基金残高は500万6,969円となっております。

8款1項1目繰越金は平成25年度の繰越金が確定したため2万3,000円を補正するものです。

121ページをお開きください。6款諸支出金1項2目の償還金は平成25年度事業費確定により国、県、支払基金の返還金で845万6,000円を計上したものです。

2項1目一般会計繰出金は平成25年度事務費の返還に伴う返還金補正で4,000円を計上したものです。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 制度改正でもって要支援ですか。要支援1、2。あれが介護保険から外されるというふうにちょっと私、理解してたったのですけども、それはその解釈でよろしいでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 外されるというよりも、介護保険の制度から分離されます。特別会計予算の中でこれまで含まれてやってきたわけなんですけども。今、特別会計予算の中で介護予防というところに入っている部分がですね、恐らく一般会計になるものかと想像しますが、来年度からはそちらの方で要支援もしくは要支援になるような方の事業展開をしていくことにな

ります。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） ということは、一般会計ということは町の予算の一般会計ということなんでしょうか。あれなんですけども例えばですね、デイサービスなんかはどこぞのバスが来てお迎えに行って、お風呂入って、なんかそういう夕方に帰って来るという。ああいった事業っていうのは、介護保険の中ではなくなるということなんですね。それが継続されるとしたらどういう予算措置して継続されるということなんですか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 制度改正の国の目的の話になりますけども、これについては介護保険の中でやってきていましたが、後期高齢者が今後ふえていくという中で、要支援に対する給付だけでは、要介護状態の人がふえていく予測にしかないわけですので。市町村の方に要介護状態になる前の要支援者に対して、先ほど議員がおっしゃっていたヘルパーとかデイサービスのサービスのほかに市町村で工夫して要介護状態に陥らないようにやってくださいということで。これまで介護保険が始まる前は老人福祉の方でやっていました。その時は2分の1国庫補助、4分の1県費、町4分の1という予算の中でやってきていましたので。その状態に戻るような形になるのかなという予想は今の段階ではしています。ただ、国の方では後期高齢者の人数とかによって限度額が決められるようですので、それについてはまだ詳細はわかっておりませんので、なんとも申し上げられませんが。今、現状、当町でサービス受けてる方については、極端に変わることは一切、心配しないです。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第87号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第87号は原案のとおり可決されました。

.....

◎常任委員会報告

○議長（坂本正紀君） 日程第36、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで常任委員会報告を終わります。

.....

◎委員会の閉会中の継続調査の件の上程、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第37、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、お手元に配布してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から委員会の閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

.....

◎閉会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第59回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、8月29日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

また、提出いたしました全ての案件につきまして、終始、熱心かつ慎重にご審議を尽くされ、議決を賜りましたことに、心からお礼申し上げます。

とりわけ、平成25年度南部町一般会計及び特別会計、計20件の歳入歳出決算につきましては、決算特別委員会において綿密なご審議をいただき、深い敬意を表する次第であります。

本定例会の一般質問で取り上げられました、人口減少問題や介護、子育て、産業、道路等のインフラ、防災、地域経営などの課題は、当町のみならず、全国の自治体が直面している課題であり、どれを取っても町民の生活に深く関わる重要なことであります。

その中でも、日本各地で発生している大災害を目の当たりにして、町民の不安と防災に対する意識は、これまで以上に高まっているものと思われますので、南部町が安心して暮らすことができる場所であるように、町民の生命・財産を守るための備えをしっかりとしていきたいと考えております。

また、人口減少問題については、このほど、人口減に歯止めをかけ、活力ある社会を維持するため、国と自治体が具体的な数値目標を盛り込んだ総合戦略を作成する「まち・ひと・しごと創生法案」の内容が示されたところであります。

総合戦略は、都市から地方への流れをつくることを目的とし、地方での雇用創出や子育て支援といった施策が規定されるようであります。

町としましても、子どもたちが将来に渡って希望が持てるように、そして、町民の皆様が、子どもを産んで良かったと感じられる町であるように、国や県に要望すべき所は強く申し上げ、町ができることに関しては、これまで以上に町民目線に立った施策を立案し、実行していきたいと

考えております。

さて、9月に入り、あれほど暑かった日が最近では朝晩の気温が下がり、いよいよ実りの秋を迎えようとしています。

水稻は、8月上旬以降に降雨が続き、日照時間が平年を下回った影響が心配されましたが、その後順調に生育しているとみられ、東北農政局が8月末に発表した作柄は「やや良」となっており、その他の農作物も合わせまして、今後の天候に期待するところであります。

リンゴは、4月中旬に凍霜被害が一部で発生したものの、その後は好天に恵まれ、生育は順調な状況で、全般に十分な着果量となっており、平年をやや上回る出来が期待できると考えているところであります。

早いもので、平成26年度も半分が過ぎようとしています。町が今年度計画している事業の進捗状況を確認し、予算を執行する際には、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを改めて肝に銘じ、適正・確実に行って参る所存であります。

来年は、南部町が誕生してから10年目という節目の年となります。当町をとりまく課題は、どれも簡単なものではなく、じっくりと腰を据えて取り組まなければならないものばかりでありますので、「常に町民のために」という気持ちを忘れずに、未来へ向けて着実に歩みを進めることができるように、これまで以上に町民の声に真摯に耳を傾け、町民の皆様からのご理解とご協力をいただきながら、元気な南部町、住んで良かったと思われる南部町になるように、誠心誠意取り組んで参りたいと思っております。

明後日には、青森県民駅伝競走大会、9月8日月曜日から10日までは名川秋まつり、13日、14日はとまべちまつりのイベントが続きます。

議員各位におかれましては、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。そして、本定例会のお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君）　ここで、私からも一言御礼の言葉を申し上げます。

去る8月29日から本日までの8日間、議員各位におかれましてはご熱心にご審議を賜り、平成25年度各会計の決算を認定、また、条例の制定並びに平成26年度各補正予算などの多岐にわたる議案の成立がなされましたことを議長として厚く御礼を申し上げます。

また、議事の進行に各位のご協力を得ましたことを重ねて御礼を申し上げます。

なお、理事者側各位におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望を十分に尊重いたし、執行に当たっては周到なる注意を払われ、今後の施策の運営に反映さ

れますことを強く要望する次第であります。

皆様におかれましては、今後ますますご健勝で南部町発展のために格段のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、甚だ簡単でありますがお礼のあいさつといたします。

これをもちまして、第59回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午後 1 時49分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂 本 正 紀

署 名 議 員 佐々木 勝 見

署 名 議 員 工 藤 幸 子